

未定稿

# 畜産クラスター事業

## Q & A

注：Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年5月7日版

農林水産省畜産局 企画課・飼料課

公益社団法人中央畜産会

# 目次

I	概要	1
	問1 畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。	1
	問2 基金と一般予算の違いは何ですか。	1
	問3 基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。	2
	問4 補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。	2
	問5 畜産クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合がありますが、どうすれば情報が得られますか。	2
II	畜産クラスター協議会	3
	問1 畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。	3
	問2 事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。	3
	問3 畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。	3
	問4 畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。	4
	問5 畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。	4
	問6 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。	4
	問7 畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。	4
	問8 地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会がありますが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。	5
	問9 畜産クラスター協議会を解散することはできますか。	6
III	畜産クラスター計画	7
	<b>【畜産クラスター計画の作成】</b>	7
	問1 畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。	7
	問2 補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。	7
	問3 畜産クラスター協議会を都道府県域一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。	7
	問4 事業を活用する法人において、グループの本社がA県に所在し、B県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、どちらの県で畜産クラスター計画の認定を受ける必要がありますか。	8
	問5 同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。	8
	問6 補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。	8

問 7 広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。 .....	9
問 8 家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。 .....	9
<b>【目標の設定】</b> .....	10
問 9 目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。 .....	10
問 10 畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。 .....	10
問 11 畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。 .....	10
問 12 畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。 .....	11
問 13 都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。 .....	11
問 14 総合評価基準の基本的な考えを教えてください。 .....	11
問 15 農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。 .....	12
問 16 減算事項を追加した理由を教えてください。 .....	12
問 17 総合評価基準のⅠの(1)の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。 .....	13
問 18 令和6年度補正予算から、収益性向上タイプの成果目標である「販売額の増」が「単位頭羽数当たり販売額の増」に変更となりましたが、クラスター計画上の目標も変更する必要がありますか。 .....	14
<b>【成果目標】</b> .....	14
問 19 成果目標年度の設定について教えてください。 .....	14
問 20 事業評価（成果報告）を実施する際、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。 .....	15
問 21 成果目標の変更はできますか。 .....	15
問 22 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どのような雇用形態をいいますか。 .....	16
<b>【畜産クラスター計画の認定】</b> .....	16
問 23 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。 .....	16
問 24 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。 .....	17
問 25 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。 .....	17
問 26 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はあります	

か。	17
問 27 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。	17
問 28 畜産クラスター計画の認定に当たって、第三者の評価等を入れる必要はありますか。	18
問 29 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。	18

**【その他】** .....18

問 30 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。	18
問 31 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。	19
問 32 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。	19

**IV 中心的な経営体** .....20

問 1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。	20
問 2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるのですか。	20
問 3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いませんか。	20
問 4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けられることもあるのですか。	20
問 5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。	21
問 6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場合補助の対象となりますか。	21
問 7 平成 28 年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を教えてください。	22
問 8 株式会社又は持分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。	22
問 9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的经营体に位置付けられますか。	22
問 10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的经营体に位置付けられますか。	23
問 11 農業者（耕種農家）が出資して設立した会社等は中心的经营体に位置付けられますか。	23
問 12 農業高校や農業大学等は中心的经营体に位置付けられますか。	23
問 13 福祉法人が障がい者支援のために農場を営む場合は中心的经营体に位置付けられますか。	24

**V クロスコンプライアンス** .....25

**【飼養衛生管理基準クロスコンプライアンス】** .....25

問 1 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。 .....	25
問 2 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。 .25	
問 3 畜舎を整備し規模拡大を図る場合の埋却地等の確保は、施設整備を行う前に行わなければならないのですか。 .....	25
問 4 畜舎を整備して増頭する場合、実際に飼養頭数が増加するのは施設が完成後となるので、施設の完成時点又は実際に頭数が増加する時点までに埋却地確保等の確保を行うということでも良いですか。 .....	26
問 5 事業計画によっては、増頭しない場合もありますが、埋却地の確保状況等、計画団体が確認するの必要がありますか。 .....	26
問 6 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。 .....	27
問 7 チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。 .....	27
問 8 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのように行うのですか。 .....	27
問 9 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。 ....	28
<b>【環境負荷低減クロスコンプライアンス (みどりチェック)】</b> .....	28
問 10 みどりチェックシートによる取組の確認を行うこととなった理由は何ですか。 .....	28
問 11 畜産クラスター事業におけるみどりチェックについて、具体的な手続きを教えてください。 .....	29
問 12 みどりチェックを実施しないと、事業に参加できないということですか。 .....	29
問 13 みどりチェックでチェックした項目について、いつまで取組を継続する必要があるのですか。 .....	30
問 14 申請時には基本的に全項目をチェックすることになっていますが、報告時にチェックできなかった場合や、国の事後確認の際に取組が実施されていなかった場合、何らかのペナルティがありますか。 .....	30
<b>【生乳需給安定クロスコンプライアンス】</b> .....	30
問 15 生乳需給安定クロスコンプライアンスを実施することとなった理由は何ですか。 ...	30
問 16 生乳需給安定クロスコンプライアンスについて、具体的に満たすべき要件と必要になる手続きを教えてください。 .....	31
問 17 全国的な生乳需給安定のための取組に拠出していないと、事業に参加できないということですか。 .....	32
問 18 就農 1 年以内の新規就農者であり、出荷実績が 12 か月に満たない場合も、事業に参加できますか。 .....	32
問 19 いつまで拠出し続ける必要がありますか。 .....	32
問 20 事業申請後、拠出をやめてしまった場合、何らかのペナルティがありますか。 .....	33
<b>【安全性検査合格機の選定】</b> .....	33
問 21 なぜ安全性検査合格機を導入することになったのか、また畜産関係ではどのような	

農業機械が対象となるのでしょうか。 .....	33
問 22 該当する機械を導入する場合、どのような書類や手続きが必要ですか。 .....	33

VI 施設整備事業..... 34

**【事業実施主体・取組主体】** ..... 34

問 1 事業全体の仕組みはどのようなものですか。 .....	34
問 2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からですか。 .....	34
問 3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含む多様な担い手がより利用しやすくするべきではないですか。 .....	34
問 4 法人化しない経営体が事業参加するために必要な知事特認の内容を教えてください。 .....	35
問 5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何をもって判断するのですか。 .....	35
問 6 「原則として 45 歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認められるのですか。 .....	35
問 7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるのですか（基準は示さないのか）。 .....	36
問 8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリース方式のみですか。 .....	36
問 9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散整備は可能ですか。 .....	36
問 10 市町村は施設整備の取組主体になることができますか。 .....	36
問 11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得ますか）。 .....	37
問 12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。 .....	37

**【対象施設】** ..... 37

問 13 畜舎等を整備するための用地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。 .....	37
問 14 自給飼料関連施設の整備において、施設用地の造成整備が補助対象となっていますが、造成整備に必要な経費の全てが補助対象となりますか。 .....	38
問 15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。 .....	38
問 16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、井戸や水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。 .....	38
問 17 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。 .....	39
問 18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合は補助対象になりますか。 .....	39
問 19 事業で整備した畜舎等の屋根に太陽光パネルを設置することはできますか。 .....	40
問 20 バイオマスプラントやコンポストを整備する場合は、家畜排せつ物処理施設の基準事業費を適用しなければなりません。適用する場合は、どの基準事業費を適用することとなりますか。 .....	40

問 21 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼料用米活用）」について、エコフィード・飼料用米に係る取組を対象としています。食品残さの加工施設やTMRセンターの整備は可能ですか。.....	40
問 22 飼料用米保管庫は、補助対象ですか。.....	41
問 23 飼料タンクやフィーダーを単体で整備する場合でも補助対象になりますか。.....	41
問 24 牛舎から放牧地又は別棟のパーラーまでの通路は補助対象になりますか。.....	41
問 25 衛生施設としてエプロン（コンクリート敲き）を補助対象にできますか。.....	42
問 26 施設周りに飼養管理作業を行う舗装スペースを整備したいのですが、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる作業について教えてください。.....	42
問 27 防疫上必要な外構舗装やフェンスを補助対象にできますか。.....	43
問 28 家畜飼養管理施設と一体的に整備する設備のうち、「放飼」「消毒」に関わる設備とは具体的にどのようなものですか。.....	43
問 29 畜産物加工施設の範囲は、どのようなものですか。規模などの要件はありますか。食肉センター、食鳥処理場は補助対象ですか。.....	43
問 30 畜産クラスター事業の補助対象となる畜産物加工施設について、高付加価値の乳製品・食肉加工品・鶏卵加工品を製造する施設とありますが、具体的には、どのような施設ですか。.....	44
問 31 加工業者が畜産クラスター事業を活用して畜産物加工施設の整備は可能ですか。...	44
問 32 畜産農家が構成員となった事業協同組合や会社の場合、畜産クラスター事業による畜産物加工施設の整備は出来ますか。.....	45
問 33 畜産物加工施設の整備を行う際に、整備する施設で加工する畜産物は殆どが自己の経営で生産する畜産物であることとなっていますが、殆どとはどの程度ですか。.....	45
問 34 施設整備事業で乳用牛舎と一体的に搾乳ロボットを整備する場合、サンプリング装置、乳成分分析装置、繁殖管理ソフト、経営管理ソフト等のオプション装備も補助対象になりますか。.....	45
問 35 畜産クラスター事業で集出荷施設は補助の対象となりますか。.....	46
問 36 共同利用するためのGPセンターの整備は可能ですか。.....	46
問 37 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の基準を適用した畜舎も補助対象になりますか。.....	46
<b>【補改修】</b> .....	47
問 38 畜舎等の補改修や増改築は補助対象となりますか。.....	47
問 39 「補改修後の施設の法定耐用年数が5年以上確保されること」とはどういうことですか。.....	47
問 40 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も支援するのですか。.....	48
問 41 持続性向上タイプで補改修に取り組みやすくなったと聞きましたが、どういう意味ですか。.....	48
問 42 離農跡地や後継者不在の経営施設を補改修する場合、例えば、A氏の所有する施設をA氏が所有したまま、中心的な経営体であるB氏（畜産農家）が借り受けて補改修する場合も対象になりますか。.....	49

問 43 施設の購入に係る経費については、補助対象となりますか。 .....	49
問 44 畜舎等を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は本事業の対象となりますか。 .....	49
問 45 施設整備後に追加的な模様替えを行いたいのですが、どのような手続きを行えば良いのですか。 .....	49
問 46 スタンションや換気扇といった施設の内部設備の入れ替えは補改修に該当しますか。 .....	50
問 47 暑熱対策のため、屋根のふき替えや壁への断熱材の施工を補改修として実施できますか。 .....	50
問 48 事業により整備した施設の改修等（建替、増築、補修、改修、廃棄）は、整備後何年経過すれば可能ですか。5年経過すれば良いとも聞きましたが本当ですか。 .....	50
<b>【環境】</b> .....	51
問 49 畜産クラスター協議会の構成員に周辺住民を参画させることは必須となりますか。 .....	51
問 50 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。 .....	51
問 51 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。 .....	51
問 52 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場合は補助金の返還が必要ですか。 .....	52
問 53 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することはできますか。 .....	52
問 54 収益性向上タイプにおいて、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とすればよいのですか。 .....	52
<b>【家畜導入】</b> .....	53
問 55 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。 .....	53
問 56 生産者や地域（都道府県、市町村、農協等）の独自財源により畜舎を整備し農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。 .....	53
問 57 平成 29 年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が 48 か月齢未満から 72 か月齢未満まで引き上げられていますが、どのような理由から変更になったのですか。また、これによる注意点はありますか。 .....	54
問 58 平成 29 年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業で導入する家畜も、保険に加入する必要はありますか。 .....	54
<b>【従業員への経営移譲】</b> .....	54
問 59 従業員への経営移譲の特例の目的と活用にあたっての要件を教えてください。 .....	54
問 60 目標達成の期限と経営を譲り渡すタイミングはどのように設定すればいいですか。 .....	55
問 61 成果目標達成後、経営移譲が完了したことを報告する必要はありますか。 .....	56
<b>【規模要件】</b> .....	56
問 62 必ず規模拡大、生産効率の改善をしなければいけないのですか。 .....	56

問 63 令和6年度補正予算から規模要件が廃止となったということは、地域の平均に満たない小規模農家も事業対象となるのですか。 .....	57
<b>【生産効率向上要件】</b> .....	57
問 64 生産効率向上要件は、必ず増産を伴うものですか。 .....	57
問 65 畜産物の出荷量の拡大を生産効率向上要件とした場合、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産のように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。 .....	57
問 66 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量が向上又は労働時間等が低減すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのですか。 .....	58
問 67 生産効率向上要件について、事業実施計画に「生産効率向上に係る取組概要」と「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」を記載することとなっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。 .....	58
<b>【飼料作付要件】</b> .....	59
問 68 飼料作付要件の内容を教えてください。 .....	59
問 69 飼料作付要件が設定された背景を教えてください。 .....	59
問 70 二毛作・二期作に取り組む場合の考え方を教えてください。 .....	60
問 71 永年生牧草を二番草・三番草まで収穫する場合、二毛作・二期作と同様に延べ面積としていいでしょうか。 .....	60
問 72 飼料作付面積及び経産牛頭数の集計時点を教えてください。また、確認方法は経営内で記録している台帳等でいいでしょうか。 .....	60
問 73 飼料作付要件の水準はいつまで維持する必要がありますか。増頭してもいいのですか。 .....	61
問 74 購入国産飼料の面積換算はどのように行えばいいですか。 .....	61
問 75 作物統計に単収データが記載されていないものはどのように面積換算すればいいですか。 .....	62
問 76 飼料生産をコントラクターに委託し、自身で利用する飼料は全量TMRセンターから購入しているため、自身の所有面積と飼料利用量が対応していません。どのように要件確認をすればいいですか。 .....	62
問 77 協議会内の複数酪農家のグループ（例：同じコントラクターの構成員）で飼料作付面積の調整をしていいですか（総作業面積÷構成員人数で計算した1名当たり面積で要件確認をしていいですか）。 .....	62
問 78 新たに経営を開始するので、現状、飼料作付要件を満たしていないのですが、これから作付面積を確保するので、搾乳牛舎の整備を認めてほしいです。 .....	63
問 79 施設整備事業の実施前年度に飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（エサ活事業）に参加しているので、1頭当たり飼料作付面積をすでに報告していますが、再度報告する必要がありますか。 .....	63
問 80 購入国産飼料を面積換算しても飼料作付要件の水準に達しないのですが、搾乳牛舎の整備を認めてほしいです。 .....	64

問 81 国産飼料への置き換えの取組を行う場合、エコフィードを国産飼料として計上できますか。 .....	64
<b>【収益性向上タイプの成果目標】</b> .....	64
問 82 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。 .....	64
問 83 施設整備事業のうち収益性向上タイプについて、TMRセンターやCS・CBSのような利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向上効果を成果目標に設定できますか。 .....	65
問 84 畜産クラスター事業で、バイオガспラントを構成する施設の一部を整備した場合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必要がありますか。 .....	65
問 85 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。 .....	66
問 86 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。 .....	66
<b>【評価の取扱い】</b> .....	67
問 87 地方農政局等は、都道府県事業成果報告書の「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、都道府県に対して改善措置を提出させることとなっておりますが、既に改善措置を行っているなどにより、期間を置かず目標達成の報告をさせることが明らかな場合でも改善措置の提出が必要ですか。 .....	67
<b>【複数回の事業活用の取扱い】</b> .....	68
問 88 過年度に収益性向上タイプで施設整備事業を実施した取組主体が、再度、施設整備事業を実施することは可能ですか。 .....	68
問 89 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が設定した目標達成年度よりも前に目標を達成した場合でも施設整備事業を実施することは可能ですか。収益性向上タイプと持続性向上タイプで考え方の違いはありますか。 .....	68
<b>【事業年度】</b> .....	69
問 90 複数年度での事業実施は可能ですか。 .....	69
問 91 複数年度事業を実施するに当たり、工期の分割はどのように行えばいいですか。 ...	69
問 92 複数年度事業を実施するに当たり、入札及び契約を一括で行うことは可能ですか。 70	
問 93 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実ですか。 ...	70
問 94 肉用牛・酪農重点化枠で実施する施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。 .	71
問 95 要領別添3の第2の1の(3)の(3)のカにおいて、交付手続については、「原則として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とはどのような場合ですか。 .....	71
<b>【事業費】</b> .....	71
問 96 基準事業費、特認事業費及び特例事業費の対象経費の考え方を教えてください。 ...	71
問 97 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。 ....	72

問 98 特例事業費はどのような背景で設定されたのですか。適用できる場合について教えてください。 .....	72
問 99 特認事業費及び特例事業費を認める場合に、地方農政局長等に対して協議すべき内容を教えてください。 .....	73
問 100 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。 .....	73
問 101 令和6年度補正から、補助上限額が設定されたのはなぜですか。 .....	73
問 102 建築費や生産資材価格が上がっている中で補助上限額が設定されたら、事業実施が困難になります。 .....	74
問 103 都道府県や市町村による上乗せ補助をすることは可能ですか。 .....	74
問 104 地方財政措置が適用される基準と範囲について教えてください。 .....	74
<b>【採択】</b> .....	75
問 105 事業採択に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金」のようなポイント制になりますか。 .....	75
問 106 採択はどのような考え方で行うのですか。 .....	75
<b>【手続き】</b> .....	75
問 107 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を経由して交付されますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要ですか。 .....	75
問 108 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり総合支援交付金」では主たる市町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなりますか。 .....	76
問 109 基金事業の補助金は、市町村を経由して交付されますか。 .....	76
問 110 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続きの簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。 .....	76
問 111 提出書類の簡素化はできますか。 .....	76
問 112 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法はありますか。 .....	77
問 113 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるかとされていますが、その際に付すべき条件は何ですか。 .....	77
問 114 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えますか（事前着工届の省略は可能ですか）。 .....	78
問 115 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かありますか。 ..	78
問 116 事前着手手続きはいつからできますか。 .....	78
問 117 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。 .....	78
問 118 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。 .....	79
問 119 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。 .....	79
問 120 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施工に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。 .....	79

問 121 「強い農業づくり総合支援交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。 .....79

問 122 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。 .....80

**【費用対効果分析】** .....80

問 123 施設整備事業において、どのような場合に費用対効果分析が必要ですか。どのように費用対効果分析を実施すればいいですか。 .....80

問 124 持続性向上タイプにおける事業実施状況報告について教えてください。 .....81

問 125 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。 .....81

問 126 施設整備事業のうち収益性向上タイプの費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。 .....82

問 127 施設整備事業のうち収益性向上タイプの費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。 .82

問 128 施設整備事業の収益性向上タイプの費用対効果分析において、畜産経営体所得効果を算定する際、減価償却費を支出計上することになっていますが、この場合の減価償却費（額）については、国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いることは可能ですか。 .....82

**【保険への加入】** .....83

問 129 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。 .....83

**VII 機械導入事業**.....84

**【概要】** .....84

問 1 「機械導入事業」について説明してください。 .....84

問 2 「機械導入事業」について説明してください。 .....84

問 3 平成 26 年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成 27 年度補正予算でどのように見直したのですか。 .....85

問 4 機械導入事業の導入方法や補助対象機械装置については、今までどのような見直しを行ってきましたか。 .....85

**【事業実施主体】** .....87

問 5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのですか。 ....87

問 6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間団体を事業実施主体として公募した理由は何ですか。 .....87

**【購入方式】** .....88

問7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。 .....	88
問8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要がありますか。 .....	88
問9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのようなものですか。 .....	89
問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。 .....	89
問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。 .....	90
問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能ですか。 ...	90
問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。 .....	90
<b>【リース方式】</b> .....	90
問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。 .....	90
問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないですか。 .....	91
問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付は承認されるのですか。 .....	92
問17 この事業でリース契約を行いました。リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。 .....	92
問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変更することは可能ですか。 .....	92
<b>【補助対象機械装置等】</b> .....	92
問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないのですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。 .....	92
問20 問19の1の(3)で言う「6次産業化的な取組」とは、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。 .....	93
問21 温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。 .....	94
問22 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。 .....	94
問23 自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。 .....	94
問24 自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。 .....	95
問25 自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。 .....	95
問26 「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。 .....	95
問27 「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。 .....	96
問28 「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルクローラーはどのような場合に対象となりますか。 .....	96
問29 「飼料給与関係機械装置」のうち、自走式給餌機を飼料生産受託組織が導入することは可能ですか。 .....	96

問 30 「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。.....	96
問 31 「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。.....	97
問 32 手押し式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。.....	98
問 33 「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。.....	98
問 34 稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。.....	98
問 35 稲わら収集機を飼料生産組織が導入することは可能ですか。.....	99
問 36 「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。.....	99
問 37 「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。.....	99
問 38 自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。.....	100
問 39 「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。.....	100
問 40 コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。.....	101
問 41 飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。.....	101
問 42 粉碎機、糶すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。.....	101
問 43 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはだめですか。.....	101
問 44 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。.....	102
問 45 「エコフィード調製・給与関係装置」はどのようなものですか。.....	102
問 46 飼料増産優先枠の「飼料増産関係機械装置」のうち、「TMR運搬車」は、どのようなものが対象となりますか。.....	102
問 47 飼料増産優先枠の「飼料増産関係機械装置」のうち、「子実用とうもろこし乾燥機」は、どのような場合に対象となりますか。.....	103
問 48 「飼料給与関係機械装置」のうち「ミキサーフィーダー・餌寄せロボット一体機」とはどのような機械ですか。.....	103
問 49 「スマート農業関連機械装置」のうち「養鶏監視（へい死鶏）システム」とはどのような機械ですか。.....	103
問 50 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。.....	104
問 51 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょう。.....	104
問 52 平成 29 年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」はどのようなものですか。.....	105
問 53 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。.....	105
問 54 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。.....	105
問 55 無人トラクターは、補助対象になりますか。.....	106
問 56 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とならない	

場合を教えてください。 .....	106
問 57 過去に本事業で導入したホイローダー等で使用するためのアタッチメントの単体 導入が可能となったが、留意すべき内容を教えてください。 .....	106
問 58 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。 .....	107
問 59 油圧ショベルは補助対象になりますか。 .....	107
問 60 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。 .....	107
問 61 鶏が産卵するためのネストや鶏用ケージは対象になりますか。 .....	107
問 62 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。 ..	108
問 63 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。 .....	108
問 64 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。 .....	108
問 65 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。 .....	108
問 66 ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備す る機械との違いは何ですか。 .....	108
問 67 既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対 象となりますか。 .....	109
問 68 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。 .....	109
問 69 車両等の機械装置にエアコンが補助対象となる場合はありますか。 .....	109
問 70 既存機械の更新は補助対象外となっていますが、どのようなものが更新に該当しま すか。 .....	109
問 71 自らのGPセンターで他者の鶏卵を処理する場合に機械装置の導入は可能ですか。 ..	110
問 72 「畜舎温度制御機械装置」のうち、「冷房装置」や「暖房装置」とは、どのような 機械ですか。 .....	110
問 73 ホイローダー等の動力源は、効率的・効果的な導入推進のため、「畜産、酪農関 係機械に要する動力源」として、1つにまとめられたが、その動力源に取り付けるベ ールグラブやパレットフォーク、マニアフォークなどのアタッチメントは、1 飼料給 与関係機械装置、9 飼料収穫・調製用機械装置、10 その他飼料生産関係機械装置、13 飼料調製用機械装置といった機械装置区分ごとに分かれたままであるが、飼料収穫・ 調製作業の後に一連で飼料給与に使うなど、他の機械装置区分の作業で使うことはで きないのか。 .....	111
問 74 家畜運搬車を導入するにあたっての要件を教えてください。 .....	112
問 75 導入できる家畜運搬車の設備や種類に基準はありますか。 .....	112
問 76 なぜ家畜運搬車に補助上限を設けているのですか。 .....	113
<b>【取組主体】</b> .....	113
問 77 取組主体の要件を教えてください。 .....	113
問 78 集団も対象となりますか。 .....	114
問 79 認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けな かった場合、補助対象外となりますか。 .....	114
問 80 取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。 .....	114
問 81 過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。 ....	115

問 82 畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。.....	116
問 83 取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場もしくは死亡した場合、どうなりますか。.....	116
問 84 取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。.....	116
問 85 取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。.....	117
<b>【要望調査】</b> .....	117
問 86 ホイルローダーとベールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。.....	117
問 87 施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。.....	117
問 88 施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないですか。.....	117
問 89 要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。.....	118
問 90 収益性向上タイプの導入の必要性について複数選択できることとなったが、成果目標はどのように設定するのですか。.....	118
<b>【協議会における優先順位の決定】</b> .....	119
問 91 畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか。.....	119
問 92 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。.....	119
問 93 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。.....	119
問 94 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。.....	119
問 95 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。.....	120
問 96 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。.....	120
<b>【割当】</b> .....	120
問 97 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。.....	120
問 98 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。.....	121
問 99 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。.....	121
問 100 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予	

- 定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。 ..... 121
- 問 101 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分  
 予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のことを事業の対象としてもかまいません  
 か。 ..... 121
- 問 102 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信ができなかった場合  
 等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の優先順位  
 のものを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。 ..... 122

**【事業参加申請】** ..... 122

- 問 103 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認め  
 られる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更・廃盤・モデ  
 ルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はどこまで認められます  
 か。 ..... 122
- 問 104 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのような場合  
 ですか。また、その使用目的は何ですか。 ..... 122
- 問 105 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知りたい場合  
 の問い合わせ先を教えてください。 ..... 123
- 問 106 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別途、同じ  
 機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。 ..... 123
- 問 107 補助金及び交付申請に関する確認書がリース方式の場合も提出することとなった  
 が、どのような考えで提出させるのですか。 ..... 123
- 問 108 添付資料を省略する場合の留意点は何ですか。 ..... 124

**【収益性向上タイプの成果目標】** ..... 124

- 問 109 機械導入事業の収益性向上タイプの成果目標はどのように考えれば良いのですか。 124
- 問 110 機械導入事業の収益性向上タイプの成果目標は、経営全体について5%改善する必  
 要があるのですか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料  
 費のみの5%削減でも良いのではないのでしょうか。 ..... 125
- 問 111 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりません。 ..... 126
- 問 112 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかる  
 ため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このよ  
 うな場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いのですか。 ..... 126
- 問 113 単位頭羽数あたりの販売額の増加を成果目標とする場合、販売額の積算をする場合  
 の生産物価格（単価）は変動しないと仮定してかまいませんか。 ..... 126
- 問 114 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換  
 算して成果目標として設定しなくてはなりません。 ..... 127
- 問 115 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。 ..... 127
- 問 116 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%（大規  
 模経営にあっては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。 ..... 127
- 問 117 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で前年  
 度の数値がわからない場合はどうすれば良いのですか。 ..... 128

問 118 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えれば良いのですか。	128
問 119 飼料生産受託組織において、導入した機械装置を用いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDN ベース）を概ね 10 %以上増加させることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりますか。	128
問 120 成果報告書の成果目標の増加（削減）率はどのように算出したらよいのですか。	129
問 121 令和 6 年度補正予算から要領が改正され、成果目標のうち「販売額の増加」が「単位頭羽数当たり販売額の増加」に変わりました。これに伴い、成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。	129
問 122 農場の分割管理に取り組むため、過年度に畜産クラスター事業で導入した機械装置の稼働時間が短くなるなど、当初の計画どおりに使われなくなる場合は、成果目標を変更することは可能でしょうか。	130
問 123 農場の分割管理をすることで機械が必要になった場合、機械導入事業で導入することはできますか。	131
<b>【事務の委託】</b>	131
問 124 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。	131
<b>【与信審査】</b>	132
問 125 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。	132
問 126 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影響がでることもあると考えられますが、事業参加申請書を分割して提出することは可能ですか。	132
<b>【リース会社の選定】</b>	132
問 127 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。	132
問 128 リース期間はどのようにして決められますか。	132
問 129 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。	133
問 130 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で 1 つに絞っても良いのですか。	133
<b>【中古機械の取扱い】</b>	133
問 131 中古機械を導入する場合も 3 者見積は必要ですか。他に必要なものはありますか。	133
問 132 中古機械を導入する場合、査定費や修理費も補助対象に含まれますか。	134
問 133 要望した中古機械が配分後、事業参加申請の前に売ってしまった場合、同じ型式の別の中古機械で事業参加申請することは可能ですか。留意する点はありますか。	134
問 134 中古機械を導入する場合、目標年は、要望する中古機械の残存耐用年数に応じて設定すればよいのか。もし、目標年より前に中古機械が壊れた場合は、補助金返還になるのでしょうか。	134

【その他】 .....	135
問 135 酪農から繁殖経営へ転換した場合、畜産クラスター計画や成果目標の変更手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。 .....	135
問 136 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。 .....	135
問 137 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。 .....	135
問 138 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可能ですか。 .....	136
問 139 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかまいませんか。 .....	136
問 140 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積りにより選定すれば良いのですか。 .....	137
問 141 3者見積りを行うにあたり留意すべきことはありますか。 .....	137
問 142 見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）で良いのですか。 .....	137
問 143 取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。 .....	137
問 144 機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。 .....	138
問 145 納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いのですか。 .....	138
問 146 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。 .....	139
問 147 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。 .....	139
問 148 取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良いのですか。 .....	139
問 149 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。 .....	140
問 150 飼料生産組織が本事業により機械を導入して飼料生産作業を行うに当たり、過去に機械導入事業で飼料生産に係る機械装置を導入した畜産農家から飼料生産を受託することとなった際には、畜産農家の機械装置はどうすればよいですか。 .....	140
問 151 畜産農家が機械導入事業の機械装置を使って自給飼料を作っていたが、今後は当該作業を飼料生産組織に委託したい場合、機械装置はどうすればよいですか。 .....	141
問 152 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。 .....	141
問 153 飼料生産組織等で事業要件を「飼料生産受託面積または飼料生産作業面積の拡大」とする場合、面積拡大を証明する書類等の提出は必要ですか。 .....	141
問 154 飼料生産組織として位置づけられるためには、どのような作業を請け負っている必要がありますか。 .....	142
問 155 飼料を生産するために機械を導入したいのですが、自給飼料を自分の農場で給与するほか、地域内の生産者にも供給する場合は補助対象になりますか。 .....	142

<b>【趣旨】</b> .....	143
問1 実証支援事業を行うのはなぜですか。 .....	143
<b>【実証支援事業における複数年度事業等】</b> .....	143
問2 実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。 .....	143
問3 これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して要望することは可能ですか。 .....	143
<b>【補助対象経費】</b> .....	144
問4 実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となりますか。 .....	144
問5 畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析等を行う経費は補助対象経費に該当しますか。 .....	144
問6 広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。 .....	144
問7 飼養試験の範囲はどうなっていますか。 .....	144
<b>【その他】</b> .....	145
問8 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。 .....	145
問9 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。 .....	145
問10 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれば良いのですか。 .....	145
問11 子牛生産性向上等に向けた取組の実証に必要な経費（子牛生産対策）とは、どのようなものが該当するのですか。要件などはありますか。 .....	145
<b>IX その他</b> .....	147
問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。 .....	147
問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。 .....	147
<b>X 肉用牛・酪農重点化枠</b> .....	148
問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。 .....	148
問2 持続性向上タイプ（施設整備、機械導入）で肉用牛・酪農重点化枠を活用することはできますか。 .....	148
問3 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。 .....	148
問4 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。 .....	149
問5 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのようなものですか。 .....	149
問6 現状水準の記載方法について、留意点はありますか。 .....	150
問7 目標水準の記載方法について、留意点はありますか。 .....	151
問8 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。具体的な採択方法を教えてください。 .....	151
問9 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。 .....	153

問 10	施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。 .....	153
問 11	支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。 .	154
問 12	肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。 .....	154

## X I 中山間地域優先枠..... 155

問 1	中山間地域優先枠の目的は何ですか。 .....	155
問 2	中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。 .....	155
問 3	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。 156	
問 4	持続性向上タイプで中山間地域優先枠を活用することはできますか。 .....	157
問 5	取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とならない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。 .....	157
問 6	中山間地域優先枠では、2か年事業はできないのですか。 .....	157
問 7	取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。 .....	158
問 8	「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのですか。 158	
問 9	経営移譲が進むような支援がありますか。 .....	158
問 10	「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は賃貸料は補助対象となりますか。 .....	159
問 11	中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。 .....	159
問 12	令和6年度補正予算から、規模要件が廃止され生産効率の向上要件のみとなりましたが、中山間地域優先枠では、この要件の緩和措置がありますか。 .....	159
問 13	中山間地域優先枠でも複数年度事業を実施できますか。また、この場合、2億円の総事業費上限額は2倍の4億円になるのですか。 .....	160
問 14	中山間地域所得確保対策との関係を教えてください。 .....	160

## X II 輸出拡大優先枠..... 161

問 1	輸出拡大優先枠の目的は何ですか。 .....	161
問 2	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。 .....	161
問 3	輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。 .....	161
問 4	輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。 .....	162
問 5	輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出されることが必要ですか。 .....	162
問 6	輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。 .....	162
問 7	輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。 .....	163
問 8	輸出拡大優先枠の畜産物輸出コンソーシアムの取組との連携とはどのような取組ですか。 .....	163
問 9	畜産物輸出コンソーシアムとの連携とはどのような取組がありますか。 .....	164
問 10	畜産クラスター協議会の中心的な経営体であって、協議会の取組とは別に輸出コン	

ソーシウムに参加している場合、輸出拡大優先枠の支援対象になりますか。 .....	164
問 11 畜産物輸出コンソーシウムとの連携は肉用牛以外の畜種は対象にならないのですか。 .....	165
問 12 雛等の供給は輸出拡大優先枠における肉用子牛の供給と同じ解釈とすることができますか。 .....	165

### XIII 飼料増産優先枠..... 166

問 1 飼料増産優先枠の目的は何ですか。 .....	166
問 2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。 .....	166
問 3 飼料増産優先枠での特例措置はありますか（施設整備事業）。 .....	166
問 4 飼料増産優先枠での特例措置はありますか（機械導入事業）。 .....	167
問 5 持続性向上タイプで飼料増産優先枠を活用することはできますか。 .....	167
問 6 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。 .....	168
問 7 株式会社（または持分会社）で飼料生産を行っていますが、その他の事業を営んでいても、飼料生産組織として取組主体に該当しますか。 .....	168
問 8 飼料生産組織等で事業要件を「飼料生産受託面積または飼料生産作業面積の拡大」とする場合、面積拡大を証明する書類等の提出は必要ですか。 .....	169
問 9 飼料生産組織として位置づけられるためには、どのような作業を請け負っている必要がありますか。 .....	169
問 10 飼料生産組織（取組主体）が、機械導入事業で飼料生産に係る機械装置を導入した畜産農家から飼料生産を受託した場合、畜産農家の機械装置はどうすればよいか。 ..	169
問 11 畜産農家が機械導入事業の機械装置を使って自給飼料を作っていたが、今後は当該作業を飼料生産組織に委託したい場合、機械装置はどうすればよいか。 .....	169
問 12 田で草地等管理用機械を要望する際に、誓約書の提出が必要な田とはどのような田を指しますか。 .....	169
問 13 成果目標の「給与飼料のうち国産飼料の給与割合を 34%以上」は、どのように考えたらよいのですか。 .....	170
問 14 濃厚飼料と粗飼料を混合給与している場合、国産飼料の給与割合はどのように考えたらよいのですか。 .....	172
問 15 エコフィードは、国内の食品加工場等から排出された食品残渣等を原料としているので、国産率 100%と考えてよいのですか。 .....	172
問 16 成果目標の国産飼料の割合はどのように確認するのですか。 .....	172
問 17 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。 .....	172
問 18 畜産クラスター協議会が作成する行動計画の目標設定の妥当性の判断及び検証はどのように行うのですか。 .....	173
問 19 畜産クラスター協議会の行動計画及び中心的な経営体の飼料増産計画はいつまでに作成する必要がありますか。 .....	173
問 20 現状で国産飼料の給与割合が 34%以上の場合は達成目標をどのように設定するの	

	ですか。 .....	174
問 21	飼料増産計画の目標年度は何年後に設定するのですか。 .....	174
問 22	飼料増産計画の取組事項はどのように選択するのですか。 .....	174
XIV	省エネ優先枠 .....	176
問 1	省エネ優先枠の目的は何ですか。 .....	176
問 2	成果目標の「電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減」は、どのように考えたらよいのですか。 .....	176
問 3	電力使用量又は燃料使用量はどのように証明したらよいのですか。 .....	177
問 4	省エネ優先枠での具体的な支援対象は何ですか。(機械導入事業) .....	177
問 5	省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。 .....	177
XV	新規就農優先枠 .....	179
問 1	新規就農優先枠と一般枠の違いを教えてください。 .....	179
問 2	持続性向上タイプで新規就農優先枠を活用することはできますか。 .....	180
問 3	本優先枠の新規就農者の定義を教えてください。一般枠の家畜の借受者の要件である「家畜の飼養を開始してから5年以下の者」は対象にならないのですか。 .....	180
問 4	第三者継承の「第三者」の定義について教えてください。 .....	180
問 5	親元就農や法人経営を継承する場合は対象になりますか。 .....	181
問 6	施設等の貸付けができる取組主体が一般枠と異なるのはなぜですか。 .....	181
問 7	なぜ本優先枠に限り家畜の購入が可能なのですか(一般枠でも購入方式を認めてほしい)。 .....	181
問 8	親元就農や第三者継承により継承する経営基盤について、譲渡ではなく貸借による継承はできますか。 .....	182
問 9	後継者不在経営体の経営資源を継承する場合に、当該経営資源の円滑な継承のために必要な権利調整等の経費とは、具体的にどのような経費が対象ですか。 .....	182
問 10	新規就農優先枠での2億円の上限事業費は、どのメニューに適用されますか。 ....	183

## I 概要

問1 畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。

畜産クラスター関連の補助事業は、次のとおりです。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性・持続性の向上等に必要な機械の導入、施設の整備、家畜の導入等を支援

- ① 施設整備事業（収益性向上タイプ・持続性向上タイプ）
- ② 機械導入事業（収益性向上タイプ・持続性向上タイプ）
- ③ 調査・実証・推進事業（収益性向上タイプ）（以下、実証支援事業という。）

(2) 優良繁殖雌牛更新加速化事業

高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた繁殖雌牛へ更新する場合に奨励金を交付

【令和5年度補正から追加】

(3) 畜産経営体質強化資金対策事業

① 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置

② 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入、育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除

(4) ICT化等機械装置等導入事業

中小・家族経営の酪農・肉用牛経営におけるスマート農業及び労働時間の削減の加速化を推進するための ICT 等の新技術を活用した省力化機器の導入を支援

【令和5年度補正（令和6年度以降実施分）から追加】

問2 基金と一般予算の違いは何ですか。

1 基金事業は基金管理団体（中央畜産会）により執行され、基金造成後は予算年度にとらわれることなく複数年度での執行も可能ですが、一般予算は国が毎年度執行する仕組みであり、予算単年度主義が適用されることが大きな違いです。

2 なお、令和6年度補正予算からは、一般予算で執行する施設整備事業においても、最大2か年にわたる計画の承認ができることになりました。

問3 基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。

- 1 基金分は、基金管理団体（中央畜産会）が基金を管理し、補助金の支出は基金管理団体（中央畜産会）又は基金管理団体が公募で選定した事業実施主体から行われます。
- 2 一方、一般分については、国から都道府県に対して補助金の支出を行います。また、令和6年度補正予算からは複数年度の事業実施計画の承認を行えることとしましたが、予算執行は単年度ごとに行います。
- 3 なお、協議会段階では、施設整備事業、機械導入事業及び実証支援事業のいずれも基本的な手続きは変わりません。

問4 補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。

補助事業が執行される年度当初や要望調査が行われる際に、大まかなスケジュールを都道府県・都道府県畜産協会にお知らせいたします。

問5 畜産クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合がありますが、どうすれば情報が得られますか。

- 1 畜産クラスター事業に関する情報は農林水産省の畜産局ホームページでお知らせしておりますので、定期的に関覧することで情報を得ることが可能です。
- 2 また、国の機関である地方農政局（北海道は北海道農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）等でも、お問い合わせに対応できます。

地方農政局等の紹介ホームページのアドレス<https://www.maff.go.jp/j/link/tihou.html>  
畜産局ホームページアドレス：

[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan\\_sogo/l\\_cluster.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html)

畜産局問い合わせ先：畜産局企画課

代表：03-3502-8111（内線4893）

ダイヤルイン：03-3501-1083

FAX番号：03-3502-0873

## II 畜産クラスター協議会

問1 畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性・持続性の向上等に向け、関係者が結集・連携した体制をいいます。様々な取組が考えられることから、最低限の構成として、畜産を営む者の他、関係者から2者以上が参画するものとします。
- 2 関係者は、地方公共団体、農協、畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサル、コントラクター、TMRセンター、ヘルパー組合）、畜産関連業者（乳業・食肉センター、卸小売業）、耕種農家（飼料用米・稲WCS等の生産者）、その他関係者（飼料メーカー、機械メーカー、大学等の研究機関等）等が考えられます。

問2 事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。

- 1 いずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要があります。
- 2 なお、畜産クラスター計画の協議会の構成員の欄に農業者の組織する団体を生産者の代表として記載し、農協等の組合員である個々の生産者（畜産農家）の氏名の記載を省略することは可能です。
- 3 ただし、中心的な経営体として位置付けられる生産者については、中心的な経営体の欄に個々の氏名・名称を記載する必要があります。

問3 畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産農家を始めとする地域の関係者の連携により、収益性向上等を図ろうとする取組です。このため、畜産クラスター協議会における「地域」とは、協議会に参画する構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切です。
- 2 このため、畜産クラスター協議会の対象となる「地域」の範囲は、必ずしも市町村域や県域等、特定の面的な範囲に限定される必要はありません。

- 3 畜産クラスター協議会の目的、取組内容等を踏まえた適切な「地域」の範囲を設定してください。

問4 畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。

畜種別に作る必要はありません。畜産クラスター計画の内容次第ですので、地域で判断してください。

問5 畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。

補助事業の活用にあたっては、畜産クラスター協議会を設立の上、畜産クラスター計画を策定することから、まず、はじめに畜産クラスター協議会の設立が必要です。

問6 畜産クラスター協議会の設立にあたっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会の設立にあたっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。
- 2 また、施設整備事業及び実証支援事業の事業実施主体となる場合や、購入方式で機械導入を実施する場合には、補助金の経理処理に関する規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。

問7 畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性向上等のための課題を解決するための取組を行うための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。
- 2 なお、施設整備事業を実施した協議会及び購入方式で機械導入事業を実施した協議会にお

いては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。

問8 地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会がありますが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産クラスター協議会の目的を共有する構成員間の連携により、収益性向上等を目指す取組です。このため、農協の組合員であるか否かは、畜産クラスター協議会への参画や事業の活用になんら関係ありません。
- 2 このため、例えば、畜産クラスター協議会の合意があれば、農協が事務局になっている畜産クラスター協議会に農協の組合員以外の農家が参画することも可能です。また、その場合には、組合員であるか否かによって不当に差別的な取扱いがされることがあってはならないと考えています。
- 3 また、農協の組合員以外の畜産農家が関係者と連携して、農協が参画していない畜産クラスター協議会を立ち上げることも可能です。
- 4 畜産クラスターの取組で重要なことは、目的を共有する者が集まって畜産クラスター協議会を構成し、その目的を達成するために、事業も活用しつつ取組を行うことであると考えています。
- 5 このような考え方を踏まえ、要綱に定める事業の実施方針において、以下のように規定していますので、このことを十分に理解して畜産クラスター協議会の設立、運営を行っていただくようお願いします。
- 6 なお、畜産クラスター協議会を設立に当たっては、事務局機能を担う機関には、補助事業の適切な実施等の事務能力が必要となることから、畜産クラスターのコーディネーターを養成するための研修を実施しています。

**【要綱第5「事業の実施方針」】**

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題

や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

問9 畜産クラスター協議会を解散することはできますか。

- 1 施設整備事業又は機械導入事業を実施した協議会は、構成員である取組主体が事業で整備・導入した全ての施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間、また、上記以外の事業を実施した場合においても、要綱要領に規定する事業評価及び当該事業評価結果に係る指導・報告等が完了するまでの間は、原則として協議会を解散することはできません。
- 2 これは、施設整備事業を実施した協議会及び購入方式<sup>\*</sup>で機械導入事業を実施した協議会は、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間、財産管理台帳等の事業関係書類の保管など、補助金適正化法上の責務を負うほか、取組主体が設定した成果目標が未達成の場合は、目標達成に向けた改善指導を行い、改善状況の報告をすることになっているためです。  
※ 機械導入事業の事業報告書の提出においては、購入方式では、協議会は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、事業実施主体に対し、事業成果報告書の報告時に併せて報告すること。
- 3 ただし、当該取組主体が他の協議会の構成員として移籍し、かつ、移籍先の協議会において、当該取組主体に係る事業関係書類の保管や、当該取組主体に対する補助対象財産の適正管理及び成果目標の達成に向けた指導、会計実地検査への対応等が確実に継承される場合に限り、協議会を解散できることとします。
- 4 なお、今後、解散を検討する協議会は、
  - ①事前に都道府県や基金管理団体に報告・相談
  - ②構成員の了承を得る
  - ③継承先の協議会に対して、
    - ・移籍する構成員の取組計画をクラスター計画に適切に反映すること
    - ・補助事業に係る書類の保管や構成員への指導、会計実地検査への対応等を実践することを確実に伝達していただき、相談を受けた都道府県は、補助事業関係書類や補助対象財産の適正管理、成果目標の達成に向けた指導等が確実に実行されるかという観点で可否について判断し、必要に応じて協議会への指導をお願いします。
- 5 総会等により協議会の解散を決定した後、解散した協議会及び継承先の協議会は、都道府県知事に対して、継承先のクラスター計画の認定申請とともに、協議会の解散日（継承日）、協議会の解散及び解散協議会の構成員が実施した補助事業に係る関係書類や当該構成員への指導等が確実に継承されることが確認できる資料（総会資料、覚書等）を添付して報告してください。
- 6 5の報告を受けた都道府県は、地方農政局等及び基金管理団体に情報共有をお願いします。

### Ⅲ 畜産クラスター計画

#### 【畜産クラスター計画の作成】

問1 畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。

要綱の第4及び要領の第3に示すとおり、

- ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
- ② 畜産クラスター計画の目的
- ③ 畜産クラスター協議会の取組内容
- ④ 畜産クラスター協議会の行動計画
- ⑤ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要
- ⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

の全ての項目が記載されている必要があります。

問2 補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。

- 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は畜産の収益性の向上を目的としており、対象家畜は、畜産物を供給する乳用牛、肉用牛、豚、家禽（地鶏を含む（肉・卵））、肉用馬、めん羊、山羊等を想定しています。
- 2 なお、畜産物の供給を目的としていない愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動物、競走用動物等は対象となりません。

問3 畜産クラスター協議会を都道府県域一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。

Ⅱ－問3のとおり、畜産クラスター協議会の範囲に特段の条件を設けませんので、都道府県域等の畜産クラスター計画を策定することは可能ですが、計画の実現性を勘案しながら、適切な地域単位で協議会の設立及び計画の作成を行うことが重要と考えます。

問4 事業を活用する法人において、グループの本社がA県に所在し、B県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、どちらの県で畜産クラスター計画の認定を受ける必要がありますか。

- 1 II-問3のとおり、対象範囲が県域を越える畜産クラスター協議会は本事業に馴染まないため、当該法人はA県の協議会又はB県の協議会のいずれかに参加する必要があります。
- 2 畜産クラスター計画の認定については、事業を実施するB県の農場が、
  - ① 本社が所在するA県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、A県及びB県の知事の認定を
  - ② 農場が所在するB県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、B県の知事の認定を受ける必要があります。
- 3 なお、施設整備事業では、①②いずれの場合においても、農場が所在するB県が補助事業者となって事業を実施することになりますので、県の予算措置を含め、関係者間でよく調整の上、申請をお願いします（同一都道府県内において、協議会の対象範囲外の市町村で事業を実施する場合も同様）。

問5 同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。

- 1 1戸の畜産農家が複数の畜産クラスター計画に参画することは差し支えありませんが、例えば、A協議会では自給飼料に関する取組、B協議会では能力の向上による販売額の増に関する取組など、補助事業の実施については重複することのないよう留意する必要があります。
- 2 なお、当該畜産農家が片方の協議会で目標未達成の場合、もう一方の協議会で要望を上げることが基本できませんので、協議会は十分にご留意ください（機械導入事業の場合は、当該畜産農家の目標が全て達成していたとしても、要望時に全ての目標達成状況を確認します）。

問6 補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。

- 1 畜産クラスター事業の実施に当たっては、畜産クラスター計画の策定や同計画に基づく中心的な経営体の施設整備において専門的知識を有する者が必要です。
- 2 このため、推進事業として全国の優良事例調査の実施や畜産クラスターの取組に全国的な

知見を有する専門家の派遣などにより、農家の指導者の育成等について支援しています。

問7 広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。

- 1 畜産クラスター事業は、地域の協議会が計画するクラスター計画に基づいて実施することから、これまでは基本的に補助対象となっていませんでしたが、令和元年度補正予算実施分からは、預託を受け入れるCSやCBSを含むクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画に、広域連携（広域預託）の仕組みを活用した増頭等の取組計画や、取組に参加する関係機関等の役割を明記することで補助の対象となりました。
- 2 なお、広域連携で事業に取り組む場合は、以下の対応が必要です。
  - ① 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者に広域連携の具体的な取組を行う共通の関係機関等を構成員にしてください。
  - ② 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画の預託頭数等は整合するようにしてください。また、この場合は効果が二重計上にならないよう注意してください。
  - ③ クラスター計画の預託頭数の記載について、
    - ・ 家畜を預託するクラスター協議会は、預託を予定する協議会名、預託頭数（年間延べ頭数）、預託による事業効果、広域預託を行う者ごとに、氏名及び預託予定頭数を記載してください。
    - ・ 家畜を受託するクラスター協議会は、預託を受け入れる協議会名、受託頭数（年間延べ頭数）、受託による効果等を記載してください。なお、受託する者の氏名、頭数等を個人別に記載する必要はありません。
  - ④ 広域連携の具体的な取組を行う構成員は、②の計画策定に関する調整について責任を持って関与するとともに、計画に基づいた広域連携の取組を確実に行ってください。

問8 家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。

- 1 家畜を預託するクラスター協議会及び家畜を受託するクラスター協議会を複数設けることは可能です。
- 2 この場合、家畜を預託するクラスター協議会のクラスター計画には、協議会ごとに預託の予定頭数等の計画を記載してください。
- 3 また、預託を受け入れるクラスター協議会のクラスター計画についても、受託する協議会毎に受託頭数等の計画を記載してください。

## 【目標の設定】

問9 目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。

- 1 目標と検証方法については、協議会が自らの取組を検証するものであり、具体的な数値目標があった方が望ましいと考えられます。
- 2 また、総合評価基準において目標設定の具体性も評価に加味しています。

問10 畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。

- 1 新規就農者については、例えば、達成が期待される出荷頭数や生産乳量等が、地域の販売額の増加につながるものであることから、それを収益性の効果ととらえることが1つの方法として考えられます。
- 2 なお、新規就農の場合、現状の実績が存在せず、事業実施後の成果目標となる伸び率を算定することができないことから、成果目標として設定する数値が整備する施設や機械に対して適切な水準となっていることを確認願います。

問11 畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

- 1 畜産クラスター計画における目標年度は、地域が達成しようとする目標に応じて設定されることが適当です。
- 2 目標年度をいつに設定するかについて、特段の定めはありませんが、取組主体の施設整備事業の事業実施計画等を踏まえて、概ね5年後の見通しを立て、目標を設定することが望ましいと考えています。

問12 畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

- 1 施設整備事業及び機械導入事業を実施した場合には、補助事業の要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、指導が行われることがあります。
- 2 また、畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自主的に作成するものですので、目標年度における成果の達成状況等の検証作業は、それぞれの協議会で取り組んでいただくことが基本です。一方で、施策の効果を評価するために、各協議会における計画の進捗状況の把握と、進捗状況に応じた取組計画や目標の見直しを定期的に行うことは重要と考えています。
- 3 このため、畜産クラスターに関する実態調査等を通じて、畜産クラスター計画の進捗状況等を把握することとしています。

問13 都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。

- 1 畜産クラスター計画の基準は、要領の第3に示しています。
- 2 また、要領の別添1に「畜産クラスター計画の総合評価基準」を示していますので、ご参照ください。

問14 総合評価基準の基本的な考えを教えてください。

- 1 総合評価は、地域の関係者が連携し、一体となって地域全体で収益性向上等を図るという事業の趣旨が十分に反映された畜産クラスター計画となっているかを確認し、その実現のために必要な事業を採択するために行うものです。
- 2 このため、
  - (1) 畜産クラスター計画に係る総合評価基準においては、
    - ① 地域のテーマへの対応
    - ② 行動計画の実現可能性
    - ③ 収益性向上の効果（収益性向上タイプ）又は持続性・社会的価値向上の効果（持続性向上タイプ）

- ④ 連携の実効性
- (2) 施設整備の事業計画に係る総合評価基準においては、
  - ① 施設整備による直接的な効果
  - ② 施設整備の地域全体への波及効果等（畜産クラスター計画との整合性等）について確認することとしています。

3 また、上記に加え、特に重要な政策課題への取組や適正な事業執行の観点から、加算・減算事項を設けています。

詳しくは、総合評価基準を確認してください。

問15 農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。

令和元年6月4日に開催された農福連携等推進会議により示された「農福連携等推進ビジョン」に沿った取組となります。なお、主な取組イメージとして以下を参考にしてください。

- 農福連携の取組に対する認知度向上や理解醸成の取組
  - ・ 農福連携の認知度向上や付加価値向上のために行う、農福連携で生産された製品等の消費者向けキャンペーン等のPR活動の実施
- 農福連携に取り組む機会の拡大
  - ① 特別支援学校における農業実習の受け入れや、試験的な農作業委託等
  - ② 経営体と障がい者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
  - ③ ハローワーク等関係者との連携強化を通じた障害者雇用
- 障がい者が働きやすい環境の整備等
  - ① 障がい者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
  - ② 障がい者の作業のサポート等を行う人材の育成
  - ③ 障がい者が働きやすい就業時間の設定や賃金体系の設定
  - ④ 障がい者の能力が発揮できるよう、障がい者向に適した作業の切り出し等
  - ⑤ トイレやスロープ等の整備（作業エリアのバリアフリー化）等

問16 減算事項を追加した理由を教えてください。

- 1 事業を着実に実施するとともに喫緊の政策課題により着実に対応するため、減算事項を設けておりますが、それぞれ以下の理由によります。

## 2 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

補助事業を円滑に実施するためには、畜産環境問題への対応と地域住民理解の醸成が極めて重要です。

特に畜産クラスター事業を活用した施設整備に当たっては、規模拡大を伴う場合が多いことから、施設整備後の家畜排せつ物等の処理を適切に行う必要があります。

また、その上で地域住民の十分な理解がなければ、事業の実施が困難となる場合等もあることから、十分な住民理解の醸成が必要です。

さらに、過去に実施した補助事業が補助目的に照らして利用や関連法令等に基づいて適切に行われていない場合には、新たな補助事業を実施することは適切ではありません。

このため、これらのことについて、事前に十分な確認が行われていない場合にあっては、実質的に採択されないよう厳しい減算事項を設けたものです。

## 3 政策課題の方向性に係る減算

畜産クラスター事業は、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策として、肉用繁殖雌牛の増頭や乳用後継牛の確保等を中心とする、平成27年時点の政策課題に応じて実施してきたことにより、生産基盤強化に向けた取組の成果が出てきているところです。

一方で、新型コロナウイルスの影響による需給構造の変化、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの感染拡大、「みどりの食料システム戦略」の策定・実施、これらを踏まえた新たな食料・農業・農村基本計画の策定など、社会・経済情勢の変化に伴い、優先的に解決すべき政策課題に対応した事業のあり方についても変化しています。

このため、様々な取組への支援が可能な畜産クラスター事業においても、目下の政策課題の解決につながる取組が優先的に支援されるよう、加算事項とともに減算事項についても設定するものです。

問17 総合評価基準のⅠの(1)の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。

1 「都道府県計画等」には、酪肉近都道府県計画、酪肉近市町村計画、畜産再興プランに係る緊急3課題の目標のほか、家畜排せつ物法に係る都道府県計画など、都道府県、市町村が策定し公表している独自の振興計画も含まれます。

2 ただし、畜産クラスター計画に対する評価とはいえ、総合評価は事業採択のために実施するものであることを踏まえると、補助事業を実施する者と直接関係のない計画との関連をもって、本項目に最大得点を付けることは適切とはいえないと考えます。

問18 令和6年度補正予算から、収益性向上タイプの成果目標である「販売額の増」が「単位頭羽数当たり販売額の増」に変更となりましたが、クラスター計画上の目標も変更する必要がありますか。

1 協議会構成員が、令和6年度補正以降に「単位頭羽数当たり販売額の増」を成果目標に設定して施設整備事業や機械導入事業を実施する場合は、当該目標が現行のクラスター計画における「取組により期待される効果」に含まれるか確認し、含まれる項目がない場合は、クラスター計画においても新たに設定する必要があります。

また、施設整備事業における「生産効率の改善」として取り組む場合についても、クラスター計画の行動計画や効果等に位置付けられるようにしてください。

2 なお、事業実施に当たり設定した「単位頭羽数当たり販売額の増」や「生産効率の改善」が既存の行動計画や効果等に含まれる場合は、必ずしもそれらを改正する必要はありませんが、PDCAサイクルを適切に回していく観点からは、計画の進捗状況に応じて、行動計画や目標の見直しを定期的に行ってください。

#### 【成果目標】

問19 成果目標年度の設定について教えてください。

#### 1 施設整備事業

成果目標は、事業実施年度の翌年度から5年以内に設定することとされていますが、複数年で事業実施する場合は、事業の最終年度の翌年度から起算します。

なお、事業が繰越となった場合は、事業完了年度の翌年度から5年以内の年度に成果目標年度を変更することができますが、変更となった場合は、実績報告時に変更を反映した事業実施計画書を添付してください。

#### 2 機械導入事業

機械導入事業のうち収益性向上タイプの成果目標は、事業実施年度の翌年度に設定することとされており、具体的には、実際に機械導入が行われる見込みの年度の翌年度を成果目標年度とします。

機械導入事業のうち持続性向上タイプの成果目標は、事業実施年度の翌年度から5年以内に設定することとされています。ただし、法定耐用年数以内とします。

なお、当初計画していた年度に機械が導入できず、翌年度に導入せざるを得ない場合には、機械を導入した年度の翌年度に成果目標年度を変更することができます。

問20 事業評価（成果報告）を実施する際、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。

1 事業評価においては、事業実施前の状況から目標年度までにどれだけ改善が図られるかを評価します。

このため、事業実施年度（実際に施設整備や機械導入を実施する年度）の前年度を基準年度とし、成果目標を設定するものとします。

2 ただし、成果目標を設定する時点で基準年度の実績が明らかでない場合には、実績の明らかな直前年度を基準年度とすることができます。

（例えば、令和4年度に機械の導入を要望する場合に、令和3年度期中に成果目標を設定しようとする、令和3年度の実績が明らかでないことがあるため、このような場合は令和2年度の実績を基準年度とすることができます。なお、要望時は令和3年度の実績が明らかでなかったが、事業参加申請時に令和3年度の実績が明らかになっている場合には、その実績値を基準としてください。古いままの基準値では申請できません。）

問21 成果目標の変更はできますか。

1 事業実施計画の成果目標は、取組内容に応じた施設・機械の仕様や規模決定等に関わるものであるため、個別事情による成果目標の変更は原則として認めていません。

2 このため、都道府県においては、中心的な経営体における事故・家畜の疾病の発生や市場価格の下落等、当初予見できなかった一時的な要因により成果目標が達成できておらず、今後状況が改善すれば達成できる見込みがあると判断できる場合は、必要に応じて協議会に対しする改善指導をお願いします。

3 ただし、自然災害等により取組が困難となり、自助努力のみでは改善が見込めない場合や社会経済情勢の著しい変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合は、成果目標の変更や評価を終了することを認めています。

4 上記の事業に該当する場合は、協議会は都道府県と調整の上、成果目標の変更又は評価終了の改善計画を作成し、施設整備事業においては地方農政局等と、機械導入事業においては、事業実施主体と協議する必要があります。

その後、改善計画が妥当と判断される場合において、成果目標の変更又は評価の終了をすることができます。

改善計画の協議の際、都道府県においては、

- ① 現在の成果目標と実績値
- ② 成果目標の達成が困難となるような事態の状況
- ③ 改善計画と新たな成果目標

等を確認し、妥当であるかを判断してください。

(想定しうる「成果目標の達成が困難となるような事態」)

- 地震、台風等の自然災害により規模の縮小や畜種の転換等を余儀なくされたため、当初の事業計画の頭数や生産量等に達する見込みがなくなった場合
- 所得の向上や生産コストの低減を目標に設定していたが、豚熱や鳥インフルエンザなどの防疫対策のために農場の分割管理を導入したことで、事業計画時に想定していなかった作業員や機械の追加に伴う生産コストの増加が生じることとなった場合
- この他、取組主体の責に帰さない事情が生じたことで、成果目標設定時の前提が大きく変化し、都道府県から協議会への改善指導や自助努力では成果目標の達成が見込めないことが明らかな場合

問22 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どのような雇用形態をいいますか。

- 1 期間の定めのない労働契約（雇用者が使用者の元で従業して永久的（定年制なし）または定年まで雇用期間を定めない雇用形態）を結んでいる雇用になります。
- 2 なお、労働者が日本人または外国人に関係なく、同様の取り扱いになります。

#### 【畜産クラスター計画の認定】

問23 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。

- 1 中心的な経営体への集約や地域の畜産の再編合理化等構造改革につながるといったイメージです。
- 2 例えば、地域にキャトル・ステーションを整備し、多くの畜産農家が利用することで労働負担を低減したり、牛を預託することで空いた牛舎スペースを活用して繁殖雌牛を増頭したり、また、小規模経営が廃業して自ら肉用牛ヘルパーとなり地域の肉用牛生産の分業化に専念する等により、地域全体としてみた畜産物の生産に係る取組の効率化が図られるような場合、これは地域全体での再編・合理化に向けた取組であると考えられます。

問24 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。

効果の波及先は畜産農家だけに限りません。畜産クラスター協議会の構成員全体で考えた場合、畜産農家以外の構成員（耕種農家等）や畜産物の加工・販売段階における雇用の創出も波及効果であると考えられます。

問25 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。

畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要です。

問26 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はありますか。

国との事前協議は必要ありません。なお、今後の各地域での取組を推進するため、知事認定された畜産クラスター計画については地方農政局等に情報提供をお願いします。

問27 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。

1 機械導入、施設整備は畜産クラスター計画の実現のための取組の一部として実施するものであることから、事業の正式な申請手続き（機械導入事業においては事業参加申請書、施設整備事業では事業実施計画書の提出）の際に、認定を受けた畜産クラスター計画を添付することとなっていることから、それまでに都道府県知事の認定を受ける必要があります。

2 しかしながら、事業の採択は、畜産クラスター計画の総合評価を実施した上で行いますので、その準備段階である要望調査の際、各協議会は畜産クラスター計画を提出することとなっています。

ただし、都道府県や地方農政局等のヒアリングを実施する中で計画を修正する可能性がありますので、この時点では認定まで行っておく必要はありません。

問28 畜産クラスター計画の認定に当たって、第3者の評価等を入れる必要はありますか。

畜産クラスター計画の認定に当たり、第3者の評価等は要件としません。

問29 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。

- 1 畜産クラスター計画については、地域の畜産が目指す姿を実現するため、複数年度にわたって計画の改善を図り、目的を達成することが求められることから、P(計画の作成)、D(実行)、C(確認・評価)、A(改善)サイクルを確立して計画的・継続的に取組を推進することとしています。
- 2 このため、畜産クラスター計画に定めた取組について、定期的に進捗状況を確認し、目的達成のために必要があれば、取組内容や目標等の見直しを図っていくことが期待されます。また、その際、改善内容について十分な検討を行うとともに、改善内容を構成員に十分周知することが必要です。
- 3 その際、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものである場合には、都道府県知事の再認定を受ける必要があります。また、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものでない場合であっても、都道府県に情報提供し、その検討状況を共有するよう努めてください。
- 4 なお、畜産クラスター計画に追加された新たな取組について、都道府県知事の認定を受けていない場合は、その追加された取組について位置付けられた中心的な経営体や、取組主体となる農協、生産者集団等は、事業申請はできません。

#### 【その他】

問30 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。

畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自ら作成し、自主的に取り組む計画と位置付けており、また、都道府県においても、地域の畜産の収益性向上に主体的に取り組まれるものと考えていることから、都道府県等の計画作成のための推進事務費等の措置は予定していません。

問31 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。

- 1 「協議会の取組が継続的な取組として実施されると見込まれる体制が整備されていること」を都道府県知事による畜産クラスター計画の認定要件とします。
- 2 また、補助事業終了後数年間は事業実施状況報告の提出を求める仕組みとしています。
- 3 さらに、畜産クラスター実態調査等を通じた取組状況のフォローアップを実施していくこととしています。

問32 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。

- 1 公表は義務付けていません。
- 2 なお、畜産クラスターの推進上必要がある場合には、協議会にご相談の上、公表をお願いする場合がありますので、その際には、積極的にご協力をお願いします。

#### IV 中心的な経営体

問1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。

中心的な経営体は、地域の畜産の収益性・持続性の向上を目指す畜産クラスター計画の実現のために、

- ・ 自らの経営の収益性・持続性の向上等に取り組む経営体
- ・ 上記の経営の実現のため、率先して計画に定められた取組を実践する経営体
- ・ 地域へ貢献する意志を有し、地域や他の畜産関係者と連携する経営体
- ・ 将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれる経営体

であって、畜産クラスター協議会が定める「畜産を営む者」及び「飼料生産組織」です。

問2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるのですか。

施設整備事業により施設を整備する者や農協等が整備した施設を借り受ける者、機械導入事業により機械を導入する者や農協等が導入した機械の再貸付を受ける者は、いずれの場合も畜産クラスター協議会の構成員となり、畜産クラスター計画の中で地域の中心的な経営体に位置付けられる必要があります。

問3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いませんか。

地域の畜産の収益性向上のために必要であれば、1つの畜産クラスター計画の中に複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いません。

問4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けられることもあるのですか。

中心的な経営体は、畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めるものですので、補助事業を活用しない畜産農家を位置付けることも可能です。

問5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。

畜産クラスター事業を活用できる中心的な経営体（取組主体）は、各事業の要領に規定されていますが、基本的には、以下の者が対象となります。

ただし、整備した施設の貸し付けに限定される場合等もありますので、要領を確認ください。

(1) 畜産を営む者

施設整備事業にあつては、①3年以内の法人化計画を有する者であるか、②青色申告を実施しており、後継者を有するか、経営者が原則45歳未満である者で、都道府県知事の特認を受けている者

機械導入事業にあつては、認定農業者である者

(2) 農事組合法人

(3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(4) 株式会社、持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、次の①、②に該当するものは除く。

① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの

② 議決権の1/2以上を①に掲げる者（農地所有適格法人、公社を除く）が所有するもの

(5) 特定農業団体

(6) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

(7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人（寄付行為又は定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

(8) 公社（地方公共団体が出資している法人）

(9) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）

(10) 地方公共団体 ※施設整備事業で施設等の貸付主体となる場合のみ

(11) 土地改良区 ※機械導入事業のみ

問6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場合補助の対象となりますか。

補助の対象となる堆肥舎は中心的な経営体を利用するものに限定されています。また、本事業において堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設の整備ができる中心的な経営体は畜産を営む者となりますので、耕種農家が利用する堆肥舎は補助の対象になりません。

問7 平成28年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を教えてください。

- 1 畜産経営においては、法人化が進展している中、代替わりや農場の買収等を通じて出資者が畜産を営む者等であることの判定が難しい会社が今後増加することが見込まれます。
- 2 一方で畜産クラスター事業においては、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していく観点から、その支援は十分な資本力を有する大企業よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に集中されるべきであると考えています。
- 3 これらを踏まえ、従前の出資者の構成による要件を見直し、大企業及びその支配を受ける子会社を除いて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものを支援対象とすることとしたものです。
- 4 なお、有限会社については、平成18年の会社法改正に伴い、新規設立はできませんが、改正以前から存続しているいわゆる「特例有限会社」については、会社法上は株式会社扱いとなりますので、中心的な経営体になることができます。

問8 株式会社又は持分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。

- 1 事業実施年度前の直近3か年におけるその農業（畜産を含む）に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかによるものとします。
- 2 新たに設立した法人であり、直近の売上高がない場合は、当該法人の定款等により、法人の主たる目的に「農業（畜産を含む）」が位置付けられていることを確認してください。

問9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的経営体に位置付けられますか。

- 1 畜産クラスター事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となった畜産の収益性向上等を図る取組を支援するものであり、地域の連携の取組や地域への波及効果が望めない場合は事業目的に沿わないと考えます。このため、種豚や雛の広域供給のみを目的とした農場を地域の畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画で中心的経営体に位置付けることは適当ではありません。

- 2 また、地域供給とともに広域供給も行っている経営体について、中心的経営体に位置付けることを必ずしも否定するものではありませんが、当該農場の取組が、畜産クラスター計画に定めた行動計画に対してどのような役割を果たし、成果目標の達成にどう貢献するのかを明確にする必要があります。
- 3 なお、家畜改良増殖関連施設については、強い農業づくり総合支援交付金での整備も可能となっていることから、事業目的に合った事業を選択してください。

問10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的経営体に位置付けられますか。

- 1 雛の供給が地域の連携の取組の一貫であって、地域への波及効果が望める場合は、中心的経営体として位置付けることは可能です。
- 2 ただし、地域の取組ではなく、特定の企業にのみ雛を供給する場合や、ワクチン卵の生産に係る施設等は補助対象外となりますので、事前に地方農政局等と協議を行ってください。

問11 農業者（耕種農家）が出資して設立した会社等は中心的経営体に位置付けられますか。

- 1 畜産クラスター事業において施設整備の対象となる者（取組主体）は、前提として「畜産を営む者」又は「飼料生産組織」となります。このため、設立した会社が自ら家畜を飼育し、畜産を営む場合又は自ら飼料生産を行う場合であれば、中心的経営体となることができます。
- 2 事業協同組合の構成員が全員畜産を営む者の場合や、畜産を営む者のみの出資により設立された会社であっても、設立された事業協同組合、会社が自らの家畜を所有し畜産経営を行うか、自ら飼料の生産を行わなければ、補助の対象者になれません。

問12 農業高校や農業大学等は中心的経営体に位置付けられますか。

農業高校や農業大学等の目的は教育であり、農業収益で生計を立てる（営む）ものではないことから、畜産クラスター事業で定める農業を営む者に該当しません。

問13 福祉法人が障がい者支援のために農場を営む場合は中心的経営体に位置付けられますか。

- 1 農場と農場で働く障がい者等が雇用関係にある場合であって、収益事業として畜産を主たる事業として営む農場の場合は、中心的経営体に位置付けることが可能です。
- 2 また、この場合、農福連携の取組として実践する又は取り組もうとする場合は、施設整備の事業計画に係る総合評価基準においてポイントが加算されます。

## V クロスコンプライアンス

### 【飼養衛生管理基準クロスコンプライアンス】

問1 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。

- 1 国内における高病原性鳥インフルエンザの続発、豚熱におけるワクチン接種農場での発生の主な要因として、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったことが考えられており、疾病の発生日予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を一層図っていく必要があるからです。
- 2 また、令和2年に改正された家畜伝染病予防法第12条の四に基づき、令和3年度からは各都道府県で策定した飼養衛生管理指導等計画による計画的な指導を開始し、より効果的・効率的に飼養衛生管理の徹底に取り組んでいただくこととなることから、規模拡大を行う事業計画について埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととしました。
- 3 なお、今回埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準に関する確認を明確化しましたが、要領の第11において、「事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、（中略）、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。」と規定しており、家畜伝染病予防法も本事業に関係する法令と位置づけております。今回の確認は、この趣旨を明確にしたものであり、特に埋却地等の確保を確実にすることを図るものです。

問2 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。

埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を実施する畜種は、当面の間、高病原性鳥インフルエンザが続発しており、豚熱ワクチン接種農場でも豚熱が発生していることから、養鶏及び養豚について確認を行うこととします。なお、他畜種においても、引き続き、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の周知徹底をお願いします。

問3 畜舎を整備し規模拡大を図る場合の埋却地等の確保は、施設整備を行う前に行わなければならないのですか。

- 1 施設整備については、畜産クラスター計画に定められた整備年度に基づき行われるものであることから、事業の実施前に必要な手続等を終えている必要があります。

- 2 畜舎等の施設を整備する場合、施設構造等を決定するために建築基準法、消防法、水質汚濁防止法、家畜排せつ物処理法などについて、事業計画段階から法に基づいた調整や手続きが行われております。
- 3 また、飼養計画頭数に見合った埋却地等の確保についても計画段階から準備を行わなければならないものと考えます。
- 4 埋却地等の確保については、施設の構造等の決定等に関係するものではありませんが、畜舎の整備予定地での飼養頭数計画が適切な規模であるか、家畜飼養衛生管理が適切に行うことが可能であるかの判断に関係することとなるため、事業計画の策定段階から埋却地等の確保に取り組むことが重要と考えられます。
- 5 以上のことにより、都道府県においては各種法令に関する手続きと同様に、事業計画の策定段階から、事業実施主体に対して埋却地等の確保について指導及び助言等を行うとともに、事業申請の提出を受けた際に状況等を確認してください。

問4 畜舎を整備して増頭する場合、実際に飼養頭数が増加するのは施設が完成後となるので、施設の完成時点又は実際に頭数が増加する時点までに埋却地確保等の確保を行うということでも良いですか。

- 1 補助事業を実施する場合については、事業実施後確実に事業の目的が達成されることが前提です。
- 2 このため、事業計画段階で確実に増頭が図られることを確認する意味からも、事業計画段階で埋却地等の確保を行ってください。

問5 事業計画によっては、増頭しない場合もありますが、埋却地の確保状況等、計画団体が確認する必要がありますか。

- 1 増頭しない場合であっても、補助を受ける者が家畜を飼養していることとなりますので、法令遵守の観点から確認を行ってください。
- 2 その場合、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により実施されている都道府県への定期報告やチェックリストで確認を行ってください。
- 3 増頭する場合は、新たに埋却地確保等が行われるものとなるため、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等が確保されているかについて、事業申請の提出を受けた際にチェックリストや図面等の添付書類により状況等を確認してください。

- 4 なお、飼料受託組織等の家畜を飼養しない者が補助を受ける場合は、埋却地の確保は不要です。

問6 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。

- 1 事業計画段階において埋却地等の確保が確実に行われることが明らかな場合は、埋却地等が確保されたものとして取り扱うことは可能です。
- 2 ただし、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等では、埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する状況を都道府県が定期的に報告を受けることや、指導等を行うことが規定されておりますので、事業計画時点での埋却地等の確保が確実であるとの判断については、各都道府県が行っている判断の基準に従ってください。

問7 チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。

- 1 都道府県がチェックリストを保管しているため、畜産クラスター協議会から都道府県にチェックリストを提出する必要はありません。
- 2 施設整備事業の場合、都道府県においては、事業実施計画を農政局等に提出する前にチェックリストの内容を確認してください。
- 3 機械導入事業の場合、チェックリストの確認は、事業参加要望書を都道府県と協議する際に行いますので、事業実施主体に提出する必要はありません。

問8 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのように行うのですか。

- 1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認については、都道府県の家畜保健衛生所が行うこととなり、確認結果を記録したチェックリストは都道府県で一定期間保管されています。
- 2 施設整備事業については、畜産クラスター協議会から都道府県に事業実施計画が提供された際に、都道府県が当該計画により整備する施設を含めて飼養衛生管理基準の遵守状況を確認してください。なお、既存の施設等に係る遵守状況の確認については、既存のチェックリスト(都

道府県による確認結果が記載されたものに限る。)により確認しても差し支えありません。

- 3 機械導入事業については、畜産クラスター協議会が事業参加要望書の都道府県との協議を行う際に、都道府県が事業参加要望者の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認してください。
- 4 なお、当該チェックリストは都道府県の文書管理規定に基づいて管理いただくべきものであり、事業への申請に当該チェックリスト等を用いることをもって、施設等の処分制限期間終了まで当該チェックリスト等の保管を義務づけるものではありませんので、文書の保存期間終了後は廃棄いただいて構いません。

問9 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。

- 1 事業を活用する場合、法令遵守の観点から、事業を活用する農家は必要な埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置をする必要があります。また、都道府県は家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により、埋却地確保等や飼養管理基準に関する状況報告を定期的に受けることや、指導等を行うことが規定されております。
- 2 このため、都道府県計画に埋却地の確保等の見込みが無いと判断される計画が含まれることはないものと考えられ、仮に、含まれたとしても、法令遵守の観点から、畜産クラスター事業の支援対象にすることは困難です。

#### 【環境負荷低減クロスコンプライアンス (みどりチェック)】

問10 みどりチェックシートによる取組の確認を行うこととなった理由は何ですか。

- 1 農林水産省においては、令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略における政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指し、補助事業等において環境配慮の要件化を図ることとしています。
- 2 環境配慮の要件化は令和9年度から本格実施されることになっており、令和7年度においては、補助事業等の受益者が最低限行うべき環境負荷低減の取組をチェックシートに記載し、事業申請時及び報告時に国に提出し、国の担当者が報告内容を確認することになっていきます(通称：みどりチェック)。
- 3 このような動きを踏まえ、畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業・実証支援事業)においても、みどりチェックを実施することとしています。

問11 畜産クラスター事業におけるみどりチェックについて、具体的な手続きを教えてください。

(施設整備事業・実証支援事業)

- 1 事業の参加者（実証支援事業においては、事業を実施する協議会の取組の受益者も含む）は、畜産クラスター事業のHPで公表している、「みどりチェック」チェックシートの参考様式に必要事項を記入し、畜産クラスター協議会に提出します。
- 2 協議会はチェックシートの内容を申請者リストに取りまとめ、市町村、都道府県を經由して、農林水産省に提出してください。
- 3 最終的に農林水産省が申請者リストを確認し、補助金が交付されます。

(機械導入事業)

- 1 事業の参加者（取組主体）は、事業参加申請時、畜産クラスター事業のHPで公表している、「みどりチェック」チェックシートの参考様式の全ての項目をチェックし、畜産クラスター協議会に提出します。協議会はチェックシートを確認の上、申請書の「みどりチェック」欄に「○」を入力し、窓口団体（県畜産協会等）を經由して、基金管理団体（中央畜産会）に提出（システム登録）してください。
- 2 取組主体は、実績報告時、チェックシートの実践した項目をチェックし、協議会に提出します。協議会はチェックシートを窓口団体（県畜産協会等）を經由して事業実施主体に提出します。事業実施主体はチェックシートの内容を申請者リストに取りまとめ、基金管理団体（中央畜産会）に提出（システム登録）してください。
- 3 最終的に基金管理団体がチェックシートを確認し、補助金が交付されます。

みどりチェックの基本的な考え方については、大臣官房みどりの食料システム戦略グループが公表しているQ&A等もご参考ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

問12 みどりチェックを実施しないと、事業に参加できないということですか。

取組の実践とチェックシートの記入・提出は事業の補助要件となります。もし記入・提出しなかった場合には、補助金を交付できません。

問13 みどりチェックでチェックした項目について、いつまで取組を継続する必要があるのですか。

- 1 みどりチェックの項目はいずれも最低限行うべき環境負荷低減の取組となっていますので、事業実施後も継続的に取り組んでいただくことが望ましいです。
- 2 また、令和8年度からは、みどりチェックを実施した者から対象者を抽出し、国の担当者が取組状況の事後確認を行うことになっています。

問14 申請時には基本的に全項目をチェックすることになっていますが、報告時にチェックできなかった場合や、国の事後確認の際に取組が実施されていなかった場合、何らかのペナルティがありますか。

- 1 環境配慮の要件化は令和8年度までは試行期間とされていますので、チェックリストの内容や実際の取組状況に関して、ペナルティが課されることはありません。
- 2 一方で、令和9年度以降の本格実施では改善が見込まれない場合は何らかのペナルティ措置が課される可能性がありますので、試行期間中に取組を進めていただければと思います。

#### 【生乳需給安定クロスコンプライアンス】

問15 生乳需給安定クロスコンプライアンスを実施することとなった理由は何ですか。

- 1 牛乳乳製品の需要拡大等による生乳需給の安定は、我が国酪農・乳業の発展にとって重要です。
- 2 生乳需給は、全国で、また全ての用途でつながっており、牛乳乳製品の需要低迷といった全国的な課題への対応は、牛乳乳製品の需給と価格の安定を通じて酪農・乳業に携わる全ての方に利益を与えるものであり、広い関係者の参加が必要であると考えています。
- 3 現在、多くの酪農家、乳業者が参画し、過剰となっている脱脂粉乳在庫の低減を図る全国協調の取組が進められていますが、このような民間の取組を後押しするため、畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）においても、全国的な生乳需給安定のための取組に拠出金の納付をしていること等を要件とする措置（生乳需給安定クロスコンプライアンス）を導入することとしました。

問16 生乳需給安定クロスコンプライアンスについて、具体的に満たすべき要件と必要になる手続きを教えてください。

(満たすべき要件)

- 1 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）に参加する酪農経営体において、「全国的な生乳需給安定のための取組に対して、事業申請月の属する四半期の前々四半期末までの12か月分の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していること」が要件となります。
- 2 ここで言う「申請月」とは、施設整備事業においては要望調査締切日が属する月、機械導入事業においては要望調査開始日が属する月（申請月日は要望調査開始月の月末）とします。

(手続き)

- 1 事業に参加する酪農経営体は、畜産クラスター事業のHPで公表している、生乳需給安定クロスコンプライアンスチェックシートの参考様式に必要事項を記入し、畜産クラスター協議会に提出します。
- 2 協議会はチェックシートの内容を申請者リストに取りまとめ、施設整備事業の場合は、市町村、都道府県を経由して、機械導入事業は窓口団体（県畜産協会等）、事業実施主体（中央畜産会）を経由して、農林水産省に提出してください。
- 3 最終的に農林水産省が拠出状況を確認し、拠出が確認できた後に、補助金が交付されます。
- 4 申請者リスト（チェックシート）に不備があった場合や拠出状況に疑義があった場合は、協議会に対して連絡がある場合があります。なお、拠出金については、遡及して追加納付することもできます。
- 5 生乳需給安定クロスコンプライアンスの基本的な考え方については、畜産局牛乳乳製品課が公表しているQ&A等もご参考ください。

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

問17 全国的な生乳需給安定のための取組に拠出していないと、事業に参加できないということですか。

- 1 全国的な生乳需給安定のための取組への拠出及びチェックシートの提出は事業の補助要件となります。拠出していない場合、チェックシートを提出しなかった場合には、補助金が交付できません。
- 2 生産する生乳の全量を自家消費・加工している等、拠出対象の取引数量がない場合は、拠出の必要はありませんが、チェックシートの提出は必要ですので、ご注意ください。
- 3 なお、沖縄県及び伊豆諸島において生産された生乳については、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、拠出を求める対象から除外していますので、同地域でのみ生乳生産を行う酪農経営体においては、チェックシートの提出は不要です。

問18 就農1年以内の新規就農者であり、出荷実績が12か月に満たない場合も、事業に参加できますか。

- 1 取引乳量がゼロの期間がある場合、その期間は「ゼロ円の出荷を行っている」と判断します。
- 2 したがって、出荷実績が12か月に満たない場合は、出荷実績のある期間において拠出実績があることをもって、事業に参加できます。
- 3 なお、事業実施後に新規就農するため、申請時点で拠出実績がない場合も、事業に参加できますが、この場合も、「生乳の取引実績ゼロ」としてチェックシートの提出が必要になりますのでご注意ください。

問19 いつまで拠出し続ける必要がありますか。

- 1 全国的な生乳需給安定のための取組への拠出は事業の成果報告時まで継続している必要があります。
- 2 成果報告時には、再度チェックシートを提出いただく必要ありませんが、成果報告書等をもとに、農林水産省において、当該酪農経営体が事業申請時から継続して拠出していることを確認します。

- 3 確認の結果、継続拠出が確認されない場合は、速やかに拠出していなかった期間分の拠出金を追加納付してください。

問20 事業申請後、拠出をやめてしまった場合、何らかのペナルティがありますか。

- 1 全国的な生乳需給安定のための取組への拠出は事業の成果報告時まで継続している必要がありますが、拠出していなかった期間分の拠出金を後から追加納付することができます。
- 2 なお、成果報告時に拠出が確認されず、速やかに追加納付もされない場合は、要件違反として、補助金の返還も含めた措置をとる場合があります。

#### 【安全性検査合格機の選定】

問21 なぜ安全性検査合格機を導入することになったのか、また畜産関係ではどのような農業機械が対象となるのでしょうか。

- 1 農作業中の死亡事故者数が他産業と比較しても多い中、より安全な農業機械の導入を進めるため、令和7年度より、国から補助金や交付金の交付を受けて行う事業等は、安全性検査基準を満たす農業機械から選定することとされました。
- 2 令和8年3月末現在で、対象となる機械は、輸入機も含め、令和7年4月以降に発売される型式の、トラクター、子実とうもろこし乾燥機（穀物用循環型）です。令和6年度までに発売されたものは本基準の対象外ですので、従来通り導入可能です。

問22 該当する機械を導入する場合、どのような書類や手続きが必要ですか。

- 1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が実施する農業機械の安全性検査に合格したものを選定する必要があります。安全性検査合格機の一覧は以下の農研機構のWEBサイトに型式名が掲載されています。  
<https://www.naro.go.jp/org/iam/Test/index.html>
- 2 事業参加申請時に安全性検査合格機であることが分かる書類（カタログや見積書など）を添付してください。

## VI 施設整備事業

### 【事業実施主体・取組主体】

問1 事業全体の仕組みはどのようなものですか。

事業実施計画を策定し、補助金の交付を受ける事業実施主体は畜産クラスター協議会とし、実際に施設整備等を行う取組主体は、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体及び中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う農協・公社等となります。

詳しくは、本事業の要綱及び要領を御確認ください。

問2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からですか。

- 1 施設整備事業は、中心的な経営体の施設整備等を支援するものですが、畜産クラスター計画における地域の畜産の収益性向上等を実現させるための施設でもあることから、畜産クラスター計画を策定する畜産クラスター協議会を事業実施主体としています。
- 2 また、畜産クラスター協議会が事業実施主体として、施設整備等を行う取組主体に対して事業の実施に係る指導・助言を行うことにより、補助事業の適正な実施、取組主体の取組の継続性を確保するとともに、畜産クラスター計画の目標達成に資するものと考えています。

問3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含む多様な担い手がより利用しやすくするべきではないですか。

- 1 畜産クラスター事業については、
  - (1) 青色申告を実施していること
  - (2) 後継者がいること（又は経営者が原則として45歳未満であること）
  - (3) 知事特認を得ることの全てを満たした場合には、法人化しない場合でも家計と経営の分離や経営継続性が確保できることから、支援対象としています。
- 2 また、令和7年度補正予算から措置した「持続性向上タイプ」において、直ちに収益性に結びつかないものの、畜産・酪農の持続性向上に資する取組を支援しており、中小家族経営であっても、事業に参加しやすくなっています。

問4 法人化しない経営体が事業参加するために必要な知事特認の内容を教えてください。

- 1 法人経営以外が施設整備事業に参加する場合は、法人化することが原則ではあるものの、家計との分離や経営継続性の確保といった観点から、
  - (1) 青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること
  - (2) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
  - (3) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(1)及び(2)に該当することについて、都道府県知事が特に認めることの全てを満たした場合には、法人化しない場合でも支援対象とする緩和要件を設けているところです。
- 2 知事特認については、上記(1)及び(2)に加えて、
  - (1) 当該農家が参画する畜産クラスター計画の目的達成のため、本事業により支援することが適当かつ不可欠であること
  - (2) 当該農家が法人化しないことに相当の理由があること(例えば、法人化することにより、かえって税制上の不利がある場合など)について確認していただくこととしています。

問5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何をもちて判断するのですか。

青色申告を継続して行うことが見込まれるとは、当該経営のこれまでの青色申告の実施状況や経営計画等から判断することとします。

問6 「原則として45歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認められるのですか。

地域の実情や畜産クラスター計画における位置付け等から、当該畜産農家を本事業によって支援することが、畜産クラスター計画の実現のために必要不可欠であり、かつ、年齢、経営計画等から将来にわたって経営が安定的に継続することが見込まれる場合には、45歳を数年過ぎた経営者への支援を一律に排除しないという趣旨です。

問7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるのですか（基準は示さないのか）。

他の補助事業を利用して営農に必要な施設等を整備して間がないなど、当該経営が残存価格の大きな施設を所有している場合等、法人化により、既存施設等を個人から法人へ譲渡する際に、個人の譲渡所得や法人の受贈益の発生に伴い税負担が増加することにより、施設整備事業の実施後の経営が悪化するおそれがある場合等、法人化が経営に当たってのデメリットになり補助目的を達成することが難しくなる場合を想定しています。

問8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリース方式のみですか。

貸付の方法は、

(1) 施設そのものを中心的な経営体に貸し付ける【リース方式】

(2) 貸付料を徴収し中心的な経営体に畜舎の一部を貸し付ける又は、施設を利用させる【アパート方式】

を対象とします。

問9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散整備は可能ですか。

第1農場、第2農場のようなイメージで、分散整備は可能です。

問10 市町村は施設整備の取組主体になることができるのですか。

1 原則、市町村は、自ら又は市町村が指定した指定管理者が管理・運営する施設の整備を行う取組主体にはなれませんが、中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う場合には、取組主体になることができます。

2 なお、市町村が自ら使用する施設の整備は、強い農業づくり総合支援交付金を活用可能です。

問11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得ますか）。

- 1 受託組織として農協が取組主体となることは可能です。
- 2 また、農協が自ら施設整備を行い、自ら畜産経営を行う場合にあっては、中心的な経営体として取組主体となり事業実施できます（ただし、農業経営規程との関係に留意いただく必要があります）。

問12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。

預託専門農家でも中心的経営体となり事業を実施することは可能です。

#### 【対象施設】

問13 畜舎等を整備するための用地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。

- 1 本事業は、牛舎等の施設及びその施設と一体的な附帯設備の整備を支援するものであり、施設の用地については、施設の建設に着手できる状態に申請者自らが予め準備していただく必要があります。  
このため、用地造成や地盤改良については、自給飼料関連施設の整備に伴い必要となる場合を除き、原則として補助の対象としていません。
- 2 ただし、整備する施設の基礎工事の実施に当たり、
  - (1) 施設を建設する地面の表面の凹凸を均したり踏み固めたりする程度の工事（一般的に「整地」と呼ばれるような工事）
  - (2) 基礎の下など部分的な地盤の補強を行うものであって、杭基礎など基礎工事として行う工法よりも安価に施工できるなどの合理的な理由によって実施される場合
  - (3) 建設工事に必要な作業機械の侵入路や設置箇所地盤を補強する必要がある場合などについては、補助の対象となる場合があります。

問14 自給飼料関連施設の整備において、施設用地の造成整備が補助対象となっていますが、造成整備に必要な経費の全てが補助対象となりますか。

- 1 自給飼料関連施設については、飼料生産組織がTMRセンター等を整備する際、大型の重機によるバンカーサイロへの飼料原料の搬入やサイレージ原料の踏込作業等、畜舎等と比較して施設への負荷が大きい作業が想定されることから、これに耐えるための地盤改良（舗装も含む）に限り、特例的に補助対象としています。
- 2 したがって、樹木の伐採や傾斜地を平らな土地に均す等の用地造成は補助対象としておりません。
- 3 なお、造成整備を補助対象としているのは自給飼料関連施設のみのため、例えば、畜産農家が自給飼料関連施設と畜舎の双方を整備する場合、畜舎や構内道路に係る造成は補助の対象外となる点に御留意願います。

問15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。

飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わり、災害等の発生による停電時においても、家畜の飼養や畜産物の生産を継続するために稼働させる必要がある搾乳ロボットや自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等と一体的に導入する場合に限り、補助対象にできます。

問16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、井戸や水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。

- 1 本事業で施設を整備する場合は、予め、補助事業を利用する者が施設の建設に着手できる状態に準備しておくことが前提となります。
- 2 このため、施設の設置場所における基本的な条件整備（敷地造成、取付道路・電力・通信網・上下水道や井戸の設置等）については補助対象になりません。
- 3 ただし、施設敷地内に設置する受電設備や敷地内の給排水設備については、整備する施設と一体的な附帯設備と言えるため、補助対象となります。

問17 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。

- 1 畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていることから、補助対象となる家畜排せつ物処理施設については、堆肥化处理等に直接的に関係するものに限定しており、堆肥処理施設については、堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等が、汚水処理施設については、貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等が該当します。
- 2 このため、発電設備やメタンガス利用設備等を含んだ形のバイオガスプラントを一体的に整備する場合は補助対象になりません。

問18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合は補助対象になりますか。

- 1 畜産クラスター事業で補助対象となる施設をバイオガスプラントの一部として整備する場合、整備する設備が堆肥処理又は汚水処理の機能を果たし、成果目標の達成に必要である場合は補助の対象となり得ます。

その上で、畜産クラスター事業で補助対象となるメタン発酵タイプの家畜排せつ物処理施設（一般的なバイオガス処理方式）と考え方は次の通りです。

① 発電設備、ガス精製設備等を設置しない施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみの場合は施設全体が家畜排せつ物処理専用施設となるため、発酵処理施設を含め補助の対象となります。

② 発電設備を有しF I Tを活用し売電する施設

メタン発酵処理施設等がF I T価格の算定基礎（発電設備）に含まれているため、メタン発酵処理施設、ガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

なお、家畜排せつ物の処理に必須な行程の前処理施設や資源化施設は家畜排せつ物処理となるため補助対象となります。

③ 発電設備を有しF I Tを活用しないで売電する施設

売電を行えば、施設の考え方がF I Tと同様になるため、補助対象となる施設等についても、F I Tを活用する場合と同じとなります。

④ 発電設備を有しているが電力又はガスを自家利用する施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみが家畜排せつ物処理施設となるため、前処理施設、メタン発酵処理施設、資源化施設は補助対象となりますが、家畜排せつ物処理に必須な行程に関わらないガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

問19 事業で整備した畜舎等の屋根に太陽光パネルを設置することはできますか。

- 1 太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、屋根へ太陽光パネルを設置するといった、補助対象財産の一部の利用については、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合は、当該利用は財産処分に該当しません。
- 2 畜産クラスター事業で整備した畜舎等の屋根に太陽光パネルを設置する場合は、都道府県への模様替届が必要になります。また、太陽光パネルの設置により、畜舎等の耐荷重を超過してしまう場合は設置ができないこともあり得るため、事前によく都道府県又は地方農政局等へ相談してください。
- 3 なお、太陽光パネル自体はクラスター事業の補助対象ではないことから、補助事業上、発電した電力の用途に制限はなく、売電することも可能です。また、施設の所有者が第三者に貸し付けることにより太陽光パネルを設置する場合（いわゆる屋根貸し）についても補助事業上の制限はありません。

問20 バイオマスプラントやコンポストを整備する場合は、家畜排せつ物処理施設の基準事業費を適用しなければなりませんか。適用する場合は、どの基準事業費を適用することとなりますか。

- 1 バイオマスプラントの発酵槽やガスホルダー等は畜舎等の建物ではないことから、基準事業費を適用することは実態に合わないものと考えています。
- 2 ただし、固形物の処理・保管を行う施設や堆肥舎バイオマスプラントやコンポストを格納するために建物を整備する場合は、建物内で家畜排せつ物の処理が行われることから、これらの建物については堆肥舎の基準事業費を適用してください。

問21 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼料用米活用）」について、エコフィード・飼料用米に係る取組を対象としていますが、食品残さの加工施設やTMRセンターの整備は可能ですか。

食品残さの加工施設やTMRセンター等は、自給飼料関連施設として整備することができます。

問22 飼料用米保管庫は、補助対象ですか。

- 1 畜産農家又は飼料生産組織が整備する場合は、飼料用米などの保管施設も補助対象としています。
- 2 なお、簡易なもの（飼料タンク、コンテナ倉庫等、床面積200㎡以下のもの）の場合は、機械導入事業の活用も可能です。

問23 飼料タンクやフィーダーを単体で整備する場合でも補助対象になりますか。

- 1 飼料タンクやフィーダーは、畜舎の附帯設備に該当しますが、附帯設備のみの整備は補助の対象外としていることからこれらを単体で整備することはできません。畜舎を整備する場合は、畜舎の附帯設備として整備することが可能です。
- 2 ただし、増頭等の事業効果が得られる畜産農家、TMRセンター運営者が自らの所有する施設の附帯設備として整備する場合に限定されますので、飼料会社が補助事業で整備することはできません。

問24 牛舎から放牧地又は別棟のパーラーまでの通路は補助対象になりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、補助対象施設と一体的なものとして整備されるものであって、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 牛舎から放牧地までの通路については、一般的に牛又は農機具の移動が目的となるため、補助対象施設である牛舎の一部とはいえ、補助対象外の道路と同じ扱いになります。また、補助対象施設における直接的な生産工程とは言い難いことから補助対象になりません。
- 3 ただし、令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプにおいては、獣医師等の指導の下、農場の衛生水準を向上させる目的であれば、衛生管理区域内の必要最小限の作業道路を補助対象としています。
- 4 なお、収益性向上タイプにおいても、畜舎とパーラー間の導入路については、畜舎とパーラーを一体的に利用するのに必要な最小限の面積であれば、畜舎又はパーラーのいずれかの建物

の一部として補助の対象となります。

問25 衛生施設としてエプロン（コンクリート敷き）を補助対象にできますか。

- 1 収益性向上タイプにおいては、補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 エプロン部分で機械の洗浄や消毒を行うという理由の場合、機械の洗浄等が直接的な生産工程とは言い難く、生産工程との直接的な関係が成立しません。
- 3 また、エプロンは機械の洗浄等の専用施設でないことや、消毒等において必要不可欠な施設とは言い難いことから、補助の対象になりません。
- 4 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。
- 5 一方、持続性向上タイプにおいては、衛生水準の高度化に必要な作業用通路などの整備も対象としていますが、衛生管理区域内の必要最小限の整備に限定しています。

問26 施設周りに飼養管理作業を行う舗装スペースを整備したいのですが、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる作業について教えてください。

- 1 補助施設そのものでない設備については、附帯設備となります。この場合の補助対象は、補助対象施設と一体的なものとして整備されるものであって、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されているため、畜舎等の場合は、給餌等の飼養管理及び個体管理、搾乳等の畜産物生産、堆肥化处理等となり、TMRセンターの場合は、原料混合等による生産、原料管理等となります。
- 2 なお、畜種や飼養形態により異なることから、一概に具体的な整備例を示すことは困難ですが、次のような整備例があるので、参考にしてください。

**【飼養管理等施設】**

- ・堆肥化前の家畜排せつ物一時貯留施設（擁壁等有）

**【TMRセンター】**

- ・原料・製品一時保管スペース、原料調整・積載スペース（建物の整備を省略することにより費用対効果が有利となる場合）

問27 防疫上必要な外構舗装やフェンスを補助対象にできますか。

- 1 令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプにおいては、農場の衛生水準を向上させるために必要な
  - ・野生動物侵入防止・壁
  - ・必要最低限の作業道路（獣医師等の指導に基づくものに限る）
  - ・車両消毒ゲート
  - ・シャワー室・エアシャワー室（畜舎に附帯しないものも含む）を補助対象としています。
- 2 なお、養豚においては、
  - ・飼養衛生基準上、大臣指定区域において農場周囲に柵を設置することが義務となっていること
  - ・野生動物が農場内を視認できないよう、柵ではなく壁を設置することが望ましいことを踏まえ、家畜衛生対策の強化・高度化の取組を推進する観点から、野生動物侵入防止壁のみ補助対象としています。

問28 家畜飼養管理施設と一体的に整備する設備のうち、「放飼」「消毒」に関わる設備とは具体的にどのようなものですか。

- 1 「放飼」とは、家畜が自由に行動できる飼養管理の形態を指し、これに関わる設備としては、例えば、パドック（運動場）が考えられます。
- 2 「消毒」に関わる設備とは、例えば、畜舎内に立ち入る際に必要となる更衣のための前室や、手指や長靴等を消毒するための消毒設備等が想定されます。

問29 畜産物加工施設の範囲は、どのようなものですか。規模などの要件はありますか。食肉センター、食鳥処理場は補助対象ですか。

- 1 食肉センター等については、食肉の流通合理化を進める観点から、処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備を行う場合に限り、強い農業づくり総合支援交付金で支援することとしています。
- 2 この趣旨に鑑み、本事業で支援するのは、畜産クラスター協議会の構成員が、自ら生産し

た畜産物を高付加価値畜産加工品として販売するために必要な最低限の加工施設に限ります（単なる食肉処理施設、食鳥処理施設は対象としません）。

問30 畜産クラスター事業の補助対象となる畜産物加工施設について、高付加価値の乳製品・食肉加工品・鶏卵加工品を製造する施設とありますが、具体的には、どのような施設ですか。

- 1 畜産クラスター事業においては、個々の畜産経営の収益力強化を目的としていることから、畜産物加工施設については大規模な食品工場ではなく、畜産農家の6次産業化に繋がる施設の整備について支援しています。
- 2 このため、限られた生産量の中で最大限の収益を確保するため、商品の差別化が可能なことや、ある程度の販路の多角化が見込まれるよう、
  - ① 乳製品については、チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等の高度に加工が行われたものとなり、処理を行うだけの牛乳製造のみの施設整備は補助の対象としていません。
  - ② 食肉加工品については、ハム、ソーセージ、ベーコン等となり、加工を行わない精肉カット施設は補助の対象になりません。
  - ③ 鶏卵加工品については、マヨネーズやプリン等の鶏卵使用率の高い製品の加工施設を想定しています。
- 3 なお、惣菜の生産における調理は、高度な加工と言い難いため、当事業における加工に該当しません。

問31 加工業者が畜産クラスター事業を活用して畜産物加工施設の整備は可能ですか。

- 1 畜産クラスター事業の実施者は畜産を営む者となっているため、畜産が経営の主業ではない加工業者は対象になりません。
- 2 また、加工業者が新たに畜産経営を行う場合や畜産部門を分社化している場合でも、その経営の主業が畜産であり、整備する施設で加工を行う畜産物のその殆どが自己の経営で生産されたものとなる場合でなければ補助の対象者になれません。
- 3 上記に該当しない場合は、産地基幹施設の整備を支援する、強い農業づくり総合支援交付金等の活用を検討してください。

問32 畜産農家が構成員となった事業協同組合や会社の場合、畜産クラスター事業による畜産物加工施設の整備は出来ますか。

事業協同組合の構成員が全員畜産を営む者の場合や、畜産を営む者のみの出資により設立された会社であっても、当該事業協同組合や会社自らが家畜を飼育し畜産経営を行わなければ、補助の対象者になりません。

問33 畜産物加工施設の整備を行う際に、整備する施設で加工する畜産物は殆どが自己の経営で生産する畜産物であることとなっていますが、殆どとはどの程度ですか。

原則、全量ですが、自己の畜産物を加工する際の材料として仕入れするものについての加工等は可能です。

問34 施設整備事業で乳用牛舎と一体的に搾乳ロボットを整備する場合、サンプリング装置、乳成分分析装置、繁殖管理ソフト、経営管理ソフト等のオプション装備も補助対象になりますか。

- 1 搾乳ロボットの整備に当たっては、搾乳に必要な機能のみが補助対象となります。
- 2 このため、搾乳ロボット本体とは別にオプションとして購入が必要となる、サンプリング装置や乳成分分析装置、搾乳ロボットを稼働させるための基本ソフト以外の経営管理ソフト等は、原則として補助対象ではありません。
- 3 ただし、2のうち、機械メーカーが、これらを別売のオプションではなく搾乳ロボットの標準付属品としており、追加費用の発生を伴わないものについては、搾乳ロボット本体の一部として一緒に導入しても差し支えありません。
- 4 また、2がオプション扱いである場合であっても、クラスター計画に位置付けられた地域ぐるみの取組として、例えば、牛群検定への参加や専門家のコンサルティングを受けて乳質や繁殖成績の改善に取り組むに当たり、当該装置等を活用した個体ごとのデータ収集・分析が必要となるなど、クラスター計画の目標達成に向けた行動計画に直接的に必要な場合においては、個別に判断の上、認められる場合があります。

問35 畜産クラスター事業で集出荷施設は補助の対象となりますか。

畜産クラスター事業では、個々の畜産経営の収益性向上等を目的としていることから、自己の経営以外からの畜産物を取り扱うことを目的とした集荷施設は補助の対象としておりません。出荷施設については、養鶏における鶏卵選別包装施設が補助の対象となります。

問36 共同利用するためのGPセンターの整備は可能ですか。

- 1 畜産クラスター事業においては、個々の畜産経営の収益性向上等を目的としていることから、事業の実施者は畜産を営む者となっているため、鶏卵選別包装施設については、採卵鶏農家が自ら生産した鶏卵の処理を目的に自己の経営の一部として整備する場合は支援の対象となります。
- 2 このため、組合や流通事業者が整備する鶏卵処理施設（GPセンター）については、共同利用施設等の産地基幹施設の整備を支援する、強い農業づくり総合支援交付金の活用を検討してください。
- 3 ただし、協議会内の鶏卵生産の合理化の観点から、施設の処理量の半分を超えない範囲内で、他の中心的な経営体が生産する鶏卵の処理を請け負う場合は、支援の対象になり得ます。

問37 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の基準を適用した畜舎も補助対象になりますか。

- 1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）の基準を適用した畜舎も補助対象となります。
- 2 畜舎特例法の基準を適用せず、建築基準法の基準が適用される場合には、建築基準法を遵守していただく必要があります。

## 【補改修】

問38 畜舎等の補改修や増改築は補助対象となりますか。

- 1 畜産クラスター事業では、畜舎の新設のみならず、畜舎等（既存不適格の畜舎等を含む）の補改修も対象としています。対象となる補改修の範囲としては、施設の構造に影響を与えるような大規模修繕（あるいは増改築）の他、例えば、
  - ・作業動線の改善のための仕切り壁や柱等のレイアウト変更
  - ・屋根ふき材の改修
  - ・劣化防止のための外壁の外装材の改修など、施設の構造に影響を与えない範囲で、施設の資産価値を維持・向上させる取組も対象としています。
- 2 ただし、原則として、既存不適格の畜舎等の大規模修繕や増改築をする場合は、工事後の畜舎等が現行の建築基準法に準拠する必要がありますが、既存不適格部分の現行基準への準拠が緩和される場合もありますので、都道府県の建築部局とよくご相談ください。
- 3 また、いずれの補改修であっても、工事後の施設の法定耐用年数が5年以上確保されることを必須の要件としており、具体的な要件については、本事業の要綱及び要領をご確認ください。
- 4 なお、補改修にかかる既存施設の撤去費用等は、原則として補助対象外ですが、新規就農優先枠に限り、特例的に補助対象とすることを認めています。

（補改修の例）

- ・動線改善 : 仕切りを可動式にする等の改修により、最新の飼養管理技術（省力化機械の導入など）に対応
- ・労働安全性の向上 : 床の滑り止めや作業通路の拡張により、作業事故のリスクを低減
- ・耐久性の向上 : 屋根のふき替えや壁の設置により、雨水の侵入を完全に遮断、床面の段差解消や勾配の適正化

問39 「補改修後の施設の法定耐用年数が5年以上確保されること」とはどういうことですか。

- 1 本事業では、生産基盤強化のための施設整備を支援することで、その施設による効果が継続的に発揮され、中心的な経営体及び地域の畜産・酪農の収益性・持続性を向上させることを目的としているため、事業完了から5年程度経過し、事業評価が完了するまでは、最低限、

施設の利用が可能となるように、補改修後の法定耐用年数が5年以上確保されること求めています。

- 2 補改修後の施設の法定耐用年数の判断に当たっては、
  - ①既存施設の耐用年数が5年以上残存すること
  - ②施設への新たな資本の追加注入に伴い減価償却期間が5年以上に延長されること
  - ③都道府県の建築主事等により、補改修に伴い当該施設が5年以上供用可能と認められること等により判断します。
- 3 なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。

問40 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も支援するのですか。

- 1 畜産クラスター事業においては、「既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする」と規定しています。
- 2 これは、補助事業による投資の結果、生産性・持続性の向上や社会的課題への対応など、更なる経営の発展や体質強化につながる効果が発揮される取組でなければ、それに対して国が支援することについて、国民一般の理解を得ることは困難であると考えているためです。
- 3 一方、機能の向上や劣化の防止による、施設の資産価値を維持・向上させる取組は、本事業上の補改修に該当するものであり、作業環境の最適化や施設の長寿命化など、既存施設の有効活用を推進しています。

問41 持続性向上タイプで補改修に取り組みやすくなったと聞きましたが、どういう意味ですか。

- 1 令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプにおいては、従来の収益性向上タイプとは異なり、収益性の向上に直ちに結びつかない取組であっても支援することとしており、様々な成果目標を選択できることとしています。
- 2 このような観点から、例えば、収益性向上タイプにおいて、堆肥舎やバンカーサイロといった施設を単独で補改修するだけでは、収益性を向上させることが難しかったところ、持続性向上タイプを活用することで、収益性の向上につながりにくい施設のみの補改修であっても取り組めるようになりました。

3 なお、補助対象となる補改修の範囲等については、収益性向上タイプと持続性向上タイプで同様となっています。

問42 離農跡地や後継者不在の経営施設を補改修する場合、例えば、A氏の所有する施設をA氏が所有したまま、中心的な経営体であるB氏（畜産農家）が借り受けて補改修する場合も対象になりますか。

以下のいずれかの方法であれば事業対象とします。

- (1) A氏の施設を農協等が借り受け、補改修をした上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。
- (2) A氏の施設を農協等が購入し、補改修した上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。

問43 施設の購入に係る経費については、補助対象となりますか。

適切な売買価格の評価が困難であることから、遊休畜舎の購入費用は補助の対象とはなりません。なお、購入後の補改修にかかる費用については補助の対象となります。

問44 畜舎等を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は本事業の対象となりますか。

補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。

問45 施設整備後に追加的な模様替えを行いたいのですが、どのような手続きを行えば良いのですか。

畜産クラスター事業で整備した施設を処分制限期間（耐用年数）に模様替えする場合は、残存期間に応じて補助金の全額又は一部を返還する「財産処分手続き」か、補助金の返還を伴わない「模様替届」の手続きを行う必要がありますので、事前に都道府県又は地方農政局等に相談してください。

問46 スタンションや換気扇といった施設の内部設備の入れ替えは補改修に該当しますか。

- 1 スタンションや換気扇は施設の附帯設備であり、附帯設備単独の整備は施設整備事業では対象にしていません。
- 2 一方、施設本体を補改修しつつ、一体的に内部設備を入れ替え、生産性向上を図る取組については、補助対象になり得ます。
- 3 この場合、施設本体の法定耐用年数が5年以上になるような補改修である必要があります。

問47 暑熱対策のため、屋根のふき替えや壁への断熱材の施工を補改修として実施できますか。

- 1 ふき替え（カバー工法も含む）や断熱材の施工についても、補改修後の施設の法定耐用年数が5年以上確保される場合には、補助対象になります。
- 2 なお、国土交通省住宅局建築指導課長通知により、屋根及び外壁の改修については、大規模な模様替え（リフォーム）に当たらないとされていますので、1のような補改修をする際に、再度建築確認を取る必要はありません。

問48 事業により整備した施設の改修等（建替、増築、補修、改修、廃棄）は、整備後何年経過すれば可能ですか。5年経過すれば良いとも聞きましたが本当ですか。

- 1 畜産クラスター事業で整備した施設については、処分制限期間（耐用年数）を経過するまで改修等を行うことはできません。
- 2 ただし、処分制限期間（耐用年数）であっても、止むを得ない事情で改修等が必要な場合には、財産処分手続きを行うことで可能となる場合がありますので、都道府県又は地方農政局等に相談してください。
- 3 なお、新設した建物の場合、その耐用年数は一般的に17年以上ありますので、補助事業実施時に作成した財産管理台帳により確認してください。

【環境】

問49 畜産クラスター協議会の構成員に周辺住民を参画させることは必須となりますか。

周辺住民が構成員として参画することは必須ではありませんが、周辺住民への理解醸成は必要です。

問50 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。

- 1 畜産環境問題による農場移転は、施設整備の支援対象となります。ただし、移転にかかる既存施設の撤去費用、引越費用等は支援対象となりません。
- 2 農場移転の場合は、移転先において畜産クラスター協議会を立ち上げ、畜産クラスター計画を作成し、移転先都道府県知事の認定が必要になります。
- 3 なお、家畜排せつ物処理施設の補改修や施設整備などを検討している農家については、現行法令（家畜排せつ物法、悪臭防止法、水濁法など）を遵守していることが前提です。

問51 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。

- 1 本事業は、都道府県知事が認定した地域一体となって畜産の収益性向上等を図るための畜産クラスター計画を実現するため、計画で定められた取組内容の推進に必要な中心的な経営体の施設整備に対して補助を行うものです。
- 2 このため、高度利用施設のうち、家畜ふん尿を適正に処理等するための設備（排せつ物の貯留施設、前処理施設、残渣の処理施設など）については補助の対象となりますが、電力や熱、ガス等の供給・利用を行う際に必要となる設備（発酵槽やガスホルダー、発電機等）は、補助対象外となります。

問52 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場合は補助金の返還が必要ですか。

- 1 発電設備等を追加で設置する場合、一部施設構造を変更する可能性があるため、必要に応じて、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」第5の補助対象事業により整備した施設等の管理運営等についての4増築等に伴う手続の規定に基づき、別記様式第7号で模様替えの届け出を行う必要があります。
- 2 また、売電を目的とした発電設備等を設置する場合については、模様替え手続きではなく、財産処分の手続きと残存簿価額に基づく補助金を返納する必要があります。
- 3 なお、電力又はガスを自家利用目的に整備した施設で、後に売電を行うこととなった場合も同様に補助金返納が必要となります。

問53 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することはできますか。

フロントローダー等の作業機械の導入については、機械導入事業の活用をご検討ください。

問54 収益性向上タイプにおいて、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とすればよいのですか。

- 1 例えば、堆肥の生産コストを削減する施設の整備も収益性向上と考えることができます。
- 2 具体的な成果目標の項目としては、①畜産クラスター計画の評価においては、畜産環境問題の改善を図るための取組であることや、②施設整備の直接的な効果においては、家畜飼養頭数の伸び率に応じて整備した畜舎や家畜排せつ物処理施設の整備により、周辺地域における臭気の低減を図るとともに、収益性を向上することが可能であるかなどが考えられ、これらにより収益性向上を評価することとしています。
- 3 なお、令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプにおいては、堆肥販売量の増加等を成果目標として設定することができ、必ずしも収益性向上を伴わない取組でも支援していますので、活用を検討ください。

## 【家畜導入】

問55 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。

- 1 畜産クラスター事業の趣旨は地域の収益性向上等を図ることであり、生産基盤の強化に必要な地域の拠点作りによって中長期的な視点で生産基盤の強化を図っていくことが重要です。
- 2 家畜の導入に対する補助は、生産基盤の強化に対して即効的・直接的な効果が期待できませんが、その一方で、家畜の導入に対する補助を過剰に行うと、子牛の価格や畜産物の需給に影響を及ぼすおそれもあるため、慎重に行う必要があると考えています。
- 3 このため、本事業における家畜の導入については、クラスターの仕組みによる地域の取組の中で、農協や地方公共団体等の中心的な経営体以外の者が、リスクを負ってでも取組主体として施設を整備し、併せて家畜を導入して新規就農者に貸し付けるパッケージの取組に限定して対象としてきたところです。
- 4 また、肉用牛・酪農重点化枠においては、肉用牛・酪農の生産基盤強化を強力に推進するための地域システムを早期に構築するため、施設整備を行う者が購入方式で家畜導入することを特別に認めています。
- 5 令和6年度補正予算からは、家畜導入の対象を一般枠では、3のうち新規就農の取組に限定することとし、新たに措置する「新規就農優先枠」においては、肉用牛・酪農重点化枠と同様に、畜舎の整備を行う者による購入方式での家畜導入も認めることとしています。

問56 生産者や地域（都道府県、市町村、農協等）の独自財源により畜舎を整備し農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。

- 1 家畜導入への支援は、あくまでも施設整備事業で整備する家畜飼養管理施設と一体的に導入する家畜に対して支援するために措置しているものであり、家畜導入単独で本事業を実施することはできません。
- 2 家畜導入の要望が多いことは承知していますが、問55にもあるとおり、家畜導入の支援は慎重に進めざるを得ないことに御理解願います。

問57 平成29年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が48か月齢未満から72か月齢未満まで引き上げられていますが、どのような理由から変更になったのですか。また、これによる注意点はありますか。

- 1 肉用牛繁殖経営において飼養されている繁殖雌牛は、数産していても引き続き繁殖雌牛として供用できるものもあり、繁殖基盤を強化していく必要がある中、離農農家の繁殖雌牛を廃用することなく別の経営に継承し、引き続き供用していくことが適切です。
- 2 このため、導入可能な月齢を引き上げることで、地域の資源である繁殖雌牛の円滑な継承を可能とすることが本改正の目的です。
- 3 なお、補助事業により導入する繁殖雌牛については、財産処分制限がかかりますので、導入後6年間の繁殖供用が必要となることに留意してください。  
(止むを得ず廃用しなければならない場合には、財産処分の手続きが必要になりますので、都道府県や地方農政局等にご相談ください。)

問58 平成29年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業で導入する家畜も、保険に加入する必要はありますか。

- 1 本事業で家畜導入に係る補助を受ける場合には、家畜共済に加入する必要があります。
- 2 なお、家畜導入に係る補助を受けない場合であっても、施設整備事業や機械導入事業等を活用されるときは、家畜共済への積極的な加入に努めてください。

### 【従業員への経営移譲】

問59 従業員への経営移譲の特例の目的と活用にあたっての要件を教えてください。

- 1 本メニューは、「ゼロからの起業」ではなく、まずは従業員として飼養や経営のノウハウを学び、その後、施設を継承させることで、独立する若手の参入障壁を低くし、畜産農家の減少抑制と地域の活力維持を目指しています。
- 2 そのため、事業実施にあたっては、将来の事業承継を確かなものにするべく、次の要件を満たす必要があります。  
(1) 対象者 : 施設整備完了年度の翌年度から5年後を目途に経営移譲を計画する現経営主(以下単に「移譲元」と言う。)

(2) 従業員の対象者：(1)の農場に従事する従業員であり、畜産クラスター計画で定める経営移譲計画に位置づけられた者（以下単に「従業員」と言う。）

(3) 事業活用に当たっての要件：

①「経営権の移譲」に関する事前契約

移譲元と従業員の間で「売買予約契約」や「承継計画合意書」を締結すること。

②独立までの期間中における従業員の待遇

従業員が独立に向けた資金を貯めることができるよう、移譲元においては、従業員の給与を、地域の同業種平均以上、または同規模の経営における他従業員平均以上とする雇用契約とすること。

③譲渡価格又は貸付価格における補助金相当額の除外

5年後の譲渡価格又は貸付価格を算出する際、「(取得価格－補助金額)から減価償却した未償却残高」を上限とし、譲渡者の利益の発生を防ぐこと。

④経営の独立性の担保

- ・従業員においては、独立後の法人化を必須とし、移譲元と帳簿を分離し、仕入れ先や販売先の選定権を持つこと。
- ・従業員が設立した法人の議決権を移譲元が有する場合は、総議決権の3分の1未満に制限すること。
- ・従業員の独立後10年間以上、上記の制限を継続する契約を締結すること。

3 なお、やむを得ない事情により、経営権の移譲に関する契約の履行が困難になった場合、移譲元は速やかに別の第三者の後継者を探し、新たな経営移譲計画を作成してください。

問60 目標達成の期限と経営を譲り渡すタイミングはどのように設定すればいいですか。

1 本メニューは、現経営者が飼養管理技術や経営ノウハウを直接指導する「伴走型支援」を前提としており、十分な指導期間を経て、経営基盤が安定した状態でバトンタッチすることが、独立後の持続可能性を確保するために不可欠と考えています。

2 このため、原則として「成果目標の達成後に経営移譲を行う」計画を策定してください。

成果目標年度：事業完了年度の翌年度から5年以内で設定

経営移譲のタイミング：上記の目標を達成し、経営が軌道に乗ることが見込まれる段階（経営開始から6年目以降）

問61 成果目標達成後、経営移譲が完了したことを報告する必要はありますか。

経営移譲の完了報告については、以下の区分に従い、適切に手続きを行ってください。

(1) 成果報告時に移譲が完了している場合

目標年度の翌年度に行う成果報告（都道府県への報告期限：7月末）において、成果報告書に移譲完了の旨を明記するとともに、従業員の法人が独立していることを証明する書類(株主名簿や法人登記事項証明書等)を添えて報告してください。

(2) 成果報告時において移譲が未完了の場合

事業参画時に策定した「経営移譲計画」に定める移譲予定年月日までに移譲を完了させてください。完了後は、速やかに都道府県に対して、(1)で示した書類を添付した移譲完了報告書を提出してください。

(3) 移譲が遅延する場合の対応

やむを得ない事由により、計画上の移譲予定年月日までに完了しない、または困難と見込まれる場合は、直ちにその理由および現在の経営状況等を都道府県に報告してください。

報告を受けた都道府県は、事業の継続性や計画の妥当性を精査し、改善に向けた必要な指導・助言を行うものとします。

**【規模要件】**

問62 必ず規模拡大、生産効率の改善をしなければいけないのですか。

- 1 令和5年度補正予算までは、既に地域における平均飼養規模、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は要領で定める都道府県規模水準以上になっている場合は、規模拡大をせずとも、生産効率の向上により収益性が向上する計画であれば事業実施は可能としてきたところ、令和6年度補正からは、規模に係る要件を廃止し、生産効率の向上のみを要件としています。
- 2 また、令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプにおいては、生産効率向上要件は設けておらず、経営の持続性向上、社会的課題への対応に資する取組を支援することとしております。
- 3 なお、持続性向上タイプであっても、経営の持続性の観点から、生産性向上等により、体質強化を図っていく取組が望ましいと考えています。

問63 令和6年度補正予算から規模要件が廃止となったということは、地域の平均に満たない小規模農家も事業対象となるのですか。

- 1 問60にあるとおり、令和6年度補正予算からの施設整備事業は、規模に係る要件を廃止しましたので、地域の平均に満たない頭羽数計画であっても事業実施は可能です。
- 2 ただし、事業計画を作成するに当たっては、飼養計画に見合った施設の規模であることや成果目標の設定・達成は引き続き必要となることにご留意ください。

**【生産効率向上要件】**

問64 生産効率向上要件は、必ず増産を伴うものですか。

生産効率向上要件は、事故率の低減や受胎率の向上等による畜産物の出荷量の拡大以外に、飼料・資材の使用量や労働時間の削減等、生産コストの低減につながるものも該当します。

問65 畜産物の出荷量の拡大を生産効率向上要件とした場合、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産のように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。

- 1 生産効率向上要件を畜産物の出荷量の拡大とした場合、事故率の低減や受胎率の向上等、技術的な改善を通じて、主産物（繁殖経営における子牛、酪農経営における生乳等）の出荷量が増加する場合は対象とします。
- 2 なお、乳用牛を借り腹として活用した肉用牛生産については、
  - ① 乳用牛を肉用牛生産のための繁殖用雌牛として考えたとしても、当該乳用牛には、受精卵移植、黒毛和種精液の人工授精、乳用種精液の人工授精など、経営判断の中で様々な繁殖技術が用いられることが想定され、技術的な改善に伴う畜産物出荷量の増加を確認することが困難であること
  - ② 一方で、搾乳牛としてみた場合、受胎率の向上や適期授精の実施、乾乳期の飼養管理の改善等により、単位期間当たりの生乳生産量の向上が期待されることから、敢えて副産物の出荷量の増加を指標とする必要性は小さいと考えられることから、主産物の出荷量で目標設定をすることとします。

問66 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量が向上又は労働時間等が低減すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのですか。

例えば、

- (1) 搾乳牛1頭当たり年間生乳出荷量の増加又は年間労働時間、飼料・資材の使用量の削減
- (2) 繁殖雌牛1頭当たり年間子牛出荷頭数の増加又は年間労働時間の低減、飼料・資材の使用量の削減
- (3) 繁殖雌豚1頭当たり年間肉豚出荷頭数の増加又は年間労働時間の低減、飼料・資材の使用量の削減
- (4) 採卵鶏1000羽当たり年間鶏卵出荷量の増加又は年間労働時間の低減、飼料・資材の使用量の削減
- (5) 導入素雛1000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数の増加又は年間労働時間の低減、飼料・資材の使用量の削減
- (6) 10a当たり飼料生産量の増加又は年間労働時間の低減、資材の使用量の削減

等のほか、

- (7) 畜産物加工、展示・販売施設の整備の場合、単位頭羽数当たり年間高付加価値畜産物出荷量の増加

等が考えられます。また、経営の中で継続的に把握できる項目がある場合には、その項目により指標を設定しても構いません。

問67 生産効率向上要件について、事業実施計画に「生産効率向上に係る取組概要」と「生産効率向上を確実にするための技術支援体制」を記載することとなっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。

1 「生産効率向上に係る取組概要」には、整備する施設とその施設等を活用した生産効率向上のための取組を記載するものとし、具体的には、

- (1) 酪農において、
  - ① つなぎ飼いからフリーストール・搾乳ロボット体系に転換し、1日当たりの搾乳回数を増加する
  - ② 乾乳牛舎を整備し、乾乳期の飼養管理を徹底することで乳牛の回復の徹底を図り、乳量を増加する
- (2) 肉用牛繁殖において、
  - ① 哺育牛舎を整備し、哺育牛の集中管理により事故率を低減させる
  - ② 繁殖牛舎の整備と併せて発情発見装置を導入し、分娩間隔の短縮を図る
- (3) 養豚において、
  - グループシステムやオールインオールアウト方式を導入し、事故率の低減を図る等の取組が考えられます。

- 2 また、家畜排せつ物処理施設や自給飼料関連施設、畜産物加工・展示・販売施設を単独で整備する場合など、施設の整備が畜産物の出荷量の増加等に直接的にはつながらない場合であっても、作業の効率化により削減された労働時間や飼料・資材量を生産効率の向上と位置付けるなど、施設整備と関連した具体的な取組を記載してください。
- 3 「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」については、生産効率向上のための取組を実現するために実施する
  - (1) 管理獣医師の配置
  - (2) 技術検討会の開催
  - (3) 経営データの分析（ベンチマーキング）
  - (4) 試験研究機関との連携などの取組を具体的に記載するものとし、これらの取組については、畜産クラスター計画にも明示するよう努めてください。

#### 【飼料作付要件】

問68 飼料作付要件の内容を教えてください。

- 1 令和7年補正予算から、酪農において搾乳牛舎・乾乳牛舎・搾乳施設（ミルクングパーラー）（以下「搾乳牛舎等」という。）を整備する取組主体（借受者）に対して、飼養する経産牛頭数に応じた飼料作付面積を有していることを求める要件（飼料作付要件）を課すこととしています。
- 2 具体的な要件の水準については、
  - ・北海道：経産牛1頭当たり、飼料作物面積40アール以上
  - ・都府県：経産牛1頭当たり、飼料作付面積10アール以上としています。
- 3 また、取組主体が国産飼料を購入している場合は、その購入量を作物種に応じた単収を用いて面積換算し、飼料作付面積に加えることができます。

問69 飼料作付要件が設定された背景を教えてください。

- 1 畜産クラスター事業（施設整備事業）による搾乳牛舎等への支援については、生乳需給に影響を与えないよう令和6年度補正予算において支援を停止していました。

- 2 一方、これまでの事業実績を分析したところ、
  - ①規模拡大は着実に進んだものの、
  - ②輸入飼料に依存すると経営が不安定化する傾向があることが明らかになってきました。
- 3 そこで、国産飼料基盤に立脚した持続的な酪農経営を推進するため、飼料作付要件を設定することとしました。

問70 二毛作・二期作に取り組む場合の考え方を教えてください。

- 1 二毛作・二期作に取り組む場合は、1年で複数回の作付けを行うこととなりますので、作付けの回数分だけ面積を計上して、延べ作付面積として構いません。
- 2 なお、実際に二毛作・二期作に取り組んでいることが証明できるように、日ごろから作業日誌等の記録をつけておくようお願いいたします。

問71 永年生牧草を二番草・三番草まで収穫する場合、二毛作・二期作と同様に延べ面積としていいでしょうか。

- 1 永年生牧草の二番草・三番草については、それぞれに作付けを行うわけではなく、一番草から連続的に栽培されるものですので、作期ごとに耕起・播種を行わないと収穫できない二毛作・二期作とは違い、延べ作付面積に計上することはできません。
- 2 一方、二毛作や二期作は、作期の度に、改めて耕起・整地を行うことから、家畜排せつ物の適切な還元の観点で、延べ作付面積への計上も妥当だと考えています。

問72 飼料作付面積及び経産牛頭数の集計時点を教えてください。また、確認方法は経営内で記録している台帳等で良いでしょうか。

- 1 飼料作付要件の水準を満たしているかは、事業実施前年度時点の情報で確認します。
- 2 経産牛頭数は、事業実施前年度の4月1日時点のデータを確認することとしますが、当該年度内に新規就農した場合等、参照できるデータがない場合は、当該年度内の直近のデータ

でも構いません。確認方法については、農家台帳や個体識別番号データを想定していません。

- 3 飼料作付面積については、土地面積を公的に証明できる書類（農地法第3条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地管理台帳、借地の覚書・契約書（借地の場合のみ）など）で確認のうえ、作業日誌等で実際に当該土地で作付けが行われたことを確認することになります。
- 4 また、国産飼料の購入量を面積換算する場合は、作物種・数量等が証明できるよう、購入に係る領収書等を保管するようお願いいたします。

問73 飼料作付要件の水準はいつまで維持する必要がありますか。増頭してもいいのですか。

- 1 搾乳牛舎等を整備する取組主体は、事業参加前に飼料作付要件を満たしている必要がありますが、国産飼料基盤に立脚した持続的な酪農経営を推進するという要件の目的を踏まえれば、事業評価年度（成果目標年度）まで、要件で求められる水準（以下「要件水準」という。）を維持している必要があります。
- 2 そこで、都道府県へ成果目標の達成状況を報告する際、併せて、当該時点での経産牛1頭当たり飼料作付面積（及び国産飼料の購入量）の報告もお願いします。
- 3 この報告時に要件水準を満たしていなかった場合、成果目標と同様に、都道府県が協議会へ継続的に指導を行うこととなります。
- 4 このことから、増頭する事業計画である場合は、増頭後の経産牛頭数で1頭当たり飼料作付面積を計算した際、要件水準を下回る場合は、増頭と合わせて飼料作付面積の確保もお願いします。
- 5 なお、増頭しない場合又は現状の飼料作付面積を維持すれば増頭後も要件水準を下回らない場合においては、協議会は取組主体における目標年度の飼料作付面積と飼養頭数が計画通りであることを確認した上で、2の報告を省略することができます。

問74 購入国産飼料の面積換算はどのように行えばいいですか。

- 1 要望調査時に面積換算用の参考様式を配布しておりますので、各取組主体における国産飼

料の購入量及び作物統計等の公的な単収データを元に計算をお願いします。

- 2 この場合、購入飼料の形態（生草、乾草、サイレージ）により水分含量が違い、計算方法が異なりますのでご注意ください。
- 3 なお、国産飼料の購入元が明らかであり、面積換算せずとも当該国産飼料の作付面積が確認できる場合は、当該作付面積を計上して構いません。

問75 作物統計に単収データが記載されていないものはどのように面積換算すればいいですか。

- 1 作物統計では、飼料作物として牧草・青刈りトウモロコシ・ソルゴー・稲WCSの4種類の単収データが公表されており、個別牧草種、稲わら、大麦サイレージといった飼料の単収は公表されていません。
- 2 これらを経換算する場合には、各都道府県の農業再生協議会等が定める基準単収や平均単収といった地域ごとの基準値を用いて面積換算することも可能です。
- 3 なお、牧草については種類ごとに極端な単収の差異がないことから、どの牧草種であっても作物統計上の牧草区分の単収を用いて面積換算して構いません。

問76 飼料生産をコントラクターに委託し、自身で利用する飼料は全量TMRセンターから購入しているため、自身の所有面積と飼料利用量が対応していません。どのように要件確認をすればいいですか。

基本的に、TMRの購入量にTMRの国産使用率をかけることで、国産飼料の購入量を計算し、それを面積換算してください。

問77 協議会内の複数酪農家のグループ（例：同じコントラクターの構成員）で飼料作付面積の調整をしていますが（総作業面積÷構成員人数で計算した1名あたり面積で要件確認をしていますが）。

- 1 基本的にグループ単位で、面積を机上で貸し借りするような調整は認められませんが、TMRセンターがまとめて構成員の所有する面積をまとめて管理しているような場合は、簡易的に
  - ・総飼料作付面積÷構成員人数＝1人あたり飼料作付面積

・総飼料作付面積÷構成員の総経産牛頭数＝1頭当たり飼料作付面積  
のような計算をしても構いません。

- 2 ただし、実際に所有する面積が多い酪農家は面積を過小評価されることになり、当該酪農家が増頭を伴う施設整備事業を実施する際に、制限がかかる可能性がありますので、地域内でよく相談の上、考え方を整理してください。
- 3 また、構成員の酪農家がエサ活事業に参加している場合、交付要件の考え方の整合性をとるようお願いします。

問78 新たに経営を開始するので、現状、飼料作付要件を満たしていないのですが、これから作付面積を確保するので、搾乳牛舎の整備を認めてほしいです。

- 1 飼料作付要件は、国産飼料基盤に立脚した持続的な酪農経営を推進するための重要な要件であり、搾乳牛舎等を整備する場合は、自身が飼養する経産牛頭数に見合った作付面積を確保していただくことが基本になります。
- 2 一方、新規就農者等、現状の飼料作付要件を満たさない取組主体においても、事業の成果報告に向けて、飼料作付面積を増加させ、国産飼料の確保に意欲的に取り組む場合は、その確保のための計画の妥当性を踏まえ、特例的に搾乳牛舎等の整備を可能としています。

問79 施設整備事業の実施前年度に飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（エサ活事業）に参加しているので、1頭当たり飼料作付面積をすでに報告していますが、再度報告する必要がありますか。

- 1 エサ活事業においても、飼料作付要件と同水準の経産牛1頭当たり飼料作付面積を、交付金交付要件に設定しています。
- 2 そこで、事業実施前年度にエサ活事業に参加していた取組主体においては、エサ活事業の事業参加承認通知の写しを提出することで、飼料作付要件を満たしていることを報告できるものとしています。

問80 購入国産飼料を面積換算しても飼料作付要件の水準に達しないのですが、搾乳牛舎の整備を認めてほしいです。

- 1 特に都府県においては、地域の状況により、飼料作付面積の確保ができず、国産飼料を購入したとしても、経産牛1頭当たり10アールの水準を満たすことが難しい場合があることは承知しています。
- 2 このような条件下であっても、国産飼料の利用拡大に取り組むことが重要であるという考えから、飼料作付要件の代わりに、「経営全体で給与する飼料の10%分を輸入飼料から国産飼料に置き換える取組」を実施いただくことで、搾乳牛舎等の整備を可能としています。
- 3 ただし、上記の取組で置き換える飼料の量は、面積換算すると、1頭当たり5アール程度分となり、自身の飼料作付面積次第では、国産飼料を購入して1頭あたり10アールを満たすよりハードルが高くなる場合があります。
- 4 そのため、自身の経営状況を踏まえて、取組内容の選択をお願いいたします。

問81 国産飼料への置き換えの取組を行う場合、エコフィードを国産飼料として計上できますか。

- 1 原料が国産である副産物をエコフィードとして使用する場合、国産飼料として扱いますので、これらの購入量を増やして輸入飼料から置き換えていただいても構いません。
- 2 一方、原料が国産でない食品加工工場の副産物（ビール粕、麺類の端材など）をエコフィードに使用する場合、国産飼料にはなりません。

**【収益性向上タイプの成果目標】**

問82 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。

- 1 成果目標の目標年度は、
  - (1) 増頭羽数等の効果（平成27年度補正予算まで）については事業終了年度（施設等が完成した年度）の翌年度、
  - (2) 収益性向上効果については事業終了年度の翌年度から5年以内の間に①販売額の10%以上（大規模経営にあつては15%以上）の増加、②生産コストの10%以上（大規模経営にあ

っては15%以上)の削減、③農業所得又は営業利益の10%以上(大規模経営にあっては15%以上)の増加のいずれかを設定し、目標年度の翌年度に協議会で評価し、都道府県知事に報告をする仕組みです。

- 2 令和6年度補正予算からは、1(2)の①については、「1頭当たり販売額の10%以上(大規模経営にあっては15%以上)の増加」とします。

問83 施設整備事業のうち収益性向上タイプについて、TMRセンターやCS・CBSのような利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向上効果を成果目標に設定できますか。

- 1 TMRセンターやCS、CBS等の外部支援組織の施設整備については、以下の効果が期待されます。
- (1) 外部支援組織における施設整備による効率化、生産性の向上によるコスト削減に伴う利用料や供給される資材価格の削減等
  - (2) 外部支援組織を利用する畜産農家における規模拡大や作業の外部化による所得の増加や生産コストの削減等
- 2 このため、TMRセンターやCS、CBSといった外部支援組織の収益性向上効果については、外部支援組織自らの効果であっても、外部支援組織を利用する畜産農家における効果であっても、施設整備の効果として成果目標を設定することは可能ですが、外部支援組織の所得の増加を成果指標とした場合には、外部支援組織の所得の増加が畜産経営の収益性向上につながる場合もありますので、当該施設を利用する畜産経営の収益性向上につながることを説明資料を別途提出してください。
- (例：TMRセンターが供給する飼料価格の低減、飼養管理作業の効率化による預託料の引き下げ等が分かる資料)

問84 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備した場合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必要がありますか。

- 1 畜産クラスター事業で補助の対象となる施設をプラントの一部として整備する場合、堆肥発酵施設投入前の前処理施設や投入後の堆肥等への資源化施設の効果については、本来整備した施設単体のみで効果を算出すべきですが、これら単体では十分な効果が発揮できないため、自費で整備した堆肥発酵施設のように補助の対象とならなかった施設を含めた一連の処理により得られた効果で算出しても構いません。
- 2 ただし、他の補助事業や自己資金で整備した施設を含めて効果を算出する場合は、これらの事業費も総事業費に含めて年総効果額を算出する必要があります。

- 3 なお、畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていますので、発電やメタンガス利用で得られる畜産の営農以外の効果や従業員雇用による地域経済効果等を含めることは適切ではなく、本来の家畜排せつ物処理施設の整備により発揮される家畜排せつ物処理費用の低減効果や、資材費低減化効果等で設定してください。

問85 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

次の計算式により達成率を算出してください。

$$\text{達成率} = \frac{\text{目標年度の実績値} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{成果目標値} - \text{計画作成時の現状値}} \times 100 \%$$

問86 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

- 1 本事業の成果目標は、本事業による効果のほか、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、評価に当たっては、価格を補正し、実質的な効果を検証することとし、以下により実績値を補正した上で評価を行ってください。

(1) 計算式

- ① 成果目標として「単位頭羽数当たり販売額の増加」を設定した場合

$$\text{販売額} = \text{実績(目標年度)の販売単価} \times \text{補正係数} \times \text{実績(目標年度)の数量}$$

販売単価を以下により補正します。

$$\text{補正後の販売単価} : \text{実績(目標年度)の販売単価} \times \text{補正係数}$$

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の販売単価}}{\text{全体(※)の目標年度の販売単価}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

- ② 成果目標として「生産コストの削減」を設定した場合

生産コストの補正は配合飼料価格及び素畜価格について実施します。

$$\text{補正後の配合飼料価格} : \text{実績(目標年度)の配合飼料価格} \times \text{補正係数}$$

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体（※）の事業実施前年度の飼料価格}}{\text{全体（※）の目標年度の飼料価格}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

補正後の素畜価格：実績（目標年度）の素畜価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体（※）の事業実施前年度の素畜価格}}{\text{全体（※）の目標年度の素畜価格}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

③ 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①、②と同様に補正した販売額及び生産コストにより計算します。

(2) 全体（都道府県又は国等）の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付してください。（農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。）

2 なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、原則として価格補正を行わないこととします。

**【評価の取扱い】**

問87 地方農政局等は、都道府県事業成果報告書の「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、都道府県に対して改善措置を提出させることとなっておりますが、既に改善措置を行っているなどにより、期間を置かず目標達成の報告をさせることが明らかな場合でも改善措置の提出が必要ですか。

1 事業成果の達成は補助事業を執行するうえで重要なことから、「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、地方農政局等は、改善措置の提出を求めるとともに、事業成果が達成されるよう適切な指導・助言を行い、次年度の都道府県事業成果報告書の提出を求めるとなります。

2 ただし、既に改善措置を行っているなどにより、改善措置の提出日と目標達成の報告日までの期間が1か月以内となることが確実な場合は、提出された改善措置と目標達成の関連が薄く、有効な改善措置を講じたと判断しかねる状況となるため、地方農政局等がヒアリング等により改善状況を確認できたものに限り、改善措置の提出を保留し、事業成果が達成した時点で、都道府県事業成果報告書を求めることも可能です。

### 【複数回の事業活用の取扱い】

問88 過年度に収益性向上タイプで施設整備事業を実施した取組主体が、再度、施設整備事業を実施することは可能ですか。

- 1 施設整備事業のうち収益性向上タイプは、事業実施後、原則として地域の平均規模以上に規模拡大（令和6年度補正予算からは生産効率を改善）し、5年以内に達成することを目標とした収益性の向上効果に係る成果目標を設定することとなっています。
- 2 このため、再度、収益性向上タイプで施設整備事業を実施するためには、過年度の事業実施計画で設定した規模拡大計画（令和6年度補正予算からは生産効率改善計画）及び成果目標（以下「成果目標等」という。）が達成している必要があります。
- 3 一方、令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプは、従来の収益性向上タイプとは政策目的が異なる別のメニューであるため、基本的に、過年度の成果目標等の達成状況に関わらず、再度、施設整備事業を実施できます。
- 4 ただし、引き続き、過年度の成果目標等の達成に向けて取り組んでいただく必要があることに加え、過年度の成果目標等の達成状況について、新たに整備する施設による効果を切り離して適切に評価する必要があることに注意してください。

問89 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が設定した目標達成年度よりも前に目標を達成した場合でも施設整備事業を実施することは可能ですか。収益性向上タイプと持続性向上タイプで考え方の違いはありますか。

- 1 再度、同じタイプで施設整備事業を実施する場合、収益性向上タイプ・持続性向上タイプに関わらず、過年度の事業実施計画で設定した成果目標等を達成していることが前提となるため、事業を申請する際には達成状況（達成が確実であるとの見込み）がわかる資料の添付をしてください。
- 2 一方、持続性向上タイプにおいては、過年度の事業実施計画で設定した成果目標と異なる成果目標を設定し、その成果目標を達成するために必要な施設整備を実施する場合は、過年度の成果目標の達成状況に関わらず、再度、施設整備事業を実施できます。
- 3 ただし、テーマ「ブランド化・付加価値向上」とテーマ「動物福祉の実践」のように、成果目標の指標（販売量・販売単価）が重複する場合には、取組が相互に関係することもあるため、個別にご相談ください。

【事業年度】

問90 複数年度での事業実施は可能ですか。

- 1 令和5年度補正予算までは、肉用牛・酪農重点化枠で実施する事業においてのみ、複数年度の事業実施計画を可能としてきました。
- 2 一方で、建設業における労働力不足や資材調達の遅れ等がさらに進み、年度内の工事完了が困難となる場合も想定されることから、令和6年度補正予算採択分より、最大で2か年に渡る事業実施計画を初年度に承認することができることとしています。  
また、承認を受けた事業計画から変更がない場合は、原則として2年度目の計画承認手続きを省略できることとしています。
- 3 なお、この場合においても、
  - ・2か年にわたって事業を実施する必要性や合理性があること
  - ・2年目においても、単年度計画の場合と同様に、国が行う要望調査の際に都道府県や地方農政局等によるヒアリングを行い、初年度事業の進捗状況等を確認した上で採択の可否を判断すること
  - ・このため、2年目の事業採択は優先的に行う予定ではあるものの、確実な採択の保証はできないこと
  - ・補助金交付手続きは各年度ごとに実施することにご留意ください。

問91 複数年度事業を実施するに当たり、工期の分割はどのように行えばいいですか。

- 1 複数年の事業計画で申請する場合は、単年度に完了する工事を区分とし、申請する必要があります。例えば
  - ①複数の施設を整備する場合
    - ・1年目：A施設工事、2年目：B施設工事
    - ・1年目：A及びB施設の基礎工事、2年目：A及びB施設の本体・内部設備工事
  - ②1つの施設を複数年で整備する場合
    - ・1年目：施設の躯体（基礎・本体）工事、2年目：施設の内部設備工事
  - ③家畜導入を伴う場合 1年目：施設整備、2年目家畜導入といった分割方法が考えられます。
- 2 ただし、複数年度事業については、複数年度の事業執行計画を初年度に承認することで、2年目の予算を優先的に配分する仕組みであり、2年目以降の補助金を確約するものではな

く、交付については「毎年度行う」こととしています。

- 3 このため、当該年度に交付できる補助金は、事業計画に沿った当該年度内に完了した工事であって、都道府県が確認した場合となりますので、年度ごとの工事区分を明確にしてください。
- 4 なお、上記の①や②のように、単年度に施設が完成しない事業計画において、都道府県によるしゅん功検査は、当該年度の実業計画に基づく工事の完了までの検査とし、最終年度の工事が全て完了し施設の引き渡しが可能となった段階で、しゅん功検査を行ってください。

問92 複数年度事業を実施するに当たり、入札及び契約を一括で行うことは可能ですか。

- 1 入札・契約については、事業実施年度ごとに行うことが原則となりますが、年度ごとの工事を明確に区分することができ、複数年分を一括で入札・契約をすることで、工事費を低減できるなどの合理的な理由が明らかな場合にあっては、初年度に全ての工事区分に係る入札・契約を一括で行うことも可能とします。
- 2 ただし、入札・契約を初年度に一括で行う場合においても、各年度の工事は、交付決定後または補助金の交付が明らかになった段階における交付決定着手届の提出後に着手する必要があることにご留意ください。

問93 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実ですか。

- 1 地方農政局長等が事業実施計画を承認するに当たって、複数年度の事業実施計画としての妥当性と、2年度目以降の事業実施の必要性を認めるものであることから、承認した事業実施計画どおりに事業が実施されていれば、2年度目以降は優先的に採択することを基本とします。
- 2 なお、複数年度の事業実施計画が承認された場合であっても、補助金交付手続きは年度ごとに実施するため、2年目の補助金交付は確約されたものではないことにご留意ください。

問94 肉用牛・酪農重点化枠で実施する施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。

- 1 複数年度にわたる複数の取組主体による施設整備を一体的な事業実施計画として承認できる場合としては、当該施設が相互に高い関連性を持ち、畜産クラスター計画の目標達成が見込まれる場合を想定しているため、当該事業実施計画の承認申請に当たっては、各施設整備に係る事業実施計画において、関連性等が認められる必要があります。
- 2 また、各事業実施計画を一体的に実施することが有効である場合は、各事業実施計画の総合評価は大きく乖離するものではないと考えられ、目標の実現可能性の評価が乖離する場合等には、各事業年度において個々の事業実施計画の評価を行った上で、採択することが妥当な場合も想定されます。
- 3 なお、上記を踏まえ、複数年度にわたる複数の取組主体による事業実施計画の総合評価については、それぞれの取組主体ごとの施設整備に係る評価を実施した上で、全体の事業実施計画に対する評価は、取組主体ごとの事業実施計画の平均点により行うこととします。

問95 要領別添3の第2の1の(3)の力において、交付手続については、「原則として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とはどのような場合ですか。

年度単位で実施した事業が止むを得ない理由等により年度内に完了せず、繰越手続を経て年度を繰越した場合には、事業が完了した年度の支払いとなることが想定されるため、「原則として」としているところです。

### 【事業費】

問96 基準事業費、特認事業費及び特例事業費の対象経費の考え方を教えてください。

- 1 基準事業費、特認事業費及び特例事業費（以下「基準事業費等」という。）の上限の算定に当たっては、消費税、代行施行管理料、実施設計費を除いた、施設本体の建設に必要な経費のみとしています。
- 2 このため、消費税、代行施行管理料、実施設計費及び附帯設備や電気設備工事に係る経費、共通仮設費は、基準事業費等の上限額には含まれていません。

- 3 なお、事業費には、附帯設備等及び諸経費も含まれるため、基準事業費等と対象経費が異なることに注意してください。

問97 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。

- 1 施設整備事業については、建築費が高く、上限単価が実態に合っていないとの御意見もあります。
- 2 このため、令和4年度補正予算からは、これまでの事業実績の調査結果を踏まえて基準事業費を見直し、さらに、令和6年度補正予算でも見直しを行いました。
- 3 また、近年の建築費高騰により、地域間の格差も拡大している実情に対応できるよう、令和7年度補正予算から、都道府県知事が地方農政局長等と協議することで適用できる上限単価（特認事業費）を基準事業費の1.3倍から1.5倍まで引き上げました。
- 4 なお、これまでの実績をみると基準事業費内で事業実施している場合もあり、畜産農家における投資額を可能な限り抑えるためにも、事業費の節減に努めるようお願いします。

問98 特例事業費はどのような背景で設定されたのですか。適用できる場合について教えてください。

- 1 共同利用施設のうち例えば
  - ・ TMR調製・梱包用の機械を設置するため、天井が高い飼料調製保管施設が必要になるTMRセンター
  - ・ 不特定多数の農家から子牛を受け入れるため、より飼養衛生管理を徹底する必要がある哺育育成センター等においては、その施設の特殊性のため、個人農家が所有する建物よりも単位面積当たりの事業費が高くなるのが分かっています。
- 2 このような共同利用施設は、個人農家の労働負担を軽減し、地域の畜産・酪農を支える重要な存在であることを踏まえ、令和7年度補正予算から、TMRセンター、哺育育成センター（CS・CBSを含む）、堆肥センターにおける施設整備について、基準事業費の1.8倍の上限単価（特例事業費）を適用できるようにしました。
- 3 特例事業費の適用に当たっては、特認事業費と同様に、都道府県知事が地方農政局長等と協議する必要があります。

- 4 なお、豚舎及びウインドレス鶏舎については、家畜防疫の観点から共同利用施設は想定されないため、特例事業費も設定しておりません。

問99 特認事業費及び特例事業費を認める場合に、地方農政局長等に対して協議すべき内容を教えてください。

- 1 特例事業費を適用しようとする場合は、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施工する必要があると都道府県が特に認める場合に、地方農政局長等と協議することとしています。
- 2 令和7年度補正予算から措置した特例事業費については、1に加え、整備する施設の特異性等やむを得ない事由により、特認事業費を超えて施工する必要性を整理し、地方農政局等と協議をしてください。
- 3 なお、上限単価については、建築費の動向を踏まえて随時見直しを行っていますが、上限単価を引き上げれば、個々の事業の事業費が増加する可能性もあり、全体の事業予算が限られている中で、事業の効率的な執行により政策効果を上げる必要があることを踏まえ、協議に当たっては、都道府県知事は、当該事業費に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、適切かつ最小限の範囲とするようお願いいたします。

問100 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。

都道府県附帯事務費についても補助の対象とします。

詳細は、「畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」により確認してください。

問101 令和6年度補正から、補助上限額が設定されたのはなぜですか。

- 1 鳥インフルエンザや豚熱等の疾病が発生した場合、特に1農場当たりの飼養規模が大きな経営において、防疫措置に係る時間及び労力が極めて大きくなることから、令和6年度補正より、一定の飼養規模以上の施設整備を抑制するため、一事業計画における補助金額について、年度当たり5億円を上限としています。
- 2 なお、複数年計画で実施する事業計画の場合は、年度ごとに上限額が適用されます。

問102 建築費や生産資材価格が上がっている中で補助上限額が設定されたら、事業実施が困難になります。

- 1 令和6年度補正予算から補助上限額を設定した理由は問85にあるとおりですが、複数年で実施する事業計画の場合、最大で補助金額10億円の整備が可能です。
- 2 また、例えば、繁殖農場と肥育農場、又は分割管理により、別々の農場として整備する計画を申請する場合は、それぞれの計画について補助上限額を適用することも可能です。
- 3 なお、収益性向上タイプにおいて、各農場の施設整備による効果が一体的に発現するのであれば、費用対効果分析については、両方の農場を合わせた総事業費に基づく経営収支計画で行う必要があることに留意願います。

問103 都道府県や市町村による上乗せ補助をすることは可能ですか。

- 1 施設整備事業の補助率は1/2以内ですが、都道府県事業や市町村事業により、補助残に対する上乗せ補助を行っても構いません。
- 2 また、都道府県や市町村による上乗せ補助の財源に地方債を充てることができる、いわゆる地方財政措置について、令和7年度補正予算から畜産クラスター事業においても対象になりました。
- 3 地方財政措置を活用すると、起債した地方債の内、一定の割合を地方交付税の基礎算定基礎に算入することができるため、都道府県や市町村の財政負担を低減しつつも、上乗せ補助が可能になっています。
- 4 地方財政措置の具体的な手続きについては、都道府県や市町村の会計部局とよく相談ください。

問104 地方財政措置が適用される基準と範囲について教えてください。

- 1 地方財政措置を規定する地方自治法においては、地方債を財源とできる条件について「地方公共団体等が設置する公共施設及び公用施設の建設事業費」とされており、この「地方公

共団体等」には、地方公共団体等が出資する公社やJAも含まれます。

- 2 そのため、畜産クラスター事業においては、公社、JA等が取組主体となって共同利用施設（公共施設）を整備する場合に限定して、地方財政措置を活用できることとしています。

### 【採択】

問105 事業採択に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金」のようなポイント制になりますか。

- 1 事業の採択に当たっては、①畜産クラスター計画に対する評価、②施設整備事業による効果に対する評価について、双方のポイントによる総合的な評価により採択することとしています。
- 2 なお、要領の別添1に畜産クラスター計画の総合評価基準等を示しておりますので、ご参照ください。

問106 採択はどのような考え方で行うのですか。

事業の採択に当たっては、国において、

- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、
- ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラスターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考慮し、総合的に判断します。

### 【手続き】

問107 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を経由して交付されますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要ですか。

- 1 基金事業については、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を経由して各取組主体に補助金が交付されます。
- 2 基金事業では国の繰越手続は生じないものの、交付決定済みの事業が年度内に終了しない場合には、地方農政局等での事業実施計画の事業完了年度の変更手続が必要となり、さらに、基金管理団体（中央畜産会）と協議・調整の上、都道府県段階での繰越手続が必要とな

ります。

問108 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり総合支援交付金」では主たる市町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなりますか。

- 1 事業実施計画の提出は、原則として市町村を経由して、都道府県知事に提出する仕組みとしています。
- 2 なお、事業実施主体が市町村域を越える広域な取組を行う場合等において、都道府県知事が認める場合には、市町村を経由せずに都道府県知事に提出することも可能としています。

問109 基金事業の補助金は、市町村を経由して交付されますか。

施設整備事業において市町村を経由して計画を提出した場合には、基金事業であるか否かに関わらず、補助金は市町村を経由することになります。

問110 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続きの簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。

- 1 それぞれ別の事業として実施するため、事務手続きの簡略化はありません。
- 2 一方で、都道府県が施設整備事業及び機械導入事業双方の計画を確認することにより、整合性の確保を図ることとしています。

問111 提出書類の簡素化はできますか。

- 1 施設整備事業に取り組んだことがある畜産クラスター協議会や取組主体の場合は、畜産クラスター協議会や取組主体の定款、各種規約、組織構成等、活動内容及び共済または保険加入の誓約書等について、以前提出したものと変更がなければ提出書類から省略することができます。

- 2 また、総会資料についても提出されたものと直近のものが同じ場合は提出書類から省略することができます。
- 3 ただし、これらの書類を省略する場合については、畜産クラスター協議会または取組主体が省略する書類名と省略できる理由を記した報告書を添付するとともに、必要な時に確認できるように確実に保管していただく必要があります。

問112 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法はありますか。

- 1 入札のための公示については、都道府県議会に予算計上された後であれば、国からの事業実施計画の承認及び予算配分の内示前から行うことを可能としています。
- 2 また、計画承認後は、交付決定前であっても事前着手届を提出することで入札、契約も可能ですので、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」に従い適切な手続きを行ってください。
- 3 なお、内報前の入札公告及び事前着手届に基づく契約を行う場合、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。
- 4 さらに、令和6年度補正予算から、2か年に渡る事業計画を承認できることとしましたので、年度ごとに工事区分を明確化することにご留意いただいた上で、適正な工期を確保できる事業計画の策定をお願いします。

問113 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるとされていますが、その際に付すべき条件は何ですか。

- 1 各協議会により付す条件は変わるものと思われませんが、交付決定前の契約準備行為であり、予め、市町村又は都道府県の指導を受け、計画が採択されない場合は、入札が中止となる場合があること等の明記が必須となります。
- 2 また、交付決定までのあらゆる損失等は、事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。
- 3 なお、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」において、入札公告例を示しておりますので、参考にしてください。

問114 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えますか（事前着工届の省略は可能ですか）。

- 1 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告自体が中止となるため、事業計画が承認されるまでは入札は行えません。
- 2 また、入札については本来、交付決定後に行う手続きであるため、事業計画が承認されたタイミングで入札を行う場合は、事前着手届の提出が必要です。

問115 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かありますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」で示している入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告の中止となりますので、各協議会の規定等に則って必要な手続きを行ってください。

問116 事前着手手続きはいつからできますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の別添「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における工期の確保」に記されているように、事前着手手続きが可能となるのは計画承認以後となります。

問117 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。

- 1 事業実施主体となる可能性のある畜産クラスター協議会において、適正な会計処理等の体制が確立されるよう御指導願います。
- 2 また、施設整備事業を実施する場合、整備物件に係る財産処分制限期間にわたって、当該協議会が存続することが必要ですので御留意ください。

問118 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。

政令指定都市であっても都道府県を経由する必要があります。

問119 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。

- 1 補助金の基本的な流れは、県→市町村→事業実施主体→取組主体ですが、事業実施主体が県域団体の場合、市町村を経由せずに県から直接割り当てることも可能としています。
- 2 しかしながら、事業実施主体が県域団体の場合であっても、補助金を市町村経由で交付することを妨げるものではありませんので、必要に応じて対応願います。

問120 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施工に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。

- 1 建設業者との契約等は、取組主体が直接行うこととなります。また、契約業者への支払も取組主体が行うこととなります。
- 2 ただし、畜産クラスター協議会の規約等に契約に係る事務の委任について定めている場合は、畜産クラスター協議会の構成員が取組主体の事務を代行することができます。

問121 「強い農業づくり総合支援交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。

酪肉近市町村計画は事業の採択要件としていませんが、酪肉近都道府県計画と整合性が図られていることが適当ですので、都道府県において確認するようお願いいたします。

問122 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。

- 1 構成員となった機械メーカー等が入札に参加する場合には、入札談合等の疑いをもたれることがないように、工事等を発注する取組主体や事業実施主体である協議会の関係者（構成員である機械メーカー等を除く）が、
  - ① 談合について明示的な指示を行うこと
  - ② 受注者に関する意向を表明すること
  - ③ 発注に係る秘密情報（予定価格、指名業者名等）を漏洩すること
  - ④ 特定の談合を幫助することは、決してないように遵守してください。
- 2 なお、特に構成員のメンバーとして機械メーカー等が入る場合には、上記の疑念を持たれることがないように、協議会規約等において、機械メーカー等が、協議会の意思決定やハード事業の実実施計画の作成等には参加しないことを明らかにし、オブザーバーやアドバイザーなどの役割を明確に位置付けることが適切であると考えられますので、十分ご留意の上、対応願います。

#### 【費用対効果分析】

問123 施設整備事業において、どのような場合に費用対効果分析が必要ですか。どのように費用対効果分析を実施すればいいですか。

- 1 施設整備事業のうち、収益性向上タイプを実施する場合は、費用対効果分析を実施し、投資効率が1を超える必要があります。
- 2 費用対効果分析においては、総事業費（一体的に自己資金で整備する施設の事業費も含む）と施設整備に伴い発現する効果の合計を比較することで投資効率を判断します。計上できる効果は、以下のとおりです。
  - ・経営体の所得が向上する効果（畜産経営体所得向上効果）
  - ・生産量が増加した堆肥を施用する効果（堆きゅう肥生産量増加効果）
  - ・家族労働時間が減少する効果（労働時間削減効果）
  - ・悪臭や害虫の防止が図られる効果（地域生活環境改善効果）
  - ・労働者の労働環境が改善する効果（生産環境改善効果）
  - ・上記以外に金額化が可能で国内農業生産の維持・増大に資すると地方農政局長等が適当と認めた効果（「その他の効果」）
- 3 畜産クラスター事業における費用対効果分析は、強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析に準じて実施します。費用対効果分析における投資効率の計算方法等の基本

的な考え方については、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」  
(令和4年4月1日付農林水産省農産局長等通知) もご参考ください。  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)

- 4 なお、投資効率が1を超えない場合は、まずは、設計の見直し等による建築費の精査や事故率低減等による生産性の向上の取組を適切に織り込むなどの経営計画の工夫を実施してください。

問124 持続性向上タイプにおける事業実施状況報告について教えてください。

- 1 令和6年度補正予算事業及び令和7年度補正予算事業のうち収益性向上タイプにおいては、地域の収益性向上という事業目的を鑑みて、費用対効果分析を実施し、投資効率が1を超えることを事業要件としています。
- 2 一方、令和7年度補正予算から措置した持続性向上タイプについては、必ずしも収益性に直結しない取組を支援するという事業目的であることから、費用対効果分析の代わりに取組の実施状況を毎年報告する(事業実施状況報告)ことを求めています。
- 3 事業実施状況報告に当たっては、協議会は毎年度9月末までに、取組主体等ごとの前年度実施状況を取りまとめ、都道府県に報告します。都道府県は毎年度11月末までに、管内の協議会の実施状況を取りまとめ、地方農政局等へ報告します。
- 4 事業実施状況報告は、取組主体等の自己評価により、事業の進捗状況を把握するための手続きですので、成果目標年度に行う事業評価とは違い、地方農政局等や都道府県による改善指導の手続きは不要ですが、取組が全く実施されていない場合は、成果目標の達成に向けて、状況の注視をお願いいたします。
- 5 なお、費用対効果分を実施しないとしても、過度な投資になっていないかという観点から、取組主体等の経営状況や経営収支計画も踏まえて、総合的に採択の可否を判断することになりますので、ご承知おきください。

問125 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。

- 1 強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析指針の1の(2)のイの(イ)畜産分野の各効果から、当該畜産物加工施設整備の効果が算定できる項目を選択して算定してください。

- 2 なお、効果の考え方としては、（g）乳業再編整備における整備事業の生乳・乳製品等の項目や、6次産業化整備支援事業における費用対効果分析の実施について（平成25年5月16日25食産第595号農林水産省食料産業局長通知）等を参照してください。

問126 施設整備事業のうち収益性向上タイプの費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。

費用対効果分析をしようとする施設が他の補助事業等で整備した施設と一体的に利用されることで効果が発揮される場合については、他の事業等（自己資金を含む）で整備する施設、機械等の効果額を含めて年総効果額を算定することとなりますので、これらの事業費も総事業費に含めて算定することになります。

問127 施設整備事業のうち収益性向上タイプの費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。

- 1 年総効果額のうち畜産経営体所得向上効果を算出する場合、畜産経営体の事業収支の減価償却費には、既存の施設に係る減価償却費だけでなく、施設整備計画（他の補助事業及び自己資金での対応を含む）に含まれる全ての施設等に係る減価償却費も計上することになります。
- 2 一方で、本事業においては貸付方式もあるため、その場合は、減価償却費として計上するのではなく、リース料を支出として計上することになります。

問128 施設整備事業の収益性向上タイプの費用対効果分析において、畜産経営体所得効果を算定する際、減価償却費を支出計上することになっていますが、この場合の減価償却費（額）については、国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いることは可能ですか。

国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いて効果額を算定した場合、減価償却額の減少により経常所得向上額が増加することとなるため、施設整備事業費の費用対効果分析においては、国庫補助金分を減額しない固定資産額を用いて算定してください。

## 【保険への加入】

問129 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。

- 1 都道府県知事宛てに提出する事業実施計画書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。
- 2 さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。
- 3 なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。このため、当該施設の処分制限期間中は、加入が継続されるようにしてください。

## VII 機械導入事業

### 【概要】

問1 「機械導入事業」について説明してください。

1 機械導入事業は、地域の畜産関係者が有機的に連携し、地域ぐるみで収益性、持続性の向上や、社会的課題に対応させる（以下「収益性、持続性」という。）畜産クラスター計画の目的の実現に資する取組に支援するものです。平成28年度補正予算からは、従来のリース方式での導入に加えて、購入方式での導入も可能になりました。

リース方式の場合は、収益性、持続性の向上等に必要な機械装置としてリース事業者が取得する機械装置の本体価格の1/2相当額をリース事業者に補助することによって、取組主体（畜産農家等）は本体価格の1/2を基準とした額で当該機械装置を賃貸することができます。

購入方式の場合は、収益性、持続性の向上に必要な機械装置として取組主体が取得する機械装置の本体価格の1/2相当額について畜産クラスター協議会を通じて取組主体に補助します。

2 なお、新たな機械装置の導入に当たっては、これにあわせた飼養管理方法の見直しや新たな技術の導入が必要です。このため、協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努める必要があります。

問2 「機械導入事業」について説明してください。

1 畜産クラスター協議会の構成員であり、協議会が作成する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体でなければ、事業を利用することはできません。

2 なお、実際に補助金を受けるためには、協議会から基金管理団体（中央畜産会）に事業参加要望書を提出の上、補助金の割当に応じて事業参加申請書を提出し、承認される必要があります。要望書の提出等のスケジュールについては、基金管理団体又はその委託団体である窓口団体（県畜産協会等）にお問い合わせください。

問3 平成26年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成27年度補正予算でどのように見直したのですか。

1 機械導入事業については、

- ① ALICからの交付を受けた、11の事業実施主体が各々の組合員等である生産者に予算の配分を行う方法から、1つの全国団体が国の方針に沿って畜産クラスター協議会に配分する方法に改めるとともに、
- ②畜産クラスター計画を認定し、また、施設整備事業の計画を作成する都道府県がリース事業にも関与し、リース事業の計画を確認することによりその意見が反映される仕組みを導入するなどの見直しを行ったところです。

2 この見直しの結果として、

- ① 畜産クラスターの趣旨が予算の配分に適切に反映され、
- ② 高い事業効果が期待できる生産者が優先的に事業採択され、
- ③ 施設整備との一体的な機械の導入が確保され、収益性向上に必要な施設、機械が的確に組み合わせられた採択が実現するなどの効果を見込んだものです。

問4 機械導入事業の導入方法や補助対象機械装置については、今までどのような見直しを行ってきましたか。

1 平成27年度補正予算からTPP対策に位置付けられて実施してきた機械導入事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリース方式により導入する形で行ってきましたが、平成28年度補正予算からは、従来のリース方式に加えて、一定の要件を満たす場合には、購入方式（取組主体が自ら機械装置を購入）での導入も可能としています。

2 あわせて、従来は新規就農者に限って認めていた中古機械の導入を新規就農者以外にも拡大したほか、リース貸付期間についても従来より短い期間も可能としています。

3 平成29年度補正予算では、取組主体が自ら飼養する家畜にエコフィードを給与するためのエコフィード調製関係装置として、ホイルローダー、フォークリフト、回転フォークを、またエコフィード給与関係装置としてフィーダーホッパー、フィーダーバケット、ベールクラッシャーを補助対象に新たに加えています。

4 令和元年度補正予算では、

- (1) 環境優先枠で地方公共団体が整備する家畜排せつ物処理施設と一体的な機械導入に限り補助対象に追加（環境優先枠は令和3年度補正まで）

- (2) 機械装置区分に「スマート農業関連機械装置」を追加し、従前の「その他飼料生産関係機械装置」のうち、{ICT関連機械(GPSガイダンスシステム等)}を対象とするとともに、畜舎温度管理制御システムも対象に追加
- (3) ホイルローダーについては、汎用性が高いため、飼料収穫・調製用と堆肥切返用及びTMR調製作業の用途に限って補助対象としていたが、稲わら収穫・収集の用途も補助対象に追加  
する見直しを行っています。

5 令和3年度補正予算では飼料増産優先枠を設け、飼料増産関係機械装置(子実とうもろこし加工・調製機(飼料粉碎機等)、TMR運搬車(特装しているものに限る)、子実とうもろこし収穫機(ヘッダー)、子実とうもろこし乾燥機)を対象に追加する見直しを行っています。

6 令和4年度補正予算では、

- (1) 省エネ優先枠を設け、従来の成果目標は適用せず、導入する機械装置に関連する電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減を設定し、生産コストの削減を推進します。これにあわせてキュービクルの単体での要望を可能とします。

- (2) ベールグラブ、ロールフォーク、マニアフォーク、ベールクランプ、回転フォーク等のアタッチメントについて、これまで、ホイルローダー等の本体機械装置との一体的な導入もしくは既所有機械への装着使用を補助対象としていたが、機械導入の低コスト化に向け、過年度の機械導入事業で導入したホイルローダー等で使用する場合の導入も可能とするよう運用の見直しを行っています。

7 令和5年度補正予算では、

- (1) 草地等管理用機械装置については、水田で使用する場合は補助対象外としていましたが、自給飼料の一層の生産拡大を進めていくため、飼料増産優先枠に限り、飼料の作付作業のみで使用する旨の誓約書等を提出することで補助対象にしました。

- (2) 取組主体が自己所有もしくは一体的に導入するスラリータンカーによる取組主体の圃場に対する液肥散布作業の用途に限り、堆肥調製散布関係機械装置としてラグーンポンプを補助対象に新たに加えています。

8 令和7年度補正予算では、

- (1) これまでの収益性向上対策のほか、持続性・社会的価値向上対策(以下「持続性向上タイプ」という。)の取組を支援することとなり、持続性向上タイプにおいて、以下の機械装置を対象にしています。

- ・家畜飼養管理機械装置：平飼いシステム、電動カウブラシ
- ・搾乳関係機械装置：パーラー内部機械装置
- ・衛生管理高度化機械装置：消毒用煙霧機、乗用型消毒装置、手押し走行型動力噴霧機

- ・スマート農業関連機械装置：非接触型体重推定装置、ボディーコンディションカメラ、飼料生産用ドローン
- ・放牧関連機械装置：放牧牛管理システム、放牧水槽
- ・家畜運搬関係機械装置：家畜運搬車（特装しているものに限る）
- ・野生鳥獣侵入防止機械装置：野生鳥獣防除機械

このほか、飼料増産優先枠のみで対象となっている飼料増産関係機械装置についても、持続性向上タイプで対象としています。

(2) ホイルローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー、テレハンドラー、フォークリフトについて、作業用途での限定を廃止し、畜産・酪農の作業範囲で活用可能とし、「畜産・酪農関係機械に要する動力源」として、1区分に集約。また、実際の要望状況を踏まえ、ホイルローダー（バケットなし）、自動操舵装置+GPSガイダンスシステムを対象機械装置一覧に追加しました。

### 【事業実施主体】

問5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのですか。

- 1 畜産クラスター事業は、平成26年度補正予算から（独）農畜産業振興機構の農畜産業振興事業として11の全国団体を事業実施主体として実施していました。
- 2 しかしながら、事業実施主体によって事業の運用にバラツキが大きく、特に機械導入事業では6千件程度の要望がなされる中、全国統一的な事業実施ができなかったため、全国団体の1つを基金管理団体として公募を行うこととするとともに、事業実施主体とする見直しを行ったものです。

問6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間団体を事業実施主体として公募した理由は何ですか。

- 1 機械導入事業の事業実施主体は、平成27年度補正予算から30年度補正予算まで基金管理団体（中央畜産会）を事業実施主体としてきましたが、中心的な経営体から29年度補正では9千件、30年度補正では8千件と多くの要望件数が寄せられ、事業実施主体における事業参加申請書の審査にかなりの時間を要しています。
- 2 このため、都道府県を事業区域とする民間団体も事業実施主体とすることにより、書類審査の迅速化を図ることとしました。

## 【購入方式】

問7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。

- 1 機械導入事業は、平成27年度補正において、
  - ① 生産者の初期投資負担を軽減するとともに、
  - ② 補助金の支払に関する事務や、生産者が行うべき機械の保守・管理等をリース事業者が補完することにより、補助事業が適切に執行され導入した機械装置の効果が適切に発揮されるよう、リース方式での導入を必須としてきました。
- 2 一方で、リース手数料が生産者の負担となることから、自ら資金調達等を行い、かつ補助事業を適切に実施できる生産者には、購入方式での導入も可能とすべきとの指摘があったところです。
- 3 このため、平成28年度補正から、生産者の選択肢を増やすことで、リース会社や機械販売店等の関係業界内での競争が促されることにより、機械導入費用が低減されることを期待して見直したものです。

問8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

- 1 購入方式で事業を実施する場合、リース事業者による与信審査を経ず、また、リース事業者による資金調達や税務処理、動産保険への加入等も行われません。このため、補助事業が適切に実施されるよう、取組主体はより一層注意して事業に取り組んでいただくとともに、畜産クラスター協議会が一定の役割を担う必要があります。  
また、協議会を経由して補助金が交付されるため、協議会が補助事業に係る経理処理等を適切に行える体制を整備する必要があります。
- 2 このため、購入方式で事業を実施する協議会及び取組主体には、以下のような条件や役割を求めることにしています。

### <畜産クラスター協議会>

- ① あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて都道府県の確認を受けること。特に、購入方式では、リース方式と異なり、協議会が補助金の請求と受け取りを行うこととなるため、これらの事務手続きを適切に行うことができる体制となっていること。
- ② 事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認すること。また、費用対効果分析<sup>\*</sup>を行い、投資効率等を十分検討すること。

- ③ 取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、機械装置が適正かつ確実に管理されるよう取組主体を指導すること。

※持続性向上タイプでは、費用対効果分析は不要であるが、事業実施年度から財産処分制限期間の間、事業実施年度の翌年度から毎年7月末までに、事業実施状況報告書を作成し、事業実施主体に報告すること。

<取組主体（畜産農家等）>

- ① 資金計画について協議会の確認を受けること。また、協議会とともに費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討すること。
- ② 導入する機械装置の動産総合保険等（盗難補償も必須）に加入すること（公道を走行する場合は自動車保険等にも加入）。
- ③ 導入した機械装置の管理状況を明確にするため機械の導入を行った場合には、財産管理台帳を整備し、その写しを速やかに協議会に提出すること。
- ④ 本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保すること。

(参考)

区 分		補助先	協議会の規程等の整備	資金計画の確認	財産管理台帳	費用対効果分析*
機械導入事業	購入方式	畜産クラスター協議会	○	○	○	○
	リース方式	リース事業者	×	×	△（注2）	×
（参考）施設整備事業		畜産クラスター協議会	○	○	○	○

注1) ○：必要、×：不要、△：必要な場合がある

注2) リース期間が法定耐用年数より短い場合は、リース期間終了後に財産管理台帳を整備。

問9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのようなものですか。

民間の保険会社、農業共済及びJ A等が取り扱っている動産総合保険等を想定しています。

(参考)	<保険等名>	<取扱者>
	動産総合保険、自動車保険	民間の保険会社
	農機具共済	農業共済組合
	自動車共済	J A共済 等

問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。

保険料や消費税は対象外です。

問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。

- 1 補助金は、精算払により、基金管理団体（中央畜産会）から畜産クラスター協議会に対して交付します。
- 2 協議会は、取組主体が機械装置の導入、販売店への入金等を行ったことを確認した上で、事業実施主体に補助金の請求を行ってください。
- 3 このため、取組主体は一時的に機械装置の価額の全額を立替払いする必要がありますので、資金繰り等に十分留意してください。

問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能ですか。

補助金を受けて導入する機械装置を担保に供することはできません。

問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。

購入方式で機械装置を導入する場合は、「補助事業における精算の取扱について（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械装置の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要があります。

#### 【リース方式】

問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。

主な申請手続（事業実施主体から窓口団体（県畜産協会等）へ事務委託がある場合）は、以下のとおりです。（詳細は、事業実施主体へ御確認ください。）

- ① 事業実施主体は、窓口団体を通じ、畜産クラスター協議会に対して事業参加要望調査を実施
- ② 協議会は、①の調査を受け、協議会の構成員である中心的な経営体に対し、事業参加要望調査を実施。
- ③ ②の調査を受けた取組主体等（機械の導入を希望する取組主体（畜産農家等）と当該機械を貸し付けるリース事業者）は、導入する機械装置の見積を徴取した上で、協議会に事業参加要望書を提出

なお、協議会は、事業参加申請を窓口団体に提出する際、畜産クラスター計画の目的

- の実現に資する機械について、機械装置の規模、数量の妥当性及び導入の必要性を確認
- ④ 窓口団体は、取組主体等からの事業参加要望書を取りまとめ、協議会が所在する都道府県知事へ協議を行い、都道府県の意見による必要な見直しを行った上で、とりまとめた事業参加要望を事業実施主体へ提出
  - ⑤ 事業実施主体は、最終的な審査の上、配分予定額を決定し、都道府県及び各協議会へ通知
  - ⑥ 取組主体等は、協議会から⑤の連絡を受け、リース契約を行い、関係資料を添付の上、事業参加申請書を作成し、協議会へ提出
  - ⑦ 協議会は、窓口団体を経由して事業実施主体に事業参加申請書を提出
  - ⑧ 事業実施主体は、内容を審査の上、事業参加申請を承認（都道府県及び各協議会へ通知
  - ⑨ 取組主体は、協議会から通知の連絡を受けた後、正式にリース事業者とリース契約を締結し、機械装置を納入
  - ⑩ リースの開始
  - ⑪ 取組主体等は、機械導入後1か月以内に、協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に実績報告書及び関係書類を提出
  - ⑫ 事業実施主体は、実績報告書の確認を行い、問題がなければリース事業者に補助金を交付

問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないですか。

- 1 畜産クラスター事業におけるリース事業については、機械本体の価格、機械リースに係る保険料や金利等の附加貸付料が同事業の実施前よりも高くなっているとの声があることは承知しています。
- 2 そのため、平成26年度補正予算のリース事業で導入された機械について、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算における同一機種（型式）の価格と比較調査した結果、本体価格については、高くなっている機械と低くなっている機械のいずれもあり、
  - ① 需給の動向
  - ② 輸入機械の為替レート
  - ③ 輸送コストの変動等の事情も考えられ、必ずしも高低の傾向は断定できない状況でした。
- 3 また、附加貸付料については、個々の貸出先の与信審査の結果やリース期間によっても異なることから、平成26年度補正予算を従来の事業と単純に比較することは困難ですが、引き続き状況の把握に努めていく所存です。
- 4 いずれにせよ、機械リースの導入に当たっては、事業実施上、原則3者以上の見積を求めするなど、適正な価格での導入が図られるよう取組主体（畜産農家等）に指導しており、ま

た、リース事業者に対しては、機械の本体価格について、1/2相当額の補助金が交付されていることを踏まえ、不当に本体価格や附加貸付料が引き上げられないことがないよう、機械メーカーやリース事業者の理解も得つつ適切な事業実施に努めることとしています。

問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付は承認されるのですか。

リース方式の場合、リース事業者とリース契約を締結しますので、当然、リース事業者の審査基準が適用されます。個々の事例につきましては、リース事業者にお問い合わせください。

問17 この事業でリース契約を行いました。リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。

この事業では、一括返済はできません。一括返済を行う場合は、契約解除として、リース契約残存期間について補助金を返還していただくことになります。

問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変更することは可能ですか。

事業参加申請提出後に、リース方式か購入方式について変更することはできません。このため、取組主体において方式を決める際は、事業参加申請の提出前に十分な検討をお願いします。

#### 【補助対象機械装置等】

問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないのですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。

- 1 要領別紙2の別表1の補助対象機械装置は、以下の考え方に基づくものとします。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象とします。

#### 【基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性や持続性の向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同

等の機能を有する設備等は対象外とします)。

ただし、以下に掲げるものについては、施設と判断されるもの又は畜産経営とは言い難いものへの支援になること等の理由から補助対象にしておりません。

(1) 家畜飼養管理施設<sup>注1</sup>、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備

例) 組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型(横型)発酵装置、ユニット式排水処理装置、ミルキングパーラー及びその内部機械装置<sup>注2</sup> 等

注1：持続性向上タイプでは、鶏舎内部の平飼いシステムを対象とする。

注2：持続性向上タイプでは、柵などの施設に固定するものを除いたパーラー内部の機械装置を対象とする。

(2) と畜・食鳥処理に係る設備・機械

例) 背割り機、皮はぎ機、脱骨機 等

(3) 取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置

例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用して新たに6次産業化的な取組を行うことに対して支援しており、その枠を超えるものは対象としません

2 また、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであること及び機械導入事業としての適正性を担保する観点から、

- ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置付けられ、取組に直接必要な機械装置(生産工程に直接関わるもの)であること
- ・ 機械装置の価格が明らかであり、機能や効果について畜産現場で一定の評価を得たものであること
- ・ リース方式の場合は、リース物件として扱えるものとして、リース期間を原則として7年以内で設定できるものであること

が必要です。

3 なお、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出、飼料自給率の向上、動物福祉の実践、家畜疾病対策の強化等を通じた収益性や持続性の向上が求められることに留意いただく必要があります。

問20 問19の1の(3)で言う「6次産業化的な取組」とは、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。

1 加工とは、原料となる生乳、正肉及び鶏卵の保存性を高め、食べやすく消化しやすく栄養価の高いものにし、食味をよくし、一般の人々の嗜好に合うようにするとともに、副産物として生産されるものを有効に利用することをいいます。

2 本事業では、生乳をアイスクリーム、ヨーグルト、チーズ等に加工する機械や、正肉及

び卵をスライス、加熱、調理、たれ付け、燻煙する機械は補助対象となります。

- 3 一方で、原料や製品の保管・冷蔵冷凍、包装、梱包、運搬、検査機器等については、補助対象となりません。

問21 温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。

- 1 機械導入事業で対象にしている暖房装置は、ブルーダーやヒーターなど家畜を温めるものとしております。
- 2 ボイラーについては、①汎用性が高いこと、②単体では収益性の向上が図れないことから補助の対象とはしておりません。

問22 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。

キュービクル（高圧受変電装置）やパワーコントローラー付き蓄電池を補助の対象としております。

問23 自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。

- 1 施設整備事業においては、整備予定地区における停電の発生状況や復旧までの時間等を踏まえつつ、搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、施設の附帯設備として発電機も補助対象となります。
- 2 機械導入事業においては、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成に必要となる搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、その機械とセットで発電機を導入する場合に限り補助対象となります。
- 3 自己資金で施設整備を行い、機械導入事業で自家発電機のみ導入する場合には、2と整合性がないため、補助しないこととしています。
- 4 また、施設整備事業で施設と附帯施設を整備し、機械導入事業で自家発電機のみを導入することは認められません。

問24 自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。

自家発電機の単体での導入は、収益性の向上に直接つながらず、成果目標の達成が見込まれないため、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであって、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる場合についてのみ、補助対象としています。

問25 自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。

自家発電機は、災害時に電力の安定供給により、送風装置や自動給餌機等を停止させず、家畜の飼養や畜産物の生産を継続するために必要な機械装置として対象としているものであり、太陽光発電やバイオマス発電の装置は、その位置付けが異なることから対象としていません。

問26 「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。

- 1 家畜の飼養管理の高度化を図るための家畜に装着する端末（行動センサー等）を用いる個体管理システムであって、発情発見機や分娩監視装置以外のもの（例：肥育牛の起立困難検知システム）です。
- 2 補助対象の範囲は、以下のとおりです。
  - ① 親機（受信機）：農場内に設置するもの。使用環境によっては専用中継器も対象とする。
  - ② 子機の装着（投入）器具：7年間継続使用ができるものに限る（使い切りでないもの）
  - ③ 専用アプリ：買い取って使う商品であるもの（ネット上のは不可）。  
ライセンス契約の場合は、当該機械装置の補助対象としている機能のためのプログラムのみ対象。  
ただし、アプリの更新費用、サポート費用は対象外。
  - ④ 子機：家畜の処分の際に、再利用が可能なもの（装着した牛から、他の牛へ付け替え可能など）で、法定耐用年数の7年間使用可能であり、リース物件として取扱えるもの。
- 3 なお、パソコンやインターネットに接続するための通信機器は補助対象外です。

問27 「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。

パイプラインミルクカーや搾乳ロボット等の搾乳機器を導入する場合は、システムの一部として、「パイプライン」も補助対象とします。しかし、「パイプライン」のみの導入は、それ自体では収益性・持続性の向上につながらないため対象外です（自動給餌装置、自動給水機、細霧装置等の「パイプライン」も同様です）。

問28 「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルクカーはどのような場合に対象となりますか。

単なる更新は補助対象になりません。

例えば、「バケットミルクカー」から「搾乳ユニット（自動離脱装置付）への切替や「搾乳ユニット（自動離脱装置付き）」から「搾乳ユニット（自動搬送装置付）」への切替等、機能向上が図られるような導入である必要があります。

問29 「飼料給与関係機械装置」のうち、自走式給餌機を飼料生産受託組織が導入することは可能ですか。

- 1 畜産クラスター協議会の取組として、コントラクター、TMRセンター等の飼料生産受託組織が畜産農家の給餌作業の省力化を図るため、当該畜産農家へ販売するTMRの給餌作業を畜産農家の代わりに行うためにミキサーフィーダー（自走式）を導入することは可能です。
- 2 なお、複数の農場で給餌するなど、ミキサーフィーダー（自走式）及びオペレーターが衛生管理区域を越える場合には、県の家畜保健衛生所の指導の下、適切な防疫措置を講じていただく必要がありますので、事業参加要望を提出する前に、当該取組主体所管の家畜保健衛生所に相談し、防疫措置等について指導を受け、具体的な実施計画を策定し、その指導内容を満たすことができる機械装置を要望してください。

問30 「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。

- 1 本事業では、鶏卵関係機械装置を対象としており、その対象機械装置として、「集卵装置」、「汚卵洗浄装置」、「検卵機械装置」、「選卵機械装置」等としています。

2 それぞれの機械装置の対象範囲は原則として以下のとおりです。

項目	本事業における定義	対象とする機械装置の例
集卵装置	農場内での集卵作業に必要な機械装置	・集卵ベルト（ベルトのみは対象外） ・集卵エレベーター ・ファームパッカー 等
汚卵洗浄装置	「卵選別包装施設の衛生管理要領（平成10年11月25日生衛発第1674号厚生省生活衛生局長通知。以下「生活衛生局長通知」という。）の3「洗卵」および4「乾燥」の範囲の作業が行える機械装置	・汚卵洗浄機 ・汚卵洗浄・検卵・洗卵工程が一体のシステムに組み込まれた機械装置の場合は、洗浄工程および乾燥工程の部分のみ ・紫外線殺菌装置
検卵機械装置	生活衛生局長通知の5「検卵」の（4）に掲げられた選別の区分に該当する範囲の機械装置	・血卵検査装置 ・ひび卵検査装置 ・汚卵検知
選卵機械装置	サイズ及び規格外品等の選別が可能な機械装置	・選卵機 ・選卵包装機（包装工程までが一体で見積において不可分な場合のみ）

3 本事業において、汚卵洗浄、検卵及び選別包装等の処理を一体で行う機械装置を導入する場合、補助対象とするのは、「対象とする機械装置の例」の範囲となります。このため、見積書には機械装置毎の内容を記載し、補助対象・補助対象外の機械装置の見積金額を明確にしてください。工事費や送料など対象外経費についても、見積書の中でその金額内訳を明らかにし、含まれない場合もその旨を明記してください。また、見積書には、補助対象機械装置部分を明示したライン（工程）図を添付してください。

問31 「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。

- 1 飼料収穫・調製用機械装置は、自給飼料の収穫・調製用に使われるものを対象としており、単に購入飼料の運搬等に使用する場合は対象としていません。
- 2 具体的には以下のような機械装置が対象となります（別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらも確認ください）。
  - ① 「運搬機」は、フォーレージワゴン、サイレージトレーラー、ハイダンプワゴン、ピックアップワゴン、ファームワゴン等の牽引式の運搬機を指します。なお、ダンプカー等の貨物運搬車は含みません。
  - ② 「サイレージ等取出・積込機」は、ロールフォーク、ベールクラブ、サイレージカッターなどの各種アタッチメント等となります。  
（ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、フォークリフト等については、補助対象機械装置一覧の「畜産、酪農関係機械に要する動力源」に記載しています）

- 3 なお、これらのシステムのソフトウェア自体についても、パソコンと一体でリース等が可能な場合は、対象とすることができます。

問32 手押式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。

圃場の外周や枕地の刈取のために補助的に使用する場合は、畜産経営の収益性・持続性の向上に直接つながらないため、補助対象となりません。

問33 「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。

- 1 その他の飼料生産関係機械装置としては、
  - ① 稲わら収集機としてロールベアラー、レーキ、テッダ、ベールグラブ、ラッピングマシン
  - ② 簡易土壌分析器等を補助対象としています（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）。  
（ホイルローダー等の動力源については、補助対象機械装置一覧の「畜産、酪農関係機械に要する動力源」に記載しています）
- 2 なお、稲わらについては、家畜の餌としても給与されますが、牛舎等の敷料にも使用するため、牧草地で収穫される牧草やデントコーン等の一般的に「飼料」と言われているものと区別し、「その他の飼料」として整理しています。

問34 稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。

- 1 稲作農家は、取組主体の要件（畜産を営む者であること）に該当しないので、対象となりません。
- 2 また、畜産農家と耕種農家との兼業の場合であっても、稲わら収集の用途が果樹や野菜等、畜産用途以外の敷わら向けの場合は、取組主体の要件は満たしているものの、畜産経営の収益性の向上に直接つながらないため、稲わら収集機は補助対象になりません。
- 3 なお、畑作農家も稲作農家の場合と同様の考えにより、補助対象になりません。

問35 稲わら収集機を飼料生産組織が導入することは可能ですか。

- 1 畜産クラスター協議会の取組として、飼料生産組織が稲わら収集機を導入することは可能です。
- 2 ただし、飼料生産組織の取組主体要件の「導入した機械装置を用いた作業の受託面積の拡大」及び「導入した機械装置を用いた収穫量の増加」には、稲わらの収集は該当しないことに留意が必要となります。

問36 「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 「スマート農業関連機械装置」は、令和元年12月に改正された「総合的なTPP等関連政策大綱」において、スマート農業を推進していくこととされたことから、機械導入事業においても機械装置の区分に追加しました。
- 2 具体的には、「その他飼料生産関係機械装置」の区分で「ICT関連機械（GPSガイダンスシステム等）」としていた作業管理システム、畜舎温度管理制御システム、自動操舵システム、GPSガイダンスシステムとしています（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください）。
- 3 なお、「スマート農業関連機械装置」の区分に位置付けていませんが、スマート農業の推進の観点から、「無人トラクター」が対象となっております（収益性向上タイプでは知事特認が必要）。

問37 「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 GPSシステムを活用した効率的な飼料生産作業の実施や、地理情報システム（GIS）を活用した圃場ごとの細かな生産管理等を行うシステムを導入・運用するために必要となる機器（パソコン、GPS、オペレータ用情報端末）等を想定しています。
- 2 ただし、パソコンについては、該当する作業管理システム（ソフトウェア）を運用するために必要であり、専用機として当該システムと一体的に導入する場合に限り対象となります（パソコンのみの導入は補助対象外です。また、パソコンは、システムに見合った性能である必要があります）。

問38 自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。

これらの機器類は汎用性が高く畜産以外での使用も想定されるため、飼養頭数規模に応じた作業面積や作業体系、オペレーターの確保状況、畜産以外の農作業の有無等について確認させていただき、目的外使用が見込まれる場合には、補助対象となりません。

問39 「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。

- 1 除草、表層攪拌又は作溝・穿孔、播種、施肥、覆土・鎮圧に至る草地更新作業に要する機械を想定しており、これらを1工程で行える簡易草地更新機のほか、更新作業の工程ごとの作業機械（スプレーヤー、心土破砕機、ハロー、播種機（作溝式・穿孔式）、ローラー又はこれらと同様の機能を有する複合作業機）も対象とすることができます（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください。なお、除草用機械装置は、動力噴霧機などは対象外）。
- 2 ただし、飼料原料価格の上昇に伴う国産飼料の生産・利用の拡大に向け、R5年度補正予算で実施する事業から飼料増産優先枠では、以下の要件等を満たす場合に限り、「田」で使用するための「草地等管理用機械装置」について、補助対象としています。

**【要件・留意事項】**

- (1) 対象となる「田」は、取組主体（畜産農家等）が所有している飼料生産用の水田、取組主体が飼料生産用に借りた水田のいずれも可とするが、取組主体に既存の機械がないこと、又は、既存の機械がある場合は単純更新ではないことを確認の上、要望（申請時も含む。以下同じ。）すること。
  - (2) 取組主体は、要望する機械については飼料作物の作付作業のみで使用する旨の誓約書等を提出すること（稲 WCS の生産に係る作業は補助対象。飼料米の生産に係る作業に利用する場合は補助対象外）。
  - (3) 要望する機械の法定耐用年数の間、毎年、上記（2）の誓約書等に即して適切に利用されていることを協議会が確認し、その確認したことがわかる資料を作成し、財産処分制限期間の間は協議会で保管しておくこと（この資料については、特に様式などは定めていないが、協議会として、内容が遵守されていることを確認し、その旨を記録として残し、求められたら説明できるようにすること）。
  - (4) 要望する機械装置は、取組主体が自ら飼料生産を行うために使用するものとし、耕種農家等へ貸与するなど、取組主体以外の作業に使用しないこと。
- 3 なお、一般枠では、水田で使用するための「草地等管理用機械装置」は要望不可です。

問40 コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。

- 1 飼料用米生産に使用するコンバインは、主食用米生産と同じ機械を使えることから、飼料用米生産だけに使用する機械とは言い難く、また、飼料用米を生産する農家は、主食用米から作目転換を行ったところがほとんどであり、主食用米生産用として既にコンバインを所有していることから、補助対象としていません。
- 2 なお、飼料用米生産を効率化するための「飼料用米用稲直播機」や、WC S用稲を収穫するための「汎用型飼料収穫機」及び「稲ホールクropp収穫機」等は補助対象としています。

問41 飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

- 1 飼料バルク車は、一般的には、配合飼料工場で製造された配合飼料や単味飼料を畜産農家の庭先まで運搬するとともに、配合飼料や単味飼料を飼料タンク等に搬入する機械と考えます。
- 2 しかしながら、飼料用米を配合飼料と混合・調製できる機能を有したバルク車であれば、省力化等による収益性・持続性向上が可能と考えられることから、飼料用米の混合機として利用する場合であり、かつ、単一農場の敷地内（公道を跨ぐ敷地は除く）で使用する場合に限り、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象とします（ただし、車両ナンバーの取得は不可とします）。

問42 粉碎機、粃すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

粉碎機、粃すり機は、飼料用米を給与する家畜の種類等に併せ、加工（粒（粃米、玄米）、挽き割り（破碎）や粉（粉碎））する必要があることから、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象としています。

問43 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはだめですか。

機械導入事業で導入するTMRミキサーの仕様等は「TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機」としていますので、そのTMRミキサーに調製原料を投入するための機械

装置として導入する場合に補助対象となります。

問44 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。

- 1 簡易飼料保管庫は、本事業が機械導入事業であることを鑑みて、
  - ① 延床面積が200㎡以下であるもの
  - ② 既製品であるもの
  - ③ 法定耐用年数が15年以内であるものを対象とします（実施計画費、基礎工事費、設置費用等は補助対象外）
- 2 なお、飼料庫の設置については、建築確認申請（市町村建築課等）や農地転用手続きの申請（農業委員会事務局）が必要となる場合がありますのでご留意願います。

問45 「エコフィード調製・給与関係装置」はどのようなものですか。

取組主体（畜産農家等）自らが飼養する家畜に給与するため又は飼料生産組織が中心的な経営体に供給する給与作業のためのエコフィードの調製に使用する回転フォークや、エコフィード調整作業の一連の作業として、飼料保管庫からエコフィード調整装置及び混合した後に保管庫や餌槽等まで運ぶエコフィード運搬車（特装しているものに限る）等が対象となります（フォークリフト等の動力源は、「畜産、酪農関係機械に要する動力源」に記載しています）。

なお、エコフィード調整作業とは、エコフィードの原料をエコフィード調整装置等の機械装置への原料を投入して混合する作業のほか、令和6年度補正予算からは、機械装置で原料を直接混合する作業も調整作業となっています。

問46 飼料増産優先枠の「飼料増産関係機械装置」のうち、「TMR運搬車」は、どのようなものが対象となりますか。

- 1 TMR運搬車については、飼料生産組織のうちTMRセンターが導入する場合に限り対象としており、生産したTMRを畜産農家に供給する専用車となります。
- 2 このため、飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げやTMRの効率的な積み下ろしが可能となる構造の専用容器の架装などの特装を施し、「TMR運搬車」と表示する必要があります。

- 3 なお、特装が十分と認められないユニック搭載車や荷台がフラットな平ボディの運搬車は汎用性の観点から対象としないので、事前に事業実施主体に確認してください。

問47 飼料増産優先枠の「飼料増産関係機械装置」のうち、「子実用とうもろこし乾燥機」は、どのような場合に対象となりますか。

子実用とうもろこし乾燥機は穀物用乾燥機となることから、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産を営む者又は飼料生産組織）が同計画の実現のために位置付けられた取組の場合に限り補助対象とすることとしています。

問48 「飼料給与関係機械装置」のうち「ミキサーフィーダー・餌寄せロボット一体機」とはどのような機械ですか。

- 1 餌寄せロボットとミキサーフィーダーが一体化したもので、自律的に餌寄せ、飼料の混合及び給与を行うことができる機械装置です。
- 2 自律的に作業を行う機械であり、収益性・持続性の向上の観点から、ミキサーフィーダー一部への飼料の投入についても自動化されている必要があると考えられます。
- 3 そのため、所有しているサイレージストッカー等を使用する場合は単体で要望、サイレージストッカー等を所有していない場合は、一体的に要望することが必要です。
- 4 なお、既存のミキサーフィーダーとの置き換えるような単純更新としての導入はできません。

問49 「スマート農業関連機械装置」のうち「養鶏監視（へい死鶏）システム」とはどのような機械ですか。

- 1 鶏舎内を自律走行し、カメラ等によってへい死鶏を発見して通知することによって鶏舎内の巡回やへい死鶏の回収作業を省力化する機械装置です。
- 2 ソフトウェアやパソコン等の周辺機器については、事業スキームと馴染まないため補助対象となりません。

問50 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。

1 機械導入事業の対象となる「堆肥調製散布関係機械装置」は、当該機械が単独で作業の高度化、省力化等の効果を発揮することで収益性・持続性の向上に資する機械装置が該当します。（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）

具体的には、

① 堆肥調製機械装置は、

堆肥切返機（フロントローダー＋バケット、ロータリー式・スクープ式攪拌装置、マニアフォーク等）、堆肥造粒機、堆肥袋詰め機、堆肥運搬車（臭気対策や飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げ等の特装を施し、「堆肥運搬車」と表示したもの）、自走式堆肥発酵機、秤量機、コンベア、固液分離機等

② 堆肥散布関係機械装置は、

スラリータンカー、マニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、バキュームカー等となります。

2 なお、堆肥の調製や散布に直接関係のない畜糞ボイラーや発電装置、浄化处理・液肥処理施設に付随する機械装置（ブロワー、ポンプ等）は、施設整備事業では一体的に導入できるようにしていますが、機械導入事業では対象外としています。

3 ただし、ラグーンポンプについては、スラリータンカー（液肥の吸い込みポンプが付いていないもの）を液肥散布作業で使う場合に必要な機械装置であることから、取組主体が自己所有するもしくはラグーンポンプと一体的に導入するスラリータンカーにより、取組主体が飼料生産を行うほ場への液肥散布作業を行う場合に限り補助対象としています（その場合、ラグーンポンプの法定耐用年数の間、スラリータンカーによる液肥散布作業で使う必要があります）。

なお、攪拌機能付のラグーンポンプも対象としています。

問51 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょうか。

1 堆肥発酵槽の容量が全く変わらず、単純に既存機械と同等の処理能力（処理速度、作業高、作業幅等）である機械を導入する場合は、補助対象となりません。

2 また、発酵槽の高さや幅、又は長さを延長することにより、成果目標に見合った堆肥発酵槽の容量へ拡大するとともに、処理能力の高い機械を導入することにより、単位当たりの堆肥の生産量は維持される場合や、堆肥発酵槽の容量は変わらずとも、既存機械よりも処理能

力が高まり、需要に応じた堆肥の流通が促進される場合にあっては、補助対象となります。

問52 平成29年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」はどのようなものですか。

畜舎に設置して自動でふん尿除去作業を行う機械装置としており、バーンスクレーパーやバークリーナー、除ふんベルト、スクリュコンベア等が対象となります。ただし、現在使用している機械装置の単純更新はできません。また、除ふんベルトのベルト部分など消耗品と思われる部分のみの導入は補助対象としません。設置工事費等も補助対象外です。

問53 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。

要領別紙2の「補助対象機械装置一覧」に掲載されている機械装置と同様の効果があり、都道府県知事が、生産コストの低減や高付加価値化、新規需要の創出及び飼料自給率向上に向けた取組に資する機械装置として、特に認めた機械についても補助対象としています。ただし、このような機械については、ほぼ別紙2の一覧表で網羅されています。知事特認で認められているのは、ほとんどがトラクターです（持続性向上タイプでは、トラクターは知事特認不要）。

問54 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。

- 1 機械導入事業の対象機械については、トラクター等の汎用性のある運搬車両等は原則として補助対象としていませんが、収益性向上タイプの場合、都道府県知事が特に認めた場合に限り、補助対象としています。
- 2 一方、農業構造転換集中対策期間で収益性の向上に直ちに結びつかない取組も支援することとし、集中対策に位置付けられている持続性向上タイプに限り、トラクターに対する知事特認を不要としています。
- 3 なお、これまでの知事特認の例では、飼料自給率の向上に資するものとして、経営規模拡大に伴う飼料畑等の作付面積拡大により、既存のトラクターでは能力・台数が不足する場合等があります。単に機械の更新を行う場合には対象とならないことにご留意いただくとともに、どのような場合に対象となるかについては、都道府県によく相談してください。

問55 無人トラクターは、補助対象になりますか。

無人トラクターについては、スマート農業の推進として、補助対象としております。

問56 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とならない場合を教えてください。

- 1 クイックカプラについては、複数のアタッチメントを取り付ける場合に有効なものであり、バケットのみの使用などの場合は、補助対象となりません。
- 2 一方、既存機械も含め、複数のアタッチメントを取り付ける場合は、ホイルローダーとクイックカプラの同時導入を認めます。その際は、要望時に必要性を明確に示してください。

問57 過去に本事業で導入したホイルローダー等で使用するためのアタッチメントの単体導入が可能となったが、留意すべき内容を教えてください。

- 1 ベールグラブ、ロールフォーク、マニアフォーク、ベールクランプ、回転フォーク等のアタッチメントについては、ホイルローダー等の本体機械装置（動力源）と一体的に導入することで、導入する機械装置の法定耐用年数に応じた利用を確保してきたところであり、過去に本事業で導入したホイルローダー等に装着するためのアタッチメントは補助対象としない運用を行ってきたところです。
- 2 しかしながら、飼料原料価格の上昇に伴う国産飼料の生産・利用の拡大や機械導入の低コスト化に向け、過去に本事業で導入したホイルローダー等の本体機械装置（以下「既存本体機械装置」という）で使用するためのアタッチメントについても、令和4年度補正予算で実施する事業から、補助対象とする運用を行うこととしました。
- 3 要望に当たっては、
  - ① 既存本体機械装置の成果目標の達成に支障がないことを協議会が確認すること
  - ② 既存本体機械装置について、導入する機械装置の法定耐用年数以上（アタッチメントの法定耐用年数の間）使用することについて、取組主体及び畜産クラスター協議会の確認を得ること
  - ③ 既存本体機械装置にアタッチメントの装着に必要なクイックカプラ等の装着加工費用は補助の対象にならないこと

④ リース方式の場合、既存の本体機械装置に対するアタッチメント取り付けのための改造についてリース事業者が了解していること  
等について、事業実施主体が確認することに留意してください。

4 なお、「堆肥調整散布関係機械装置（切返作業機：ホイールローダー）」として導入した既存本体機械装置に、新たに「飼料収穫・調製用機械装置（サイレージ等取出・積込機：ベールグラブ）」を導入して装着利用する場合には、既存本体機械装置の導入時の目的が異なることから、目的外利用とならないよう、事業参加申請の際に事業実施主体が示す手続きを行う必要があります。

問58 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。

飼料タンクと自動給餌機とセットで導入する場合は補助対象となりますが、故障等による交換については、消耗品であることから補助対象となりません。

問59 油圧ショベルは補助対象になりますか。

補助事業では、一般に汎用性の高い機械は導入効果が見えにくいいため補助対象とはしていません。油圧ショベル本体についても、汎用性が高いため、補助対象としておりません。

問60 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。

除草用ハンマーナイフチョッパーは、主な用途が除草用であり、自給飼料の増産や畜産経営の収益性向上には直接つながらないため、補助対象とはなりません。

問61 鶏が産卵するためのネストや鶏用ケージは対象になりますか。

ネストやケージについては、鶏舎内に固定されたままで使用されるものであり、いわゆる「機械」とは言えないこと、また、単独で導入するだけでは収益性の向上につながらないことから、補助対象としていません。

一方、アニマルウェルフェアを推進する観点から、持続性向上タイプでは、平飼いシステムを対象としています（ネスト単体は対象外）。

問62 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。

芝刈機等は、主に畦畔や法面の維持管理用に使用されるものであり、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象機械装置に含んでおりません。また、これらの機械は「飼料収穫・調製用機械装置」としても補助対象とならないことにご留意願います（飼料生産用の専用機を選定してください）。

問63 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。

前問と同様に、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象となりません。

（例えば、ホイールローダーを堆肥切返作業機として使用する場合は補助対象としていますが、除雪用として使用する場合は補助対象となりません。）

問64 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。

機械の能力等については特段の制限は設けていません。ただし、利用目的と利用規模に即した適正な機械が選定されていることを畜産クラスター協議会で確認するようにしてください。

問65 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。

中心的な経営体への効果的・集中的な支援を可能とするため、導入機械に上限金額や台数制限は設定していません。ただし、取組主体（畜産農家等）は、過剰な投資とならないよう十分注意した上で、機械の選定を行ってください。

問66 ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備する機械との違いは何ですか。

- 1 ハード事業で施設と一体的に整備する設備は、家畜飼養管理施設と合わせて設置する設備であり、施設で行われる生産工程に直接的に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できない又は施設で行われる生産工程の本質に関わるものが対象となります。
- 2 一方、単独又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、

飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性・持続性の向上に資する機械装置が機械導入事業の対象となります（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外としています）。

問67 既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。

新たにリース導入する機械装置を対象としていますので、現在リース期間中にあるものは対象となりません。

問68 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

- 1 中古の機械装置も対象とすることができます。
- 2 ただし、中古品の場合、導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）が2年以上のものに限るものとします。

問69 車両等の機械装置にエアコンが補助対象となる場合はありますか。

- 1 堆肥運搬車等の車両やトラクター、ホイールローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー等のキャビン付き乗用型機械装置については、エアコンが標準装備となっている場合には、補助対象としております。
- 2 また、堆肥運搬車等の車両やキャビン付き乗用型機械装置でエアコンが標準装備となっていない場合であっても、オペレーターの労働環境に影響を及ぼす等、畜産クラスター協議会が必要と認める場合には、オプションでエアコンを補助対象としております。

問70 既存機械の更新は補助対象外となっていますが、どのようなものが更新に該当しますか。

- 1 当該事業で導入しようとする機械装置が、既存機械と同種のものであり、同等の容量や機能等である場合は更新に該当するので補助対象となりません。
- 2 ただし、既存の機械装置と同種のものであっても、既存のものより容量や機能等が向上

した機械装置を導入することで、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性・持続性の向上に結び付くことが実証されている場合は、補助対象になり得ます。

- 3 なお、飼養規模や畜産クラスター計画および成果目標に対して過剰な投資とならないよう、十分に注意して機械装置の選定を行ってください。

問71 自らのGPセンターで他者の鶏卵を処理する場合に機械装置の導入は可能ですか。

- 1 畜産クラスター事業は、個々の畜産経営の収益力強化を目的としており、事業の実施者は畜産を営む者となっているため、流通のみを行う事業者が所有する鶏卵処理施設（GPセンター）での機械装置の導入は支援の対象になりません。
- 2 採卵鶏農家のGPセンターで、自ら生産した鶏卵のほか、他者の鶏卵の処理を行う場合は、本事業の目的及び収益性の観点から、
  - (1) 他者の鶏卵受け入れは協議会内の構成員に限り、補助対象となる機械装置の仕様選定の観点から、成果目標の根拠に含めること、
  - (2) 自ら生産した鶏卵の処理数の割合が半数以上であること、を申請時の根拠や畜産クラスター計画に入れるようにしてください。

問72 「畜舎温度制御機械装置」のうち、「冷房装置」や「暖房装置」とは、どのような機械ですか。

- 1 「冷房装置」については、畜舎用のクーリングパッドを使用した冷却システム等やエアコンを対象としております。
- 2 「暖房装置」については、子牛用や子豚用のヒーター、養鶏用ガスブローダー、子豚用床暖房等を対象としております。
- 3 これらの温度制御のための機械装置は、いずれも畜舎用のものを対象としており、作業者のための機械装置は対象となりません。

問73 ホイルローダー等の動力源は、効率的・効果的な導入推進のため、「畜産、酪農関係機械に要する動力源」として、1つにまとめられたが、その動力源に取り付けるベールグラブやパレットフォーク、マニアフォークなどのアタッチメントは、1 飼料給与関係機械装置、9 飼料収穫・調製用機械装置、10その他飼料生産関係機械装置、13飼料調製用機械装置といった機械装置区分ごとに分かれたままであるが、飼料収穫・調製作業の後に一連で飼料給与に使うなど、他の機械装置区分の作業で使うことはできないのか。

- 1 動力源については、令和6年度補正予算でこれまで、作業毎に機械装置区分を分けて、用途を限定していたが、令和7年度補正予算から効率的・効果的な導入の推進を図るため、機械装置区分を「畜産、酪農関係機械に要する動力源」として、1つにまとめました。
- 2 アタッチメントについては、用途毎に様々なアタッチメントがありますが、飼料収穫後の飼料調製及び飼料給与、飼料調製の後の飼料給与など、複数の用途に活用可能なアタッチメントもあります。これらアタッチメントについても、効率的・効果的な導入の推進を図る観点から、令和7年度補正予算からは、各機械装置区分における作業に付随する作業については、一連の作業とみなすこととします。
- 3 具体的には、「サイレージ等取出・積込機」の場合は、バンカーサイロ等からサイレージを取出した後の一連の作業として、TMR ミキサーや餌槽へ投入する作業はサイレージ取出しの一連の作業と見なすこととします（サイレージ取出・積込作業を行わず、飼料の運搬、TMR ミキサーや餌槽への投入作業のみの場合は、該当しない）。  
また、「飼料調製用機械装置」の場合は、原料をTMR ミキサー等に投入して混合作業を行うため、飼料保管庫からTMR ミキサーまで原料を運ぶなどの混合する前の作業や、混合した後に保管庫や餌槽に運ぶ作業等、混合する前後の作業は、飼料調製作業の一連の作業と見なすこととします。（TMR ミキサー等への投入、混合などの飼料調製作業を行わずに、保管庫や餌槽等への運搬作業のみを行う場合は、該当しない）。  
さらに、「その他飼料生産関係機械装置」のうち、「稲わら収集機」の場合は、稲わらを飼料として使う場合に限り、収集後、TMR ミキサーや餌槽へ投入する作業は、稲わら収集の一連の作業と見なすこととします（稲わら収集を行わず、TMR ミキサーや餌槽へ投入のみを行う場合は、該当しない）。
- 4 なお、補助対象となっている使途が主目的での導入が前提であり、その主目的の作業に支障が出ないよう留意してください。また、要望の際は、主目的の用途の機械装置の区分（仕様等）で要望してください。

問74 家畜運搬車を導入するにあたっての要件を教えてください。

- 1 家畜運搬車の導入にあたっては、以下の全てを遵守していただく必要があります。
  - (1) 地域振興の観点から、家畜市場への家畜の出荷・買取及びと畜場への家畜の出荷の両方に使用すること
  - (2) 畜産クラスター計画に、家畜運搬体制の改善計画を記載し、知事の承認を得ること
  - (3) 利用簿を整備し、輸送ごとに記録して保管すること
  - (4) 一般貨物事業者運送事業に該当しない範囲で使用すること（運送料は取らない等）
- 2 なお、畜産クラスター計画における家畜運搬体制の改善計画には、
  - (1) これまでの家畜運搬の状況
  - (2) 家畜運搬車導入後の家畜運搬の計画（家畜運搬車を利用する農家名、家畜市場及びと畜場への家畜運搬の年間予定）
  - (3) 共同利用する場合の取り決め
  - (4) 特装の内容と必要性について記載いただき、事業参加申請までに都道府県知事の承認を受けるようお願いいたします。

問75 導入できる家畜運搬車の設備や種類に基準はありますか。

- 1 家畜運搬車については 特装しているものに限っていますが、基本的には以下のものが補助対象になります。
  - (1) 車体及びあおり、屋根、スロープ（滑り止め、落下防止柵を含む）
  - (2) 車内の柵（中心部に設置する柵1枚分のみ）
  - (3) AWに配慮した装備（以下のものに限る）
    - ・ 飲水器、給餌器（長距離輸送で使う場合のみ）
    - ・ 寒冷紗、換気扇、扇風機、強制換気システム
    - ・ 壁等の家畜が接する部分へのシート設置
- 2 加えて、
  - ・ 寝台（長距離輸送のために運転手の労務規定上必要と認められる場合に限る）
  - ・ ステンレス加工（糞が接触する内側部分のみに限る。ただし、内側でも天井など糞がかからない部分は補助対象外）
  - ・ スロープの電動開閉に係る架装費についても補助対象となります。

下線部が当該家畜運搬車の架装部分に含まれる場合は、見積書に項目を明記して下さい。  
また、車両本体部分についても家畜の運搬に必須とされないナビゲーションシステム、

ドアバイザー等の装備、オプションも補助対象とはしません。事業参加申請時の見積書の記載内容については、事業参加申請の手引きを参照してください。

- 3 また、軽トラック及び自家工作による改造車は補助対象外となります。サイズに上限及び下限は設けておりませんが、家畜運搬計画と照らし合わせて適切なサイズの家畜運搬車を導入するようお願いします。
- 4 なお、家畜運搬車は一般的には法定耐用年数が5年となっております。  
(ただし、リース事業者及び所管税務署の判断により変わる場合もあります。)

問76 なぜ家畜運搬車に補助上限を設けているのですか。

- 1 家畜運搬車については、特装の種類が多ことから、過剰な設備を抑制するため、最低限のものを補助するという観点から、800万円を補助上限としています。
- 2 最低限必要な機能として、
  - (1) 車体及びあおり、屋根、スロープ（滑り止め、落下防止柵を含む）
  - (2) 車内の柵（中心部に設置する柵1枚分のみ）
  - (3) AWに配慮した装備（以下のものに限る）
    - ・ 飲水器、給餌器（長距離輸送で使う場合のみ）
    - ・ 寒冷紗、換気扇、扇風機、強制換気システム
    - ・ 壁等の家畜が接する部分へのシート設置を見込んでいます。

#### 【取組主体】

問77 取組主体の要件を教えてください。

- 1 取組主体（畜産農家等）は、畜産クラスター計画に中心的な経営体として位置付けられていることを前提とし、次の要件等を満たす者としています。
  - ① 畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）
  - ② 農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体
  - ③ 株式会社又は持分会社（大企業を除く）
  - ④ 事業協同組合、事業協同組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること）  
(かつ、自ら家畜の飼養（委託による場合を含む）を行うもの。)

- ⑤ 公社、土地改良区
  - ⑥ 3戸以上の農業（畜産を含む）を営む個人が構成員となっている任意団体であって、農業（畜産を含む）を営む個人が直接の主たる構成員であること及び、当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること。
    - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
    - b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること
    - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
    - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
    - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
  - ⑦ コントラクター（畜産農家と長期（3年以上）の受委託協定を締結しているもの）
- 2 また、上記②～⑦までのいずれかに該当する飼料生産組織（コントラクター又はTMRセンターを営む者その他の飼料生産組織）については、要領別紙2の第3の2の（2）のイに、受託面積、収穫量、飼料自給率での要件があるので、留意してください。
- 3 取組主体の詳細については、要領をご確認ください。

問78 集団も対象となりますか。

畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む）を主たる事業として営んでいるもの（大企業を除く）、特定農業団体（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体）に該当する2者以上で構成する集団も対象としています。

問79 認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。

本事業の趣旨により、経営改善計画の再認定を受けていただく必要があります。

問80 取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。

- 1 取組主体のうち、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業と

して行うものについては、以下の①、②に該当するものは除くこととしています。

- ① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの
- ② 議決権の1/2以上を①に掲げるもの（農地所有適格法人、公社を除く）が所有しているもの。

- 2 これは、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していくとの観点から、十分な資本力を有する大企業やその支配を受ける組織よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に支援は集中されるべきという考えによるものです。

問81 過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

- 1 過去の事業の活用の有無にかかわらず、本事業の目的に合致するものであれば、利用は可能です。
- 2 ただし、本事業により新たに機械装置を導入することにより、他の事業で導入した機械装置の事業効果が低下するような場合は、補助金返還等の対象となるおそれがあります。導入に当たっては、他事業との整合性の確保に留意し、慎重にご検討いただくようお願いします。

(例：1)

強い農業づくり総合支援交付金で飼料生産組織が共同利用のモアコンディショナーを導入したが、当該組合の構成員が本事業により新たに個人用のモアコンディショナーを導入したことにより、飼料生産組織のモアコンディショナー利用率が低下した。

(例：2)

畜産高度化支援リース事業で堆肥舎とともにホイルローダーを導入したが、本事業で堆肥処理用として別のホイルローダーを導入したため、畜産高度化支援リース事業で導入したホイルローダーを他の用途に転用した。

(例：3)

畜産収益力向上緊急支援リース事業でロールベラーを導入したが、本事業でコンビラップマシーンを導入したことにより、ロールベラーを他者に貸し付けた。

- 3 このような場合、いずれかのリース契約を解除することなども想定されるため、事業の活用に当たっては、他事業との整合性の観点からも都道府県等に相談の上、慎重にご検討いただきたいと思います。
- 4 また、事業参加要望書の提出に当たって、既存機械装置がある場合は、畜産クラスター協議会が真に必要性があるものにつき導入を行うよう取りはからうこととしています。

問82 畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

計画内容にもよりますが、用途の違う機械であれば、同じ借受者の申請も可能です。

問83 取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。

- 1 いずれの場合も、事業としては補助目的が達成されないこととなり、補助金総額の残存部分を返還していただくこととなりますので、具体的な手続き等について、事業実施主体に確認してください。返還を求める金額については、基金管理団体（中央畜産会）から、補助金を交付したリース事業者に請求されます。
- 2 リース事業者としては、リース契約が破棄されることとなるため、別途違約金を含めたリース代金の請求がなされると思いますが、補助金分についても回収する必要があります。このリース契約を締結するに当たっては、取組主体（畜産農家等）、リース事業者及び畜産クラスター協議会の間で必要な取り決めを盛り込む等の措置をお願いするとともに、適切な与信審査を実施の上、必要に応じて与信リスク分の付与、連帯保証人の擁立等の措置をご検討ください。
- 3 また、離農が想定される場合にあつては、事前に当該契約の承継者を擁立する等、補助目的の達成に支障をきたすことのないよう協議会等と連携してご対応ください。

問84 取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。

- 1 リース契約における与信は、すべて契約するリース事業者の責任において行われます。
- 2 このため、必要に応じて、与信リスクが附加されたリース料となる場合があること、また、単独で契約できない場合にあつては、与信先から連帯保証人を立てることを求められることがあります。
- 3 なお、本事業の実施に当たっては、リース契約が締結されることが前提となりますので、リース事業者と契約できない者については、事業の対象とすることはできません。

問85 取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。

- 1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、リース事業者に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助することとしています。このため、事業実施主体が補助金の交付先を把握する必要上から、基金管理団体（中央畜産会）に登録されたリース事業者の中から選択して事業を実施することとなります。（問124参照）
- 2 なお、リース事業者の選定に当たっては、リース事業者によって圧縮記帳などの税制上の取扱いが異なる場合があるため、よく確認した上で選定してください。

#### 【要望調査】

問86 ホイルローダーとバールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。

事業参加要望書（要領別紙2の別記様式第1号）の記載に当たっては、一体的に利用する機械装置であっても、それぞれの機械装置の詳細がわかるように、優先順位を付けて個々に記載してください。なお、その際、優先順位は間を空けず連番とし、備考欄に「○番と一体的に導入」と必ず記載してください。

問87 施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。

- 1 機械導入事業の対象となる機械装置であれば可能ですが、同じ機械装置を重複して両方の事業で要望することはできません。
- 2 なお、機械導入事業では、施設整備事業と重複して要望することを避けるため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設と同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備は対象となりませんのでご注意ください。

問88 施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないですか。

- 1 協議会は、機械導入事業の優先順位の決定に当たって、施設整備と機械導入の一体性を確保するため、施設整備事業への取組状況を考慮することとしています。

- 2 一方で、要望調査において予算額を大きく上回った場合、予算の範囲内で割当するため、施設整備を実施予定の経営であっても、希望する機械全てを割当することができないことに御理解ください。

問89 要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。

経営状況や機械の見積金額も年々変化しますので、お手数ですが、直近の実態を踏まえ、改めて書類を作成してください。

問90 収益性向上タイプの導入の必要性について複数選択できることとなったが、成果目標はどのように設定するのですか。

- 1 導入の必要性については、どのような取組を行うために機械が必要になるのかについて選択することとなりますが、例えば、給餌作業の省力化により、空いた時間を飼養管理に向けることにより、飼養頭羽数の増加による出荷数量の増（令和6年度補正予算からは1頭（1,000羽）当たりの販売額の増）を目指すといったように導入の必要性が複数ある場合があります。
- 2 この場合の導入の必要性と成果目標は次のとおりです。
  - ①導入の必要性
    - ・給餌作業の省力化
    - ・1頭当たりの乳量増加による出荷数量の増
  - ②成果目標
    - ・1頭（1,000羽）当たりの販売額の5%以上の増加（又は農業所得又は営業利益の5%以上の増加）  
（令和5年度補正予算までは販売額の5%以上の増加）
- 3 なお、導入の必要性が給餌作業の省力化だけの場合の成果目標は、生産コストの5%以上の減少となります。

### 【協議会における優先順位の決定】

問91 畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか。

借受者が行う取組の優先順位(継続性、受益範囲、普及度の観点から決定)に応じて、畜産クラスター協議会において多少の入れ替わりはあって然るべきと考えています。

問92 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。

事業参加要望書(要領別紙2の別記様式第1号)の様式には、施設整備の予定時期を記載する欄を設けているところであり、都道府県において参加要望について畜産クラスター協議会と協議する際に、当該要望書の記載と突き合わせることにより、施設整備との整合性を確認できます。なお、畜産クラスター計画の目的の達成を図ることを重視するため、国庫補助でない施設も考慮することとしています。

問93 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。

- 1 当該規定は、1つの経営体が複数の機械導入を必要としている場合であって、いずれかの機械が採択されないことにより、行動計画に定めた取組の実施が困難となり、かえって非効率になる場合を想定しています。
- 2 例えば、サイレージ生産を拡大するためのロールベラーとラッピングマシンや、飼養規模に応じた複数の搾乳ロボット等が考えられます。

問94 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。

- 1 当該規定は、過去のリース実績による調整により中心的な経営体の取組が十分に機能しないことを防ぐため、優先順位決定の際に「過去の実績による調整を排除」したものであり、過去の補助実績により優先順位が低くなるというものではありません。
- 2 ただし、成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付すものとしており、成果目標を達成していない取組主体が機械導入を要望する場合は、成果目標を達成している取組主体よ

りも優先順位が低くなる場合があります。

問95 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会において優先順位をくじ引きにより決定することは、優先順位を理論的に整理することを放棄することになり、真に公平とは言えません。畜産クラスター計画の目的の達成のために必要な機械が効果的に導入されず、収益性向上の取組に支障が生じるなど、畜産クラスターの事業効果を大きく損なうことになりかねません。
- 2 このため、協議会においては、要領別紙2の別添「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針等により、取組の継続性や受益の範囲、取組の先進性・技術の普及などの視点によって、優先順位を決定してください。それでもなお、優先順位の決定が困難な場合には、要領の別添1のⅡ「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」等も参考にして、優先順位を決定するものとします。
- 3 なお、優先順位を決定するためには、協議会が進めようとするテーマを明確化し、その優先順位を決めていくことが重要です。そのため、十分に検討して畜産クラスター計画を策定するとともに、協議会の構成員で優先順位の決定ルールを共有することが重要です。

問96 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。

都道府県から畜産クラスター協議会に対して事業参加要望書に対する意見表明があった場合は、協議会において事業参加要望書の必要な修正を行うこととなります。このため、都道府県が意見表明を行い協議会に修正を求める場合には、ヒアリングの実施等により協議会と要望の意図等について摺り合わせを行うことが望ましいです。

### 【割当】

問97 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。

- 機械導入事業の割当に当たっては、事業実施主体が農林水産省と協議し、
- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、
  - ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラスターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考

慮し、総合的に判断します。

問98 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。

機械導入事業の割当に当たっては、

- ① 事業実施主体において、都道府県が実施する畜産クラスター計画の総合評価と畜産クラスター協議会が決定する優先順位等を踏まえて配分予定額を農林水産省に協議し、
- ② 事業実施主体は、農林水産省との協議結果を踏まえ、協議会単位で割当を行います。その際、割当対象となる機械装置についても明示して通知を行っています。

問99 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。

事業実施主体は、畜産クラスター協議会から提出された事業参加要望書に記載された優先順位に基づいて、割当対象となる取組主体と機械装置を決定しますので、都道府県との協議後は、優先順位の変更は行わずに事業参加申請書を提出してください。

なお、提出の際は、補助対象外の機械装置は要望しないよう注意してください。

問100 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。

事業実施主体は、要望調査様式に記載された要望額を基に配分予定額を通知していますが、要望調査の段階で取組主体（畜産農家等）が導入を希望する機械装置の詳細が明らかでない場合があるため、事業実施主体において事業参加申請時に改めて確認することとしています。その結果、補助対象機械装置の一部又は全部が事業の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

問101 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のもを事業の対象としてもかまいませんか。

事業実施主体が畜産クラスター協議会に対して通知した配分予定額に残額が生じても次の優先順位のもを事業対象としてよいということにはなりません。これらの機械装置については、都道府県や事業実施主体等との協議が整っていないからです。

問102 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信ができなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の優先順位のことを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。

割当対象とならなかった機械装置を繰り上げて対象とすることはできません。

**【事業参加申請】**

問103 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認められる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更・廃盤・モデルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はどこまで認められますか。

- 1 事業参加要望書と事業参加申請書との内容に齟齬（例えば、飼料調製用機械装置として事業参加要望時にはホイルローダーとしていたものを事業参加申請時にはバックホー（補助対象外）を導入したいと申請）があった場合は、変更が認められないだけでなく、場合によってはホイルローダーの導入自体も認められないことになります。
- 2 なお、事業実施主体は、事業参加要望書の時点よりも事業参加申請書及び添付書類により詳しく確認しています。  
このため、機械装置の型式の変更、廃盤、モデルチェンジが伴う場合、台数・機種の変更があった場合には、内容を審査の上、変更の可否を判断しています。

問104 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのような場合ですか。また、その使用目的は何ですか。

- 1 事業実施主体は、取組主体（畜産農家等）から提出のあった事業参加要望書、事業参加申請書及び実績報告書の間には齟齬があった場合、なぜ齟齬が生じたのかを確認するため、取組主体等から顛末書の提出を求めることとしています。
- 2 なお、顛末書を求める理由としては、畜産クラスター事業に係る補助金を適切に交付していることを客観的に説明するためです。

問105 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知りたい場合の問い合わせ先を教えてください。

- 1 中央畜産会が受付した申請書については、各府県畜産協会とシステムで共有しており、さらに中央畜産会から各月受付分の審査時期の目安を各府県畜産協会に示していますので、各府県畜産協会にお問合せください。
- 2 なお、北海道については、北海道酪農畜産協会が一括して処理していますので、同協会へお問合せください。

問106 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。

- 1 共同で利用する機械装置と同じ機械装置の申請は、過剰な投資や利用率の低下につながり、補助金返還等の対象となる恐れがあることから、控えるべきと考えます。
- 2 どうしても事業参加申請を行う場合には、畜産クラスター協議会において、既存の畜産クラスター計画を見直しするとともに、都道府県への協議を行い、承認が得られた上で、事業参加申請が提出できる状況になります。

問107 補助金及び交付申請に関する確認書がリース方式の場合も提出することとなったが、どのような考えで提出させるのですか。

- 1 購入方式についてはリース方式とは異なり、畜産クラスター協議会の指導の下、導入した機械装置の管理を取組主体等が自ら行い、補助金の返還事由に該当する場合には、補助金の全部若しくは一部の返還をクラスター協議会を通じて取組主体等に求めることから、事業参加申請時に取組主体等の確認を求めてきたところです。
- 2 一方、リース方式については、リース会社との契約の下で取組主体等により機械装置の管理が行われていますが、補助金の返還事由に該当する場合には、補助金の全部若しくは一部の返還をリース事業者に求めることから、リース方式の場合もリース契約の申込時にリース事業者から確認書の内容について承諾を受けた上で、取組主体等から確認書の提出を求めることとしました。

問108 添付資料を省略する場合の留意点は何ですか。

- 1 畜産クラスター協議会から中央畜産会へ提出する申請書の添付資料のうち、畜産クラスター協議会が申請内容に記載し、取組主体で確実に保管されていることを確認した場合には、事務手続きの簡素化・迅速化の観点から中央畜産会へ提出する添付資料を省略することとしています（別紙2の別記様式第3号―別紙1参照）。
- 2 ただし、審査の段階で資料の提出が必要となった場合には、速やかに提出してください。なお、財産処分制限期間中は、当該資料は必ず保管しておいてください。

**【収益性向上タイプの成果目標】**

問109 機械導入事業の収益性向上タイプの成果目標はどのように考えれば良いのですか。

- 1 成果目標の設定に当たっては、①現在抱えている〇〇といった課題があり、②その課題を解決するために〇〇するための機械を導入する必要がある、③この機械を導入することにより成果目標〇〇及び目標値〇〇を設定する、という一連の流れで説明できるように設定してください。この機械が壊れて更新したいから、目標値を5%増として逆算したから、という説明は、本事業の趣旨に沿っておらず、適切ではありません。
- 2 事業参加要望書等に記載していただく成果目標値は、現状値に対する改善率であり、目標年度は、事業実施年度（機械を導入する年度）の翌年度となります。計算方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{目標値（事業実施年度の翌年度の値）} - \text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}{\text{現状値（事業実施年度の前年度の値）}}$$

※ 目標値／現状値 ではないことに注意

- 3 成果目標は、要領において、事業実施年度の翌年度に達成すべき水準として設定することとしています。
  - (1) 大規模経営
    - ア 単位頭羽数当たりの販売額の8%以上の増加
    - イ 生産コストの8%以上の削減
    - ウ 農業所得又は営業利益の8%以上の増加
  - (2) 中小規模経営
    - ア 単位頭羽数当たりの販売額の5%以上の増加
    - イ 生産コストの5%以上の削減

- ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
- (3) 飼料生産受託組織等
  - ア 単位面積当たりの販売額の5%以上の増加
  - イ 生産コストの5%以上の削減
  - ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
  - エ 自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加

4 成果目標の設定に当たっては、機械導入を含む畜産経営の収益性向上のための取組によって達成する目標を設定してください。例えば、

- ① 生産効率の改善により単位頭羽数当たりの販売額を増加させるために必要な機械装置を導入する場合：
  - 単位頭羽数当たりの販売額の増加
- ② 労働負担を軽減するために省力化機械を導入する場合：
  - 労働時間減少に伴う労働費（家族労働費含む）の低減によるコスト削減

このほか、労働余力を飼養管理の改善に振り向けることによる単位頭羽数あたりの販売額増加や所得向上などが考えられます。

5 協議会は、事業実施翌年度に効果の検証を行い、成果報告書を提出することとなっています。また、目標を達成していない取組主体であって、改善が見込まれないと判断される場合は、調査・報告を求めることがありますので、

- ① 取組主体においては、導入した機械装置の維持管理及び使用状況について記録するとともに、
- ② 畜産クラスター協議会、リース事業者においては、それらを含めたリース状況について把握をお願いします。

問110 機械導入事業の収益性向上タイプの成果目標は、経営全体について5%改善する必要がありますか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費のみの5%削減でも良いのではないのでしょうか。

機械装置は、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資するものとされています。

このため、必ずしも経営全体で見た販売額やコストが5%改善しなくても、機械導入により高度化・省力化される部分について生産コスト削減が実現されることを目標として設定することも可能です。ご質問のように、飼料収穫機を導入した場合には、そのことによって飼料生産を効率化・拡大して自給飼料利用量を増やし、飼料費全体を低減することを目標に設定することができます。

問111 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりませんか。

1 経営全体の収益性<sup>\*</sup>を向上するための取組に必要な機械装置を導入する場合は、その取組全体の効果を成果目標として設定することが可能です。

※持続性向上タイプの場合は、持続性を向上するための取組に必要な機械装置を導入する場合

2 例えば、飼養規模を拡大する取組に必要な機械装置として、ふん尿処理量の増加に対応するための堆肥調整装置を導入する場合であれば、飼養規模の拡大による販売額増加効果等を成果目標として設定することが可能です。

問112 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いのですか。

このような場合、機械導入翌年度に検証可能であって、販売額の増加や生産コストの削減につながる事が明らかな指標（例えば受胎率、分娩間隔等）を基に見込まれる効果（分娩間隔の短縮により見込まれる子牛1頭当たり生産コストの削減や、子牛出荷頭数の増加により見込まれる単位頭羽数当たりの販売額の増加）として5%以上（大規模経営にあっては8%以上）改善することを説明する必要があります。

問113 単位頭羽数あたりの販売額の増加を成果目標とする場合、販売額の積算をする場合の生産物価格（単価）は変動しないと仮定してかまいませんか。

1 事業実施翌年度の生産物価格（単価）は、成果目標を設定する時点で確実性を持って見通すことは難しいため、実績値から変動しないと仮定して要望してください。

2 一方、成果目標を設定する時点で、目標年度の価格が示されている出荷先との単価契約などの根拠がある場合は、目標値の積算に使う単価を現状値の積算に使った単価と異なって設定することは可能ですが、要望調査の際に、その根拠を示してください。

3 なお、成果報告に当たっては、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、販売額を積算する際に使う生産物価格（単価）について補正した上で、実績値を評価してください。

問114 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換算して成果目標として設定しなくてはなりませんか。

成果目標について、金額に換算することが難しい場合は、節約された労働時間を経営改善のための取組に振り向けることによる、単位頭羽数当たりの販売額の増加や農業所得等の増加を選択することが可能です。

問115 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。

- 1 自家発電機は、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであって、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる状況であれば、補助の対象としています。
- 2 このため、一体的に導入する搾乳ロボット等、他の補助対象機械装置と同じ成果目標を自家発電機の成果目標として設定して差し支えありません。

問116 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%（大規模経営にあっては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な複数の機械装置を導入する場合は、その取組による経営全体に対する効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼料収穫機と搾乳ロボットをそれぞれ導入する場合に、
  - (1) 経営全体の収益性を向上するために必要な飼料収穫機と搾乳ロボットを導入し、経営全体で5%以上（大規模経営にあっては8%以上）の農業所得増加を達成することを目標として設定
  - (2) 飼料コスト低減による生産コストの5%以上（大規模経営にあっては8%以上）の削減を図るために飼料収穫機を導入するとともに、1頭あたりの生乳生産量増加による1頭当たりの販売額の5%以上（大規模経営にあっては8%以上）の増加を図るために搾乳ロボットを導入するといった、別々の成果目標を設定のいずれも可能です。

問117 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で前年度の数値がわからない場合はどうすれば良いですか。

- 1 取組主体（畜産農家等）からの要望調査表の提出に当たっては、現状値は原則として機械導入の前年度の実績値としますが、要望調査のタイミングにより導入前の実績値が明らかではない場合は、その前年度（導入の前々年度）の実績値を現状値としてかまいません。
- 2 なお、事業参加申請の段階で前年度の数字が判明している場合は、「現状値」を前年度の数字としてください（Ⅲ-問20を参照してください）。
- 3 その際、元々の算出式の現状値を前々年度から前年度の数値に修正して算出し、実施要領に定められている成果目標を超えている場合は、認められます。  
しかし、現状値を前々年度から前年度の数値を見直したことにより、現状値が設定した目標値を超えてしまっている、もしくは、現状値が大幅に下がりすぎてしまった等の場合は、現状値として設定した前々年度の値と前年度の値の変動率（増減率）を設定していた目標値にかけて算出することも可能です（元々設定していた成果目標値の増加（削減）率が変わらなければ、目標値を変更しても構いません）。

問118 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えれば良いのですか。

そのような場合は、目標値の年度は実際に機械が導入された翌年度の値としてください。  
なお、現状値については、当初設定した年度のままでかまいません。

問119 飼料生産受託組織において、導入した機械装置を用いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりますか。

収穫量の10%以上の増加は、草地管理の改善等の他、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となります。（ただし、新規組織はこの要件に該当しません）

問120 成果報告書の成果目標の増加（削減）率はどのように算出したらよいのですか。

次の計算式により増加（削減）率を算出してください。

【成果目標値】

$$\text{増加（削減）率} = \frac{\text{計画作成時の目標値} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{計画作成時の現状値}} \times 100 (\%)$$

【成果検証値】

$$\text{増加（削減）率} = \frac{\text{実績値（※）} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{計画作成時の現状値}} \times 100 (\%)$$

（※）価格補正をした場合は価格補正後の実績値

問121 令和6年度補正予算から要領が改正され、成果目標のうち「販売額の増加」が「単位頭羽数当たり販売額の増加」に変わりました。これに伴い、成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

- 1 本事業収益性向上タイプの成果目標である「単位頭羽数当たり販売額の増加」「生産コストの削減」「農業所得又は営業利益の増加」は、本事業による効果のほか、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、評価に当たっては、価格を補正し、実質的な効果を検証することとし、以下により実績値を補正した上で評価を行ってください。

なお、「単位頭羽数当たりの販売額の増加」が成果目標の場合は、「単位頭羽数当たりの販売額」の積算に使う販売単価を補正してください。

(1) 計算式

- ① 成果目標として「単位頭羽数当たり販売額の増加」を設定した場合  
販売単価を以下により補正します。

補正後の販売単価：実績(目標年度)の販売単価×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体（※）の事業実施前年度の販売単価}}{\text{全体（※）の目標年度の販売単価}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

- ② 成果目標として「生産コストの削減」を設定した場合  
生産コストの補正は配合飼料価格及び素畜価格について実施します。

補正後の配合飼料価格：実績（目標年度）の配合飼料価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体（※）の事業実施前年度の飼料価格}}{\text{全体（※）の目標年度の飼料価格}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

補正後の素畜価格：実績（目標年度）の素畜価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体（※）の事業実施前年度の素畜価格}}{\text{全体（※）の目標年度の素畜価格}} \quad \text{※都道府県又は国等}$$

③ 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①、②と同様に補正した販売額及び生産コストにより計算します。

なお、目標は事業実施年度の翌年度としているが、この場合の事業実施年度とは、機械を導入した年のため、目標年度は事業実施（機械導入）年度の翌年となり、それを実績値として算出に用います。機械導入の年が予定よりも1年遅れ、翌年になった場合は、実績値も翌年の値を算出に用います。例えば、令和4年度に機械を導入した場合は、令和4年度が事業実施年度、令和5年度が目標年度のため、令和5年度の実績値を算出に用いますが、導入が1年遅れた場合は、令和6年度の実績値を算出に用います。

(2) 全体（都道府県又は国等）の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付してください。（農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。）

2 なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、原則として価格補正を行わないこととします。

問122 農場の分割管理に取り組むため、過年度に畜産クラスター事業で導入した機械装置の稼働時間が短くなるなど、当初の計画どおりに使われなくなる場合は、成果目標を変更することは可能でしょうか。

1 畜産クラスター事業は、成果目標の達成に向けた計画を作成し、その計画に必要な機械の導入を支援するものなので、要望時に設定した成果目標を変更することは、原則としてできません。当初の計画に基づき、成果目標の達成に向けて取り組んでいただくことになります。

- 2 ただし、農場の分割管理に取り組むことによって、過去に畜産クラスター事業で導入した機械装置の稼働時間が短くなることや、規模等を決定する際の算出根拠が計画どおりにならないことにより、成果目標が達成できない場合が想定されます。
- 3 そのため、分割管理に取り組む場合は、必ず事前に協議会を通じ、事業実施主体に①分割管理の実施開始予定時期、②分割管理の内容、③成果目標の達成状況（未達成の場合は、今後、達成もしくは未達成になる要因と分割管理との関係）を報告してください。
- 4 また、分割管理に取り組むことにより、導入した機械装置に係る頭数が減るなどの事情により成果目標の達成が困難になる場合は、成果目標のうち目標値の算出根拠となる員数（頭数、数量）のみの変更を可能とします。この場合、変更理由、積算等を示した上で、窓口団体（県畜産協会等）を通じて事業実施主体に相談してください。成果目標の種類や、分割管理と直接関係のない販売単価の変更はできません。
- 5 さらに、畜産クラスター計画の修正が必要となる場合は、畜産クラスター計画の修正を行い、都道府県知事の認定を受けてください。

問123 農場の分割管理をすることで機械が必要になった場合、機械導入事業で導入することはできますか。

- 1 農場の分割管理のために新たに機械を追加で導入する場合は、基本的には消費・安全対策交付金、融資等の活用や自己資金で対応となります。
- 2 ただし、分割管理に併せて新たに、収益性向上の取組を行うための機械を導入する場合は機械導入事業の活用が可能です。

#### 【事務の委託】

問124 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。

事業実施主体の業務は、その一部を委託することは可能ですが、畜産クラスター協議会の構成員である団体に委託する場合は、委託業務と協議会の業務を明確に区別し、公平性が確保されていることを事業実施主体が確認する必要があると考えます。

### 【与信審査】

問125 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。

リース事業者による与信審査は、リース事業者によってタイミングが異なりますので、取組主体（畜産農家等）が契約することになるリース事業者に確認してください。

問126 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影響がでることもあると考えられますが、事業参加申請書を分割して提出することは可能ですか。

機械装置の早期導入を図るため、準備が整った事業参加申請書は早めに承認することが望ましいと考えます。このため、取組主体においては、窓口団体（県畜産協会等）と相談のうえで分割提出することも可能にしています。

### 【リース会社の選定】

問127 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。

- 1 取組主体（畜産農家等）とリース契約を締結するリース事業者は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を適切に処理できる等の確認を受けたリース事業者となります。
- 2 なお、現在利用できるリース事業者については、基金管理団体のホームページ（※）にて公表しています。  
※中央畜産会ホームページ（畜産クラスター）  
<http://jlia.lin.gr.jp/cl>
- 3 リース事業者の選定に当たっては、複数の見積りを徴取し、附加貸付料等の低減を図るよう努めてください。

問128 リース期間はどのようにして決められますか。

- 1 所有権を移転する場合は、1年から法定耐用年数の範囲内で、1年単位で取組主体とリース事業者との契約により決定します。
- 2 所有権を移転しない場合は、法定耐用年数をリース期間とすることとしています。

問129 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。

- 1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、機械を貸付するリース事業者に対して機械の取得に必要な費用の一部を補助するものです。契約したリース事業者が倒産又はリース部門を廃止した場合には、当該リース事業者の債権等を引き受けた他のリース事業者が本事業による契約を継続する必要があります。
- 2 また、このような事案が発生した場合には、窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体に一報ください。

問130 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で1つに絞っても良いのですか。

リース事業者の選定に当たっては、極力低廉なリース料となるよう、原則として、取組主体が複数のリース事業者から選択できるようにしてください。また、仮に畜産クラスター協議会がリース事業者を選定する場合にあっても、協議会は、価格等経済合理性を十分に勘案し、かつ、生産者の意向を十分に反映した上で、リース事業者を選択するものとします。

#### 【中古機械の取扱い】

問131 中古機械を導入する場合も3者見積は必要ですか。他に必要なものはありますか。

- 1 中古機械を導入する場合は、原則として入札又は3者見積を必要としていましたが、令和7年度補正予算からは、中古機械の導入を推進する観点から、1者見積及び都道府県が能力や稼働時間、損耗具合等に照らし、価格が妥当と判断したことを示す書類がある場合も、要望・申請を受け付けることとしました。
- 2 中古機械を要望する際は、取組主体は都道府県に、中古販売店等の残存価格や残存耐用年数を評価した評価書（機械の型式、稼働時間、整備履歴、損耗箇所などの情報）を提出してください。都道府県から取組主体に対し、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- 3 都道府県は、中古機械の価格の妥当性を判断するに当たっては、以下のとおり対応してください。
  - (1) HP等で公表されている同型機械の相場情報との価格差や、農業機械の価格等に関

する専門的知識を有する者からの意見等を参考に、導入機械の価格の妥当性について判断。

(2) 導入する中古機械の法定耐用年数の残存期間（法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間）が2年以上あることを中古販売店の評価書等により確認。

(3) (1) 及び (2) により価格の妥当性を判断したことを示す書類（様式不問）を作成の上、取組主体に通知。

問132 中古機械を導入する場合、査定費や修理費も補助対象に含まれますか。

補助対象となるのは、機械装置の本体価格のみとなります。このため、査定費や修理費、輸送費などは補助対象外となります。

問133 要望した中古機械が配分後、事業参加申請の前に売ってしまった場合、同じ型式の別の中古機械で事業参加申請することは可能ですか。留意する点はありますか

1 中古機械について、要望した機械装置が配分後に売り切れてしまった場合、要望時と同じ型式の機械装置である、又は、要望時と型式やメーカーは異なるが馬力や作業幅などの能力や残存年数はおおむね同じであれば、別の中古機械装置で事業参加申請をすることは可能です。その際、以下に留意してください。

(1) 要望時に見積りした機械装置とは異なるため、再度都道府県が価格の妥当性を判断した書類を事業参加申請書と共に事業実施主体に提出すること。

(2) 配分した際の要望書の内容（成果目標、要望機械装置の区分、機械装置名、数量等）の変更は不可。

2 また、別の中古機械装置が配分予定額を超える場合でも、事業参加申請は可能ですが、配分予定額を超えた分は自己負担となります。

3 なお、当初要望していた中古機械を導入するためにも、配分後は速やかに事業参加申請するようお願いします。

問134 中古機械を導入する場合、目標年は、要望する中古機械の残存耐用年数に応じて設定すればよいか。もし、目標年より前に中古機械が壊れた場合は、補助金返還になるのでしょうか。

1 中古機械は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上のものに限りませんが、成果目標年はその残存期間以内として、成果目標を設定してください。

- 2 目標年より前に、又は、目標達成より前に、機械が全損し、事業を中止せざるを得ない場合は、基本的に補助金返還の手続きが必要となります。そうならないよう、中古機械を要望する取組主体及び協議会は、目標達成まで確実に使える機械かどうかを販売店等から情報収集するなどし、しっかりと確認した上で要望してください。

### 【その他】

問135 酪農から繁殖経営へ転換した場合、畜産クラスター計画や成果目標の変更手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。

このような事案が判明した場合、又は今後予定される場合には、まず、畜産クラスター協議会から畜産クラスター計画を認定している都道府県にご相談ください。その後、畜産クラスター計画の変更や導入した機械が今後も事業目的を継承できるか否かなどを検討した上で、協議会から窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体と協議することとなります。

問136 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。

- 1 都道府県が、地域の畜産の収益性・持続性の向上の取組に積極的に関与することが重要ですので、都道府県知事が畜産クラスター計画を認定することとしています。
- 2 また、都道府県は、事業参加要望段階から本事業に係方針を示すとともに、畜産クラスター協議会が付した機械装置の優先順位に意見表明ができる等、積極的に関与する仕組みとなっています。
- 3 さらに、貸付対象機械装置に都道府県知事の特認を認めていることから、その決定を行っていただくとともに、申請に当たって事業実施主体からの求めに応じて必要な助言や指導・監督を行っていただきます。また、事業内容の周知、円滑な事業実施について、各種の御指導をお願いします。

問137 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。

事業参加申請とリース契約との関係は基本的に以下のようになります。

- ① 取組主体（畜産農家等）は、事前に導入したい機械装置を選定して、契約するリース事業者等と調整を行う等、機械導入事業へ参加する準備をしていただき、畜産クラスター協

議会及び窓口団体を通じて事業実施主体に事業参加申請書及び添付資料を提出してください。

- ② 事業実施主体は、窓口団体（県畜産協会等）を通じて畜産クラスター協議会から提出のあった事業参加申請書及び添付資料の内容について審査し、補助対象として認められる場合には、協議会に対して通知（事業参加申請書の承認通知）しますので、それをもって、リース事業者と正式にリース契約を締結してください。
- ③ 取組主体は、リース契約の締結後において、機械装置が納入され次第、動作確認等を行った上で、リース事業者が定める手続きを行い、問題がなければリース事業者との間でリース契約が開始されます。
- ④ なお、取組主体は、実績報告に当たり、リース契約書の写しを添付することになっております。

問138 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可能ですか。

農協等（農協連、農協、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は地方公共団体<sup>注</sup>）から取組主体への再貸付は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的である場合のみ可能です。その要件は、次のいずれかに該当する場合に限ります。

注：地方公共団体が貸付主体となるのは、導入する機械装置が家畜運搬関係機械装置の場合に限る。

- ① 複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合
- ② その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要であると当該取組主体の所属する畜産クラスター協議会が認める場合

問139 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかまいませんか。

リース方式の場合は、費用対効果分析は要件としていません（購入方式の場合でかつ収益性向上タイプの場合は必要）。

なお、リース方式の場合でも、飼養規模、畜産クラスター計画および成果目標に対して過剰な投資とならないよう、十分に注意して機械の選定を行ってください。

問140 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積りにより選定すれば良いのですか。

取組主体（畜産農家等）における機械装置の導入に当たっては、公正な競争が働く手法により、適正な価格で導入できるよう努める必要があることから、原則として3者以上の販売業者から見積書を徴取し、最も低い価格を提示したところから導入します（なお、農協も販売業者の一つとなることが可能です）。また、一般競争入札も可能です。

問141 3者見積りを行うにあたり留意すべきことはありますか。

3者見積りを行う際は以下に留意してください。

- ① 導入する機械装置の選定に当たっては、利用規模に即した適正なものを選定し、性能等が過大とならないようにすること。
- ② 複数の同一規格の機械装置を導入する場合（再貸付の場合を含む）には、まとめて3者見積りを行うことにより価格低減のためのスケールメリットを働かせるなど、適正な価格で導入できるよう取り組むこと。
- ③ できるだけメーカー指定・型式指定を行わず、仕様のみ指定とする等により、価格低減に努めること。
- ④ できるだけ同一の日付の見積りを取ること。同一の日付でない場合は、競争性が担保されていることが確認できるようにすること。
- ⑤ 協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積りをとる場合には、透明性を確保するため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積りをとること。

問142 見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）が良いのですか。

見積書の消費税の取扱いについては、機械装置の販売業者から徴収する見積書で処理されている方法で特に問題ありません。

問143 取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。

- 1 機械装置が事業目的に反して利用されていることが判明した場合は、補助金を返還することとなります。

2 返還方法としては、

- ① 購入方式の場合は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を交付した畜産クラスター協議会に、
- ② リース方式の場合は、基金管理団体から補助金を交付したリース事業者に、それぞれ請求することになります。

3 畜産クラスター協議会及びリース事業者は、補助金相当分を取組主体から回収する必要があるため、リース契約の締結等に当たっては、取組主体、リース事業者及び機械販売会社等の間で必要な取り決めを契約内容に盛り込む等の措置をお願いします。

また、リース事業者と取組主体間のリース契約については、契約破棄とするか、契約内容の見直し等により当該リース契約を継続するか等の対応をお願いします。

4 なお、取組主体は、このような事態が生じないように、事業趣旨を理解し、適切に機械装置を利用するとともに、地域の農協、普及センター等関係機関においては、このような事案が生じないように指導の徹底をお願いします。

問144 機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。

本事業は、導入する機械装置の本体価額の2分の1を支援する事業であることから、機械装置の設置に必要な工事費等については対象としていません。また、リース契約に基づく設置場所又は保管場所への運送費も対象としていません。

問145 納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いのですか。

- 1 予定していた機械装置の型式と違うものが納入されていたことが判明した場合には、速やかに正しい型式の機械装置に交換してもらってください。
- 2 納入時の機械装置の型式等の確認は、取組主体（畜産農家等）に行っていただきますが、このような事態とならないように、まずは、取組主体（畜産農家等）自らの責任において、機械装置の納入時に希望している型式等のものか、リース契約書に記載されている型式等とも照らし合わせて確認するなど、リース契約締結時、納品時等に、確実に確認するようお願いいたします。

問146 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。

将来的な増産等の計画内容については、現状値を基にした試算結果と、その根拠となる地域の平均値などの数値の出典を明確にし、対外的に問われた場合等に、その計画の妥当性を説明できるように整理し、資料は協議会で保管しておいてください。

問147 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。

- 1 機械装置の購入に際しては、3者以上の複数の販売業者からの見積書を徴取し、一番低い価格を提示したところから機械装置を購入することになりますが、農協もその1者となることが可能です。
- 2 なお、協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積をとる場合には、透明性の確保が一層求められるため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積をとるようにしてください。

問148 取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良いのですか。

- 1 事業の対象となっている機械装置が災害の発生により被災した場合であって、修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要です。修理できない場合で新品に交換される場合は、財産処分の手続きが必要となります。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 2 また、被災により全損扱いとなり、事業を中止する場合は、取組主体等から協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に災害報告を提出してください。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 3 なお、通常使用により機械が全損し、事業を中止する場合は、補助金返還の手続きが必要となりますので、窓口団体へご相談ください。

※畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の第4も参照ください。

問149 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。

- 1 必要な手付きを経て名義変更を行う必要がありますので、このような事案が判明した場合、又は今後予定される場合には、窓口団体及びリース会社にご相談ください。
- 2 なお、導入した機械の事業目的を今後とも継承していただけるかどうかで、補助金返還が発生するかどうか判断されます（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程第4を参照ください）。

問150 飼料生産組織が本事業により機械を導入して飼料生産作業を行うに当たり、過去に機械導入事業で飼料生産に係る機械装置を導入した畜産農家から飼料生産を受託することとなった際には、畜産農家の機械装置はどうすればよいですか。

- 1 飼料生産組織が、畜産農家から飼料生産作業を受託する際、当該畜産農家が過去に同様の作業を行う飼料生産機械装置を機械導入事業で導入していた場合、当該畜産農家の飼料生産機械装置の稼働率が当初の計画よりも低下する可能性があります。
- 2 このため、飼料生産組織（以下「受託側」という。）は、委託する畜産農家（以下「委託側」という。）に対して、当該畜産農家が本事業で導入した飼料生産機械装置の有無を確認し、有りの場合は、当該畜産農家が委託する作業と重複する作業に供する飼料生産機械装置が財産処分制限期間内であるか否かを確認し、該当する機械装置が財産処分制限期間内である場合は、当該畜産農家が自ら作業する面積が当初計画していた作業面積を下回ることがないように、以下の点に留意して、受託側と委託側で協議し合意した上で畜産クラスター計画を見直して、県知事の再認定を受けてください。

**【留意点：受託作業と委託する畜産農家が導入した機械装置との関係性】**

- (1) 委託する畜産農家が本事業で機械装置を導入していた場合、当初計画していた作業面積（量）に影響がない（減少しない）場合や、導入していた機械装置の財産処分制限期間を経過している場合は、特に手続き等を要しませんが、当初計画していた作業面積に影響がないことや処分制限期間を経過していることの根拠等については、協議会が確認し、関係資料等を保管しておいてください。
- (2) 受託作業が、委託する畜産農家が導入していた機械装置と関係があり、かつ、財産処分制限期間内である場合は、当該畜産農家が委託する面積は、当該畜産農家が機械装置の導入時に計画した作業面積を含まないようにしてください。

仮に、当該畜産農家が飼料生産作業を委託することで、補助事業で導入していた機械装置が使われなくなる場合や、作業面積が減少し導入していた機械装置の能力が過

大と判断される場合は、当該機械装置について事業中止等の財産処分の手続きが必要となる場合がありますので協議会と相談してください。

なお、畜産農家が自ら使用する目的で導入した飼料生産機械装置を飼料生産組織等の他者に貸し付けることは、補助金交付の目的に反することとなるため、できません。

問151 畜産農家が機械導入事業の機械装置を使って自給飼料を作っていたが、今後は当該作業を飼料生産組織に委託したい場合、機械装置はどうすればよいですか。

畜産農家が機械導入事業で導入した機械については、導入した際の計画に基づき使用していただくことが必要です。

機械導入事業で導入した機械に係る作業を外部に委託する場合の留意点等については、問157を参照してください。すでに委託をしている場合は、問157の2を参照し、該当する場合は財産処分手続きの要・不要を事業実施主体に確認してください。

問152 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。

- 1 成果目標の対象となる「飼料作物面積」とは、飼料生産組織が自ら飼料生産作業を行う面積をいい、作業を受託する面積を含めます。
- 2 面積としてカウントできる作業は、飼料の作付けや収穫に係るもので、堆肥散布作業のみのは場はカウントできません。また、稲わら収穫作業のは場についてもカウントできません。
- 3 なお、二期作や二毛作など同じは場で2回以上飼料生産を行う場合は、「延べ面積」としてカウントして構いません。

問153 飼料生産組織等で事業要件を「飼料生産受託面積または飼料生産作業面積の拡大」とする場合、面積拡大を証明する書類等の提出は必要ですか。

- 1 面積が拡大することの根拠資料（同じ協議会内の畜産農家の作業委託に関する意向調査結果等の面積が確認できるもの）を協議会で保存してください。なお、根拠がない面積拡大の目標設定については認められません。
- 2 面積拡大分が借地の場合は、成果目標年度までに確保する借地すべてにおいて、借地の確保が確実であることの証憑書類（覚書、契約書等）を事業参加申請時に提出してください。

い。長期間の契約が難しい場合は、予定を記載した覚書に類する書類も可とします。

- 3 面積拡大分の計上については、以下についてもご留意ください。
- ・二期作や二毛作など、同じほ場で2回以上飼料生産を行う場合は、延べ面積として拡大面積に計上して下さい。
  - ・堆肥散布作業のみのほ場については、拡大面積に計上できません。
  - ・稲わら収穫作業のほ場については、計上できません。

問154 飼料生産組織として位置づけられるためには、どのような作業を請け負っている必要がありますか。

飼料生産組織は、飼料作物の収穫作業を行う組織とします。収穫作業を行っていない場合は、飼料生産組織として認められません。

問155 飼料を生産するために機械を導入したいのですが、自給飼料を自分の農場で給与するほか、地域内の生産者にも供給する場合は補助対象になりますか。

- 1 導入を要望する生産者（以下、要望生産者という。）は、自給飼料を自分の農場で給与するほか、地域内の生産者にも供給する場合は、要望生産者の飼養区分が酪農、肉牛などの「飼料受託等」以外の場合であれば、機械装置導入の補助対象です。
- 2 一方、要望生産者が生産した飼料を自分の農場では給与せず、すべて地域内の生産者に供給する場合は、要望生産者の飼養区分が酪農、肉牛などの「飼料受託等」以外の場合、機械装置導入の補助対象外になります。これは、生産者への飼料供給のみの取組ができるのはコントラクターやTMRセンター（飼養区分「飼料受託等」）のみになるためです。
- 3 そのため、生産者でも地域の国産飼料給与率向上等を目的として、生産した飼料を自分の農場では給与せず、全て地域内の生産者に供給するために機械装置を導入したい場合は飼養区分「飼料受託等」で要望をあげるようにしてください。  
その際は「飼料生産組織（飼養区分「飼料受託等」）」の要件を満たしていること、成果目標は「飼料受託等」の目標になること、自分の農場で給与はできないこと、に留意してください。

## VIII 実証支援事業

### 【趣旨】

問1 実証支援事業を行うのはなぜですか。

- 1 実証支援事業は、地域の畜産関係者等の連携・協力の下、畜産クラスター協議会において、収益力の向上を図るために何をすべきか検討し、その検討結果を踏まえて先進地域への調査や自給飼料や乳質の品質向上のための実証試験等を行うとともに、調査・実証試験等の結果を地域に反映させていく必要があると考えます。
- 2 このため、肉用牛・酪農重点化枠では、肉用牛・酪農の生産基盤の強化を重点的に行う必要があるため、実証支援事業について、施設整備事業や機械導入事業と一体的に実施することとしています。
- 3 また、通常（枠外）で施設整備や機械導入を行う場合であっても実証支援事業の取組を行った結果、施設整備や機械導入が必要と言えることが好ましいと考えます。

### 【実証支援事業における複数年度事業等】

問2 実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。

実証支援事業については、期限を区切って効率的に成果を出していただく観点から、単年度の取組としています。

問3 これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して要望することは可能ですか。

同じ内容の事業を継続することはできませんが、これまでの成果を踏まえ、さらに発展させた取組を行う場合については、新たな実証支援事業として応募することは可能です。

### 【補助対象経費】

問4 実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となりますか。

- 1 実証支援事業の補助対象経費は、要領別紙3の別表1において、検討会の開催、先進地域等調査、畜産クラスターによる収益性向上に向けた取組の実証に必要な経費としています。
- 2 種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材については、実証の取組を行う上で追加的に必要となるもので、かつ、内容に不可欠な資材として認められる範囲内においては対象としますが、経常的な経費になるような場合は認められません。

問5 畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析等を行う経費は補助対象経費に該当しますか。

- 1 県の試験場等が畜産クラスター協議会の構成員である場合は、役務費として支出することが可能です。
- 2 なお、畜産クラスター協議会の構成員外である場合は、検査料等として支出することが可能です。

問6 広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。

例えば、実証試験で使用するリースによる車両借上経費は、補助対象としています。また、堆肥の広域的な流通等の取組で発生するサンプル輸送の経費も補助対象としています。

問7 飼養試験の範囲はどうなっていますか。

一定条件下で家畜を飼育し、発育、増体成績、産乳成績、繁殖成績を判定するもの（と体の判定を含む）です。

## 【その他】

問8 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。

必ずしも協議会間で連携する必要はありません。

例えば、畜産地帯から遠隔地の耕種地帯に堆肥を供給する場合のように、協議会が、新たな連携先を模索するような取組については、必ずしも連携先となる耕種農家が畜産クラスター協議会の一員である必要はありません。

問9 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

目標年度は、事業実施年度から起算して4年後とし、その翌年度を評価年度とします。

問10 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれば良いのですか。

事業の申請先は地方農政局等となります。ただし、申請に際し、畜産クラスター協議会は、都道府県知事の意見を聴く必要があることから、事業の参加を希望する場合は、各都道府県に相談してください。

問11 子牛生産性向上等に向けた取組の実証に必要な経費（子牛生産対策）とは、どのようなものが該当するのですか。要件などはありますか。

1 子牛生産対策は、畜産クラスター協議会による市場結果の要因分析や、畜産農家等による経営改善に向けた取組など、複数の取組を地域一体となってい、子牛生産性向上等を通じた経営改善を目指す取組を支援するものです。

2 補助の対象となるのは、家畜市場における子牛価格の向上に寄与する取組に限りませんが、牛の品種に要件はありません。

想定される取組と補助対象経費は、以下のとおりです。

(1) 想定される取組

①協議会の取組例

- ・子牛の市場取引結果の要因分析
- ・獣医師による疾病対策や繁殖改善に係る指導
- ・市場での子牛購買者に対するアンケート調査

②生産者などの取組例

- ・畜産コンサルタントによる経営分析
- ・給与飼料を見直すための粗飼料分析、給与試験
- ・飼養管理を見直すための優良牧場等の調査

(2) 補助対象経費

会場借料、機材やほ場等の借上費※、旅費、謝金、賃金、委託費、分析等の役務費等

※機械導入事業の補助対象機械装置は補助対象外であるが、実証の取組を行う上で必要不可欠であり、実証事業期間内のみ借りる場合は借上費として補助対象とする。

- 3 なお、複数の取組を複合的に行うために、補助上限が2,000万円に引き上げられていますので、より効果的・効率的に事業に取り組んでいただくようお願いします。

## IX その他

問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。

- 1 ハード事業については、整備内容によっては高額な事業費が見込まれるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 2 また、ソフト事業については、新設の畜産クラスター協議会が事業実施主体となることが想定され、まだ財政基盤が安定しないことが想定されるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 3 なお、「概算払」は交付決定の額の範囲内で実績に応じて支払われるものであり、実績の伴わない「前金払」とは異なりますので留意してください。

問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。

- 1 申請書類の審査に時間を要する原因として、必要事項の記入漏れや不正確な記入による差し替え、必要な添付書類の添付漏れ等があります。このため、Q&Aを参考にさせていただくとともに、不明な点があれば、畜産クラスター協議会、都道府県や国の機関である地方農政局（北海道は農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）にお問い合わせをお願いします。
- 2 なお、機械導入事業については、令和元年度補正から、都道府県を事業の区域とした民間団体を公募により事業実施主体に選定することで、事務の迅速化を図っています。

## X 肉用牛・酪農重点化枠

問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。

- 1 肉用牛・酪農の生産基盤強化については、我が国の畜産振興において重要な課題となっており、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、検討を継続する項目として位置付けられていました。
- 2 肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるに当たっては、哺育育成部門や飼料生産部門などの地域的な分業化やICTの活用推進など、生産基盤の強化及び収益性向上を図るための地域システムを構築することが効果的であると考えています。
- 3 このため、肉用牛・酪農重点化枠においては、既に地域的に生産基盤の強化に向けた取組が行われている地域を対象に、地域として取り組む具体的な取組を提示し、その取組を推進することをもって、肉用牛・酪農の生産基盤の強化のための優良な地域システムを構築することを目的としています。

問2 持続性向上タイプ（施設整備、機械導入）で肉用牛・酪農重点化枠を活用することはできますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠においては、生産基盤の強化及び地域の収益性向上のための地域システムの構築に向けて実証支援事業に取り組む必要があります。
- 2 実証支援事業の内容と整合性を取るため、一体的に取り組む施設整備事業や機械導入事業についても、収益性向上タイプで要望し、収益性向上に係る成果目標を設定いただく必要があります。

問3 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で推進する具体的な取組は次のとおりです。
  - (1) 肉用牛
    - ① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築  
(飼料生産業務、哺育・育成業務、繁殖業務の外部化、分業化)
    - ② 受精卵移植技術の活用拡大  
(交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の拡大)
    - ③ ICTの活用推進

(発情発見装置、分娩監視装置等の普及定着、活用推進)

④ 繁殖・肥育一貫体制の構築

(繁殖雌牛増頭による繁殖肥育一貫体制の構築)

(2) 酪農

① 乳用後継牛の確保・育成の推進

(性判別精液(受精卵)の計画的な活用、育成体制の構築)

② 分業体制の構築・省力化の推進

(飼料生産業務、哺育・育成業務の外部化、分業化を通じた生乳の生産量の拡大)

問4 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。

施設整備及び機械導入については、いずれかのみに取り組む場合も対象としますが、提示した取組に係る地域システムが機能するためには、技術的な安定が必要であることから、このことを目的とした実証支援の実施が必要です。

問5 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのようなものですか。

1 提示した取組に係る地域システムに直接関与する畜産経営等が支援の対象となります。

2 例えば、

(1) 哺育育成業務の外部化の取組であれば、

① 哺育・育成センターの整備

② ①の哺育・育成センターを活用する畜産農家の施設整備、機械導入

が対象となります。

この場合、哺育・育成センターを活用しない畜産農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

(2) 乳用後継牛の確保の取組であれば、

① 性判別精液を活用して乳用後継牛の生産拡大に取り組む酪農家の施設整備、機械導入

② ①の酪農家が生産した子牛の育成を行うための哺育・育成施設の整備、機械導入

が対象となります。

この場合、乳用後継牛の生産拡大の取組を行わない酪農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

問6 現状水準の記載方法について、留意点はありますか。

- 1 「現状水準」は、地域システムの構築に向けて、準備状況、その実現可能性の取組への意欲をこれまでの取組状況により、確認するための指標です。
- 2 具体的には、肉用牛10項目、酪農11項目のうち4項目以上に取り組んでいることが要件となります。
- 3 「現状水準」の記載に当たっては、その取組状況について、1の状況がわかるよう、地域システムの構築に参画する構成員毎のこれまでの取組内容を具体的に数値を用いて記載するようにしてください。

《現状水準》

(肉用牛)

- ① 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ② 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ③ 分娩管理の外部化に取り組んでいること
- ④ 繁殖肥育の地域内一貫生産に取り組んでいること
- ⑤ 放牧に取り組んでいること
- ⑥ 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育に取り組んでいること
- ⑦ 発情発見装置等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑧ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑨ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑩ 継続的に研修生の受入れを行っていること

(酪農)

- ① 乳用牛の供用期間が各都道府県等地域の平均以上であること
- ② 地域の育成牛頭数の割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ③ 牛群検定への加入割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ④ 代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて飼養管理技術の改善指導に取り組んでいること
- ⑤ 性判別精液（受精卵）の活用実績があること
- ⑥ 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ⑦ 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ⑧ 搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑨ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑩ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑪ 継続的に研修生の受入れを行っていること

問7 目標水準の記載方法について、留意点はありますか。

- 1 「目標水準」は、地域システムを構築し、取組を行うことで得られる成果を、事業実施年度の翌年度から5年以内の達成目標として設定する水準です。
- 2 具体的には、肉用牛、酪農毎に示す目標水準以上の成果が期待される計画を有していることが要件となります。
- 3 また、「目標水準」の記載に当たっては、数値目標としての1に則り「目標水準」を記載するとともに、「目標水準」が達成される根拠について定量的に記載（参画するどの構成員がどのような取組をすることでどの程度目標水準の達成に資するか等）してください。

《目標水準》

各取組共通の目標のほか、1つ以上の計画を有すること

【肉用牛】

（各取組共通）

- 繁殖雌牛頭数を年当たり5%以上向上すること

（選択制）

- ① 目標年度における繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上になること
- ② 目標年度における肥育牛出荷月齢を3%以上短縮すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が15%以上向上すること

【酪農】

（各取組共通）

- 生乳生産量を年当たり4%以上増加すること

（選択制）

- ① 目標年度における乳用牛の供用期間が4%以上増加（長期化）すること
- ② 目標年度における地域の育成牛頭数の割合が4%以上増加すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が15%以上向上すること

問8 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。具体的な採択方法を教えてください。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠は、取組が他の地域へ普及すべき優良なモデルとなることを期待するものであることから、外部有識者の意見を聴取の上、農林水産省が採択する取組を決定することとします。

2 外部有識者からの意見聴取に当たっては、以下のとおりとします。

(1) 事前整理

肉用牛・酪農重点化枠への提出があった計画について、都道府県が実施した総合評価結果、地方農政局等のヒアリング結果等を踏まえ、事業担当課（農林水産省畜産局企画課）において、採択対象となる計画から除外する場合があります。

(2) 評価委員会の開催

肉用牛・酪農重点化枠に係る採択対象計画の選定に当たって、事業担当課は、外部有識者による評価委員会に意見を聴取するものとし、評価委員会による評価が行われます。評価委員会による評価は以下のとおりとします。

(3) 評価委員会における評価

評価委員会における評価は、以下の項目について総合的に行います。

肉用牛・酪農重点化枠の取組に係る

- ① 現状水準
- ② 取組内容、行動計画
- ③ 目標水準
- ④ 事業効果、普及性 等

(4) 評価の基準

(3) の評価項目についての評価基準は以下のとおりとします。

- ① 現状水準
  - ・地域システム構築に向けた現状の取組の積極性
  - ・現状の取組の目的や役割分担等の具体性
- ② 取組内容、行動計画
  - ・畜産クラスター計画における取組内容の具体性、実現可能性
  - ・参画する構成員の役割分担の明確性
- ③ 目標水準
  - ・目標水準の適切性
  - ・現状水準、取組内容、行動計画を踏まえた目標水準の達成可能性
- ④ 事業効果、普及性
  - ・取組の地域への波及効果
  - ・モデルとしての普及性

3 なお、評価委員会における評価結果に基づき、畜産クラスター計画及び各事業実施計画の見直し・改善の指導をする場合があります。

問9 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠は、生産基盤強化のための優良な地域モデルを構築し、他地域への横展開を図っていくことが重要です。
- 2 地域モデルが早期に構築され、その機能が発揮されるためには、
  - (1) 例えば、CBSでは、農家からCBSに安定的に繁殖牛が預託されるなど、地域農家による地域システムの利用が安定することが必要であること、
  - (2) 家畜の導入を貸付方式に限定した場合、農協の様に一定の資本を有し貸付主体になり得る者に取組が左右されることとなることから、このような貸付主体が不在の場合であっても、規模拡大を行う中心的な経営体自らが家畜を導入することにより、地域システムの構築を図ることを可能とすることが効果的であることといった理由から、肉用牛・酪農重点化枠に限り、施設整備と一体的な家畜導入を購入方式でも認める要件緩和を講じるものです。
- 3 ただし、畜産クラスター事業は、肉用牛・酪農重点化枠であっても、補助単価や上限頭数については、他の取組と同様に上限（補助単価：妊娠牛27.5万円/頭、繁殖雌牛17.5万円/頭、繁殖用雌豚4万円/頭、上限頭数：50頭）を設けることとします。

問10 施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。

- 1 施設整備事業で導入した家畜については、貸し付け方式か購入方式かのいかんに関わらず財産処分制限がかかります。
- 2 具体的には、耐用年数期間（繁殖雌牛については6年、乳用牛については4年、繁殖用雌豚については3年）は、売却のみならず、補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付けや、担保等に供することは、原則、できません。
- 3 このため、処分制限期間内に家畜を売却等した場合には、補助金の返還が求められる場合があります。
- 4 ただし、繁殖機能障害や事故によりやむを得ず売却する必要がある場合には、売却前に都道府県に必ずご相談ください。

問11 支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で構築する地域システムは、地域内の関係者の相互理解の下に運営される必要があります。また、新たな雇用の創出等にもつながる取組であることが期待されます。さらに、優良な地域システムについては、国内の他地域への普及も望まれます。
- 2 このような地域システムの役割に対応するため、
  - (1) 協議会の構成員が研修を行う
  - (2) 新規就農者の創出につながる
  - (3) 他地域からの研修者の受け入れといった取組を行うための施設を対象とします。
- 3 このため、外国人研修生の宿泊等を目的とした施設は対象になりません。

問12 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画（2か年度）の事業計画も承認することは可能です。
- 2 この場合、複数年度の事業計画として認める事業は、肉用牛・酪農重点化枠の取組として位置付けられた施設整備に限ります。

## X I 中山間地域優先枠

問1 中山間地域優先枠の目的は何ですか。

- 1 畜産・酪農は、中山間地域における基幹産業である一方、小規模な家族経営が主体であることや、地理的に農地等の確保が難しいなど規模拡大等を図る上での成約があります。
- 2 このため、中山間地域での畜産・酪農の営農の維持・拡大を図るとともに、中山間地域における課題解決に有効な取組を後押しするために、中山間地域の条件不利性も考慮した規模拡大要件の緩和等が措置された優先枠を設定したものです。

問2 中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。

中山間地域等とは、以下の11の法律等に定める地域に合致する地域をいいます。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規程に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規程に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- ④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ⑦ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯

- ⑩ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- ⑪ 旧傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く)
- ⑫ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付13統計第965号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

問3 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。

中山間地域優先枠での支援対象は、次の要件を満たす場合となります。

(1) 対象地域

問2の1 1 法律等に定める地域を対象とします。

(2) 取組内容

① 個別経営が施設整備を行う場合

施設整備を行う畜産経営においては、以下のいずれかに該当する取組が行われることが要件となります

ア) 中山間地域等において、放牧に継続的に取り組むこと

イ) 中山間地域等に存する傾斜地や耕作放棄地を活用した飼料生産を行うこと、又はこれらの土地で生産された飼料を継続的に利用すること

ウ) 中山間地域等の耕種農家との間での堆肥の供給、飼料用米、稲わら等の受入れを通じた耕畜連携の取組を行うこと

エ) 自らが生産する畜産物の高付加価値化のための施設整備であること

オ) 哺育育成、繁殖、飼料生産の作業の外部化を行うこと

カ) 後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること

キ) 中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑(放牧地を含む)のいずれかを継承すること(貸借権による利用を含む)

② 拠点(共同利用)の施設整備を行う場合

ア) 哺育・育成センターや繁殖センター等、対象地域の農家の家畜の預託を受けるための施設整備であること(利用者の過半が対象地域内に存在すること)

イ) コントラクターやTMRセンター等、中山間地域の飼料基盤を活用した飼料生産を行うための施設整備であること(取り扱う飼料の過半が対象地域内で生産されるものであること)

(3) 事業費の上限

総事業費2億円/件以下とする。

問4 持続性向上タイプで中山間地域優先枠を活用することはできますか。

- 1 中山間地域優先枠は収益性向上タイプの優先枠になりますので、持続性向上タイプで要望することはできません。
- 2 一方、中山間地域優先枠で支援する取組（放牧、飼料生産、耕畜連携、経営継承等）は、持続性向上タイプにおいても推進すべき取組としており、関連した成果目標を設定できるようにしています。
- 3 なお、中山間地域優先枠の優遇措置として、知事特認不要で特認事業費を適用できませんが、持続性向上タイプにおいても、問2で掲げた中山間地域等に該当することをもって、特認事業費を適用することは妥当であると考えています。

問5 取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とならない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。

- 1 中山間地域優先枠では、施設整備を行う畜産農家は「中山間地域」において、放牧等の取組を行うことが要件となっています。
- 2 このことは、中山間地域に存在する畜産農家が施設を整備することにより、傾斜地や耕作放棄地等の条件不利地の有効利用を図ることを目的としているためです。
- 3 このため、中山間地域優先枠による取組の実施や同枠で措置されている要件緩和等は、要件に定められた地域に合致する中山間地域に限定されます。

問6 中山間地域優先枠では、2か年事業はできないのですか。

令和6年度補正予算からは、他の枠と同様に2か年の事業計画を承認できることとします。ただし、翌年度の確実な補助金交付を保証するものではありませんのでご承知おきください。

問7 取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。

1 事業実施計画を承認する際に、

(1) 後継者の概要

①年齢

②現在の職業、就学状況

③畜産業に携わった経験

④現経営主との関係

(2) 継承の方法

①現経営主の元に就農し（ており）、5年以内に独立する

②独立した部門経営を行う

(3) 意思の確認

①現経営主の元に親元就農している

②本人の就農の意思が明らかである

ことを書面により確認するものとします。

2 なお、支援対象となる畜舎等は、1により確認された後継者が所有しているか、現経営主又は農協等から貸与されるものとします。

問8 「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのですか。

1 「後継者の確保」の取組は、中山間地域内の既存の畜産の経営資源を着実に引き継ぐことで、中山間地域における生産活動が維持、発展されることを目的としており、全くの新規就農は支援対象とはしていません。

2 ただし、新規就農者が第三者である現経営主の元で就農し、経営を継承する場合には支援対象とするほか、全くの新規就農の場合には新規就農優先枠又は一般枠等で支援することとしています。

問9 経営移譲が進むような支援がありますか。

1 畜産クラスター事業は地域の畜産の収益性向上に向けた地域の自主的な取組を支援する仕組みであるため、地域において経営移譲を進める具体的な取組を協議会で検討していただくことで、取組に必要な施設整備や機械導入が可能です。

- 2 ただし、施設、機械及び農地等の資産を売買で移譲する際の経費や就農前研修費、就農後の所得補償経費等については支援対象となりませんが、「新規就農優先枠」において、地域の畜産経営資源を継承する際の権利調整や登記手続きに係る経費に対する支援や後継者不在経営体の生活環境も含めて継承することに対する奨励金を交付するほか、新規就農者育成総合対策により、就農準備段階や経営開始時に必要となる資金を交付しています

問10 「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は賃貸料は補助対象となりますか。

- 1 畜舎や飼料畑の購入又は賃貸料は、補助対象とはなりません。畜舎の補改修の経費及び家畜の購入経費は補助対象となります。
- 2 ただし、家畜の購入経費については、市場を通すか、評価委員会による正当な額を定めることを要するものとします。

問11 中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 中山間地域優先枠の採択に当たっては、都道府県が実施する総合評価結果やヒアリングの結果を基に優先順位の高い事業から、優先枠の範囲内で採択します。
- 2 また、中山間地域所得確保計画を策定する地域については、中山間地域所得確保対策と連携し、統合的な採択を行うため、中山間地域所得向上支援対策を所管する農村振興局の意見を聴取した上で、特に優先して採択することとしています。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超え、枠内で割り当てできなかった事業は、一般枠の中で再審査します。

問12 令和6年度補正予算から、規模要件が廃止され生産効率の向上要件のみとなりましたが、中山間地域優先枠では、この要件の緩和措置がありますか。

- 1 令和5年度補正予算までは、傾斜地が多いなど土地の制約がある中山間地域で営農する家族経営を念頭に、中山間地域優先枠では規模要件の緩和を措置していたところです。
- 2 しかしながら、生産効率の向上要件は、中山間地域の条件不利性とは直接的に関係しないと考えますので、本要件に係る緩和措置は設定していません。

問13 中山間地域優先枠でも複数年度事業を実施できますか。また、この場合、2億円の総事業費上限額は2倍の4億円になるのですか。

中山間地域優先枠においても、複数年にわたる計画の作成は可能です。

なお、本枠における上限額は「総事業費」ですので、2か年にわたる事業であっても、従来どおり総額で2億円を事業費の上限とします。

問14 中山間地域所得確保対策との関係を教えてください。

- 1 中山間地域所得確保対策は、市町村が策定する中山間地域所得確保計画に基づく調査分析や販路開拓の取り組みとともに、「関連事業」として位置付けられた畜産クラスター事業等の中山間地域に係る優先枠の活用による、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を組み合わせて総合的に支援するものです。
- 2 畜産クラスター事業では、中山間地域所得確保計画を策定していない場合であっても、畜産クラスター事業の中山間地域優先枠の要件を満たせば、枠の中で優先的に採択することとしますが、中山間地域所得確保計画を策定する地域については、中山間地域における施策の整合性を図るため、農林水産省の中山間振興部局（農村振興局）に意見を聴取した上で、特に優先して採択することとします（ただし、畜産クラスター計画が一定水準に満たない場合には、採択できない場合もあります）。
- 3 また、中山間地域所得確保計画に位置付けられた場合には、関連する他の補助事業を活用して、畜舎周りの鳥獣害防止柵の設置や飼料作物生産拡大のための基盤整備等に取り組める場合があります（ただし、他の補助事業の要件に基づいて事業実施する必要があります）。
- 4 詳細は、中山間地域所得確保計画の策定主体である市町村等にお問い合わせください。

## X II 輸出拡大優先枠

問1 輸出拡大優先枠の目的は何ですか。

- 1 国産畜産物の輸出の安定的な拡大に資するため生産余力を創出することが重要であり、そのためには、生産量の拡大の他、輸出する際の諸条件等に対応できる畜産物の生産が必要です。
- 2 このため、輸出拡大に必要な生産基盤の整備や、輸出拡大に向けた畜産クラスター協議会の取組を支援することを目的としています。

問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。

輸出拡大優先枠においては、以下の要件を満たす畜産クラスター協議会の構成員が行う生産量の拡大や輸出に対応した生産基盤の整備のための施設整備を支援します。

- (1) 協議会の構成員に輸出に取り組む事業者が含まれていること
- (2) 安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画を踏まえた生産拡大計画を有すること
- (3) 生産する畜産物の輸出に当たって、畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画を有すること

問3 輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。

具体的な要件は以下のとおりです。

- (1) 協議会の構成員に含まれる「輸出に取り組む事業者」とは、畜産物（牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳及びその加工品）に係る輸出実績を有する、又は、その体制、事業内容から、継続的な輸出が行われると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施の翌年度から5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者をいいます。
- (2) 「輸出計画」とは、輸出に取り組む事業者が策定する輸出の相手国、数量等、輸出に向けた将来の目標が記載された任意の計画であり、畜産クラスター協議会与共有されている計画をいいます。
- (3) 「生産拡大計画」とは、輸出計画を踏まえて、安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、「輸

出条件に合った生産方法の確保」について記載された計画であり、畜産クラスター計画への記載を持って代えることができます。

- (4) 「畜種別統一ロゴマーク等の活用計画」とは、  
(2) の「輸出計画」に畜種別統一ロゴマークを活用する計画をいいます。

問4 輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 都道府県が実施した総合評価結果を踏まえ、一定の水準にある計画について、優先枠の範囲内で優先採択をします。
- 2 このため、総合評価結果が低い場合には、採択されない場合もあります。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超える場合には、枠内で割り当てできなかった事業について、一般枠の中で再審査します。

問5 輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出されることが必要ですか。

- 1 輸出拡大優先枠の目的は、輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出することにあります。
- 2 このため、事業を実施した畜産経営で生産された畜産物が輸出されなかったとしても、要件を満たさないことにはなりません。
- 3 しかしながら、協議会として生産拡大がなされず、輸出計画との整合性が図られていない場合には、改善を指導することとなります。

問6 輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出に取り組む事業者は、事業実施後5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者でなければなりません。
- 2 このため、事業実施後5年を経過しないうちに、輸出事業者が協議会構成員から離脱し、輸出につながる取組が行われなくなった場合には、要件を満たさなくなることになり、補助金返還を求める場合もあります。

問7 輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出の実現に当たっては、相手国の需要や動物検疫の問題等、多くの課題をクリアする必要があります。このため、やむを得ず輸出計画通りの輸出がなされない場合であれば、成果報告の際にその理由等を示していただくこととなります。
- 2 ただし、輸出に向けた取組が全くなされていないなど、適切な事業執行が行われていないと判断された場合には補助金返還を求める場合もあります。

問8 輸出拡大優先枠の畜産物輸出コンソーシアムの取組との連携とはどのような取組ですか。

- 1 輸出に取り組む協議会については、※畜産物輸出コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が作成した輸出に取り組む計画と連携した生産計画を畜産クラスター協議会が作成し、生産計画に基づいた畜産物生産に取り組む場合に、取組に必要な施設について整備を支援する仕組みです。このことは、事業実施の輸出拡大優先枠の要件である、
  - ① 畜産クラスター協議会に参加する輸出に取り組む事業者が参加する
  - ② 輸出に取り組む事業者が輸出の計画を作成する
  - ③ 畜産クラスター協議会が輸出の計画に基づいた生産計画を作成するの①がコンソーシアムとの連携、②がコンソーシアムが作成した輸出に取り組む計画に読み替えが可能となる仕組みです。
- 2 また、上記の仕組みを活用して、輸出向けの肥育牛の生産に取り組む協議会と子牛生産に取り組む協議会が連携する場合は、子牛生産に取り組む協議会が両協議会間の連携した生産体制を構築（コンソーシアムも関与）、肥育地帯のニーズに対応した子牛の生産計画の作成、生産計画に基づいた子牛生産に取り組むことで、子牛生産に取り組む協議会も輸出拡大優先枠を活用することが可能となりました。

※畜産物輸出コンソーシアムとは、生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制。

問9 畜産物輸出コンソーシアムとの連携とはどのような取組がありますか。

畜産クラスター事業は、地域の取組を支援するものであることから、地域により事情が異なるため、具体的な連携の形態を示していませんが、例として、

- ① コンソーシアムの輸出に取り組む計画と肥育牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会の生産拡大計画が連動（連携）して、地域単位で肥育牛を増頭する取組
- ② 肉用子牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会又は、肥育牛生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会が、輸出向けの肥育牛の生産拡大を図るために、地域内一貫体制を構築する取組

コンソーシアム、肉用子牛の生産地帯の畜産クラスター協議会、肥育牛の生産地帯の畜産クラスター協議会の三者連携により、

- ③ 肉用子牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会が肥育牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会に対し、肥育素牛の供給を拡大する計画（生産拡大計画）に基づいた取組を行う場合
- ④ 肉用子牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会が肥育牛の生産を主たる目的とする畜産クラスター協議会で広域的な一貫体制を構築する取組等を想定しております。

問10 畜産クラスター協議会の中心的な経営体であって、協議会の取組とは別に輸出コンソーシアムに参加している場合、輸出拡大優先枠の支援対象になりますか。

輸出力を強化するためには、産地の育成や生産力の強化が図られることが重要です。また、畜産クラスター事業は、地域単位での取り組みを支援する事業の仕組みであることから、畜産クラスター協議会に参加する輸出に取り組む事業者が参加することや、畜産クラスター協議会が輸出の計画に基づいた生産計画を作成する等、地域の取組として行うことを要件としています。このため、個人だけでなく、農家集団であっても畜産物輸出コンソーシアムに参加しただけでは、協議会の取組ではないので、畜産クラスター事業の輸出拡大枠の対象になりません。

※畜産クラスター事業は、地域の取組を支援するものであり、畜産クラスター計画に位置付けられた取組でなければ、支援対象になりません。

問11 畜産物輸出コンソーシアムとの連携は肉用牛以外の畜種は対象にならないのですか。

- 1 輸出コンソーシアムとの連携については、肉用牛のみを対象としています。
- 2 これは、肉用牛の生産を拡大し、輸出する牛肉を増やすためには、輸出コンソーシアムと直接的な繋がりのない肉用子牛生産地帯との連携が必要となりますが、現行の輸出拡大優先枠においては、輸出事業者が協議会に参画するなどの要件があることから、かなり広範囲の協議会体制を構築する必要がありました。このため、協議会間の連携でも輸出拡大の取組を優先的に推進できるようにしたものです。
- 3 一方、他の品目については、肉用牛生産のように繁殖、肥育が分かれているわけでは無いため、現行の仕組みを利用することが可能と考えています。

問12 雛等の供給は輸出拡大優先枠における肉用子牛の供給と同じ解釈とすることができますか。

- 1 畜産クラスター事業における輸出への取組については、輸出力を強化するための産地の育成や生産基盤の強化を図ることを目的としております。
- 2 一方で、雛の供給については、1 経営体から広範囲の養鶏農家に雛を供給するのが一般的であり、地域単位で連携する取組とは言い難いため、肉用子牛の供給と同様に扱うことは困難です。

### XIII 飼料増産優先枠

問1 飼料増産優先枠の目的は何ですか。

- 1 畜産生産基盤の強化を図るためには、輸入飼料に過度に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産への転換が求められています。
- 2 このため、自給飼料の一層の生産拡大や高品質化、放牧を通じた省力的かつ効率的な飼養管理技術の普及を推進するために、優先枠を設定したものです。

問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。

飼料増産優先枠を活用するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 畜産クラスター協議会における国産飼料の供給量を増やすため、畜産クラスター計画に「自給飼料生産数量の拡大方策」又は「国産飼料利用数量の拡大方策」について記載された「行動計画」を設定すること
- ② 畜産クラスター計画に設定した「行動計画」の実現に向けて、関係する中心的な経営体が行う具体的な取組内容について、現況及び事業実施後の国産飼料の利用量又は給与量の変化が分かるように記載した「飼料増産計画」を設定すること
- ③ 中心的な経営体を設定する成果目標として、収益性の向上効果に加えて、給与飼料のうち国産飼料の割合が34%以上となる目標を設定すること  
なお、令和4年度補正予算での採択分から、施設整備事業・機械導入事業ともに成果目標の設定は国産飼料の割合のみとし、収益性の向上効果に関する目標設定は不要とします。  
さらに、令和5年度補正予算での採択分から、取組主体が飼料生産組織の場合は、作業を行う飼料作物面積が現状以上となる成果目標を設定することとします。

問3 飼料増産優先枠での特例措置はありますか（施設整備事業）。

- 1 飼料増産優先枠では、自給飼料関連施設の整備に加え、新たに放牧に取り組む場合に、放牧地に整備する牧柵を補助対象施設に追加します。
- 2 また、令和4年度補正予算での採択分から、成果目標については、別紙1の第6の2は

適用せず、給与飼料のうち国産飼料の給与割合を34%以上（放牧に取り組む場合にあつては、放牧地面積を1頭当たり50アール以上）とする成果目標を設定することとします。ただし、国産飼料の利用量及び国産飼料の給与割合は、現状値を下回らないようにしてください。

- 3 さらに、令和5年度補正予算での採択分から、飼料生産組織については、農業が主たる事業でなくても取組主体となれるようにし、かつ、成果目標については、別紙1の第6の2は適用せず、作業を行う飼料作物面積が現状以上となる成果目標を設定することとします。
- 4 なお、既存の放牧地、放牧地以外の採草地及び用地境界等に整備する場合や、既存の牧柵の更新・補改修は補助対象にはなりません。

問4 飼料増産優先枠での特例措置はありますか（機械導入事業）。

- 1 飼料増産優先枠で取り組む場合には、特例として、飼料粉碎機、TMR運搬車（特装しているものに限る）、子実用とうもろこし収穫機（ヘッダー）、子実用とうもろこし乾燥機を補助対象機械装置に追加します。
- 2 また、成果目標については、施設整備事業と同様の特例としています。

問5 持続性向上タイプで飼料増産優先枠を活用することはできますか。

- 1 飼料増産優先枠は収益性向上タイプの優先枠になりますので、持続性向上タイプで要望することはできません。
- 2 一方、持続性向上タイプにおいても、国産飼料の生産・利用拡大を推進すべき取組と位置付けており、飼料増産優先枠と類似の成果目標を設定できるようにしています。
- 3 また、収益性向上タイプにおいて飼料増産優先枠でのみ特例的に補助対象としていた問4の機械装置については、持続性向上タイプでも補助対象としています。

問6 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。

VII-問 145 のとおり。

問7 株式会社（または持分会社）で飼料生産を行っていますが、その他の事業を営んでいても、飼料生産組織として取組主体に該当しますか。

- 1 飼料増産優先枠では、令和5年度補正予算からの特例として、飼料生産組織については「機械装置の導入を行う取組主体が、要領別紙2の第3の2の（2）のイに定める飼料生産組織に該当する者である場合、要領別紙2の第3の2の（1）のエの「農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの」とあるのは、「農業（畜産を含む。）を事業として営むもの」と読み替えることができるものとする。」とし、農業を主たる事業としていなくても対象とすることとしています。
- 2 そのため、農業以外の別の事業を営んでいる株式会社（有限会社含む）又は持分会社（合資会社、合名会社、合同会社）は、飼料生産を行うのであれば、飼料生産組織として取組主体に該当します。
- 3 なお、株式会社又は持ち分会社に適用する要件については、要領別紙2の第3の2の（1）のエのほか、IV-問8、VII-問77を参照してください。

参考：要領別紙2 該当箇所（第3の2の（1）のエ）

エ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（ウ又はクに該当するものを除く。）の所有に属しているもの

問8 飼料生産組織等で事業要件を「飼料生産受託面積または飼料生産作業面積の拡大」とする場合、面積拡大を証明する書類等の提出は必要ですか。

VII-問 146 のとおり。

問9 飼料生産組織として位置づけられるためには、どのような作業を請け負っている必要がありますか。

VII-問 147 のとおり。

問10 飼料生産組織（取組主体）が、機械導入事業で飼料生産に係る機械装置を導入した畜産農家から飼料生産を受託した場合、畜産農家の機械装置はどうすればよいか。

VII-問 143 のとおり。

問11 畜産農家が機械導入事業の機械装置を使って自給飼料を作っていたが、今後は当該作業を飼料生産組織に委託したい場合、機械装置はどうすればよいか。

VII-問 144 のとおり。

問12 田で草地等管理用機械を要望する際に、誓約書の提出が必要な田とはどのような田を指しますか。

- 1 本事業においては、田で使用する草地等管理用機械を要望する場合は、飼料作物（稲 WCS を含み、飼料用米を除く。）の生産に係る作業のみで当該機械装置を使用する旨の誓約書を提出してください。
- 2 なお、水張りをしておらず畑作物を栽培している田で使用する場合も「田」として扱いますので、誓約書が必要となります。  
（VII-問 39 も参照してください。）

問13 成果目標の「給与飼料のうち国産飼料の給与割合を34%以上」は、どのように考えたらよいのですか。

- 1 国産飼料の割合は、給与している飼料の年間の総重量のうち国産飼料が使われている重量から算出します（別添の国産飼料給与割合計算シートを参照・利用してください）。

国産飼料の使用量

$$\text{国産飼料の給与割合 (\%)} = \frac{\text{国産飼料の使用量}}{\text{1 年間に給与している飼料の総重量}} \times 100$$

- 2 濃厚飼料については、使用している濃厚飼料（配合飼料）の国産飼料の配合割合を入手し、購入量から算出します。子実とうもろこしなど濃厚飼料の原料を自給している場合は、収量（単収×面積で算出等）を国産飼料の給与量とします。また、子実とうもろこし等の濃厚飼料原料を生産者から購入している場合は、その購入量を国産飼料の給与量とします。
- 3 粗飼料については、自給している場合は収量（基本的には、単収×栽培面積等の実績値で算出、単収は地域平均等も利用可）を国産飼料の給与量とします。また、粗飼料を購入している場合は、国産の粗飼料であれば購入量を国産飼料給与量とします。
- 4 エコフィードについては、エコフィードの使用量（給与量）を基に算出します。エコフィード利用量のうち、国産原料由来のエコフィードのみを国産飼料とします。
- 5 放牧に取り組む場合については、放牧地での採食量の把握が困難であることから、以下の条件を満たすことにより、概ね放牧を主体とする飼養管理を行っていることを確認します。
- ① 放牧地面積が1頭当たり50アール以上
  - ② 購入飼料（配合飼料、乾牧草など輸入飼料）がある場合は、補助的な利用に留まっているかを確認（年間購入量から1頭当たりの給与量を算出し確認）

国産飼料の給与割合計算シート（例）

○濃厚飼料

【購入】

飼料の種類	購入量(kg) [a]	国産割合(%) [b]	国産飼料給与量(kg) [a×b÷100]
配合飼料	800,000	10	80,000
子実とうもろこし	50,000	100	50,000
			0
			0
計	850,000 ①		130,000 ②

【自給】

飼料の種類	栽培面積(a) [a]	単収(kg/10a) [b]	国産飼料給与量(kg) [a÷10×b]
子実とうもろこし	300	550	16,500
			0
			0
			0
計	300		16,500 ③

○粗飼料

【購入】

飼料の種類	輸入(kg) [a]	国産(kg) [b]	計(kg) [a+b]
乾草	300,000	100,000	400,000
稲わら	100,000	100,000	200,000
			0
			0
計	400,000	200,000 ④	600,000 ⑤

【自給】

飼料の種類	栽培面積(a) [a]	単収(kg/10a) [b]	国産飼料給与量(kg) [a÷10×b]
青刈りとうもろこし	300	5,000	150,000
牧草	400	3,500	140,000
			0
計	700		290,000 ⑥

総給与量：1,756,500kg (A=①+③+⑤+⑥)

国産給与量：636,500kg (B=②+③+④+⑥)

国産給与率：36.2% (C=B÷A×100)

問14 濃厚飼料と粗飼料を混合給与している場合、国産飼料の給与割合はどのように考えたらよいですか。

- 1 濃厚飼料と粗飼料のそれぞれの重量及び、それぞれの重量に占める国産飼料の使用量を算出してください。
- 2 国産飼料の給与割合は、分母・分子ともに、濃厚飼料と粗飼料の重量を合わせた数字から算出してください。

問15 エコフィードは、国内の食品加工場等から排出された食品残渣等を原料としているので、国産率100%と考えてよいですか。

エコフィードのうち、国産原料由来のエコフィードのみを国産飼料とします。輸入原料由来のエコフィードは国産飼料にカウントしません。

問16 成果目標の国産飼料の割合はどのように確認するのですか。

- 1 購入飼料については、購入伝票などによって確認します。
- 2 自給飼料については、飼料作物の生産ほ場（採草地、飼料とうもろこしほ場、放牧地など）の面積に単収を乗じたものまたは実際の収穫量で確認します。
- 3 確認を行う際には、事業に取り組む中心的な経営体以外のクラスター協議会構成員など、第三者によって、伝票等を確認することとします。

問17 飼料生産組織の成果目標の「飼料作物面積が現状以上」の面積の対象となるのは、どのような作業ですか。堆肥散布面積はカウントできますか。

- 1 成果目標の対象となる「飼料作物面積」とは、飼料生産組織が自ら飼料生産作業を行う面積をいい、作業を受託する面積を含めます。
- 2 面積としてカウントできる作業は、飼料の作付けや収穫に係るもので、二期作や二毛作、牧草の多回刈りによる同一圃場の複数回作業についてもそれぞれの作業を「延べ面積」としてカウントとして構いませんが、堆肥散布作業についてはカウントできません。

問18 畜産クラスター協議会が作成する行動計画の目標設定の妥当性の判断及び検証はどのように行うのですか。

- 1 飼料増産優先枠で取り組む場合には、畜産クラスター協議会の国産飼料の利用拡大の目的達成のための取組、その取組における中心的な経営体等とその他の構成員の連携・役割分担、取組毎の行動計画等を畜産クラスター計画に位置付ける必要があります。
- 2 その際、飼料増産優先枠で施設整備や機械導入を行う中心的な経営体毎に飼料増産計画を作成し、その内容をとりまとめたものを畜産クラスター協議会の行動計画として畜産クラスター計画に位置付けることとします。
- 3 このため、行動計画の検証は、中心的な経営体毎の飼料増産計画の達成具合をもって検証することとします。
- 4 なお、都道府県においては、畜産クラスター計画の認定をする際に、中心的な経営体の飼料増産計画の取組内容や目標設定の妥当性についても確認してください。

問19 畜産クラスター協議会の行動計画及び中心的な経営体の飼料増産計画はいつまでに作成する必要がありますか。

- 1 畜産クラスター協議会の行動計画及び中心的な経営体の飼料増産計画は畜産クラスター計画の一部として、都道府県の確認を受ける必要があります。
- 2 これら手続きについては、要領において、(1)機械導入事業では事業参加申請書、(2)施設整備事業では事業実施計画書を提出する際に、認定を受けた畜産クラスター計画を添付することとなっているので、それまでに都道府県知事の認定を受ける必要があります。
- 3 なお、要望調査においては、都道府県や地方農政局のヒアリング等における修正の指摘等をうけ、変更承認申請が必要になる可能性がありますので、必ずしも都道府県知事の認定を受けている必要はなく、案段階で構いませんが、予め都道府県に確認を得ていただくようお願いします。

問20 現状で国産飼料の給与割合が34%以上の場合は達成目標をどのように設定するのですか。

- 1 現状で国産飼料の給与割合が34%以上である場合は、収益性の向上を図りつつ、飼料増産の取組を実施することにより、現状の国産飼料の給与割合を維持又は向上させる目標を設定することとします。
- 2 現状の国産飼料の給与割合を維持する場合であっても、現状の国産飼料の利用量は下回らないこととします。

問21 飼料増産計画の目標年度は何年後に設定するのですか。

- 1 目標年度は事業に取り組む中心的な経営体が設定する施設整備事業及び機械導入事業の成果目標の目標年度と同じとし、成果目標の達成状況について、都道府県の確認を受けた飼料増産計画を次により提出してください。
- 2 施設整備事業においては事業終了年度の翌年度から5年以内の間で設定し、目標年度の翌年度に成果目標と同時期に協議会で評価し、成果目標と同様に都道府県知事に報告し、報告を受けた都道府県知事は、地方農政局長等に報告します。
- 3 機械導入事業においては、事業実施年度（機械を導入する年度）の翌年度とし、協議会で評価を行い、成果目標の検証と同様に事業実施主体に報告し、報告を受けた事業実施主体は、基金管理団体に報告するとともに、都道府県に報告します。

問22 飼料増産計画の取組事項はどのように選択するのですか。

- 1 飼料増産計画の取組事項は、別添5の別記様式の取組対象事項のうちから、事業に取り組む経営体の実情に応じて取組が確実と見込まれるものについて1つ以上を選択し、目標年度までの達成目標を設定します。
- 2 別記様式に記載のない取組事項で飼料増産を進める場合には、「その他飼料増産に関する取組」を選択し、具体的な取組内容を記載してください。
- 3 目標達成のために実施する具体的な取組内容を「目標達成のための取組計画」に記述します。

なお、具体的な取組内容の例は以下のとおりです。

取組対象事項	具体的な取組の内容
青刈りとうもろこし等の高栄養作物の生産	青刈りとうもろこし、ソルガム等の高栄養作物の作付面積の拡大（新たな作付け）に取り組む。
アルファルファ等のマメ科牧草の生産	アルファルファなどのマメ科牧草の作付面積の拡大（新たな作付け）に取り組む。
粗飼料（牧草等）の生産	牧草などの粗飼料の作付面積の拡大（新たな作付け）に取り組む。
稲わら（ストロー）の供給地域の確保	稲わらの供給地域の新規確保（供給地域の拡大）に取り組む。
子実用とうもろこしの生産	子実用とうもろこしやイアコーンサイレージ用の子実用とうもろこしの新たな作付け（作付面積の拡大）に取り組む。
草地更新期間の短縮	既存草地の更新年限の短縮に取り組む（平均更新年数の短縮）。
青刈りとうもろこし等の高栄養作物への転換	飼料作物の種類を青刈りとうもろこし等の高栄養作物に転換することに取り組む。
優良品種への転換	飼料作物の品種を都道府県の奨励品種に転換することに取り組む。
稲発酵粗飼料の品質向上	稲発酵粗飼料を専用品種の利用、適切な栽培管理などにより品質を向上させることに取り組む。
輸入粗飼料から国産粗飼料への転換	輸入粗飼料の利用から国産粗飼料への切り替え利用に取り組む。
輸入とうもろこしから国産子実用とうもろこしへの転換	輸入とうもろこしの利用から国産子実用とうもろこしへの切り替え利用に取り組む。
国産濃厚飼料の利用拡大	濃厚飼料の国産原料利用割合の拡大に取り組む。
放牧の取組拡大	放牧利用面積の拡大（新たな放牧利用）に取り組む。
国産稲わらの飼料利用拡大	国産稲わらの飼料利用の拡大に取り組む。
エコフィードの生産・利用拡大	国産原料由来のエコフィードの利用拡大又は高栄養化に取り組む。

## XIV 省エネ優先枠

問1 省エネ優先枠の目的は何ですか。

- 1 穀物価格の上昇等によって配合飼料価格が上昇し、さらに円安の影響等による物財費の上昇が畜産経営を圧迫しており、生産コストの削減が必要となっています。
- 2 このため、畜産経営における省エネ機器の導入を推進するため、優先枠を設定したものです。
- 3 省エネ優先枠を実施するためには、畜産クラスター計画の行動計画に「電力使用量又は燃料使用量の削減」を設定するとともに、中心的な経営体の取組を記載する必要があります。  
なお、要望調査段階では認定を受けている必要はありませんが、割当後の事業参加申請までに都道府県の認定を受ける必要があります。

問2 成果目標の「電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減」は、どのように考えたらよいのですか。

- 1 これまで、畜産クラスター計画に基づき、畜産経営の収益性の向上等に必要な成果目標を設定していましたが、省エネ機器の導入を推進する観点から、「電力使用量又は燃料使用量の5%以上の削減」を設定することとしたものです。
- 2 具体的には、導入する省エネ機械装置に関連する電力使用量について、前年同月との比較をし、5%以上削減することを確認します。  
なお、キュービクル等、電力の契約単価を抑制する機械装置等については、電力料金の5%以上の削減を成果目標にできることとします。
- 3 燃料使用量は、化石燃料（重油、灯油）を使用した温水ボイラー等からヒートポンプ導入による燃料使用量の削減も可能としています。
- 4 成果目標の確認については、原則として、導入した機械装置を設置する畜舎単位とし、電力使用量等の証明が農場単位等の場合には、本事業で導入した機械装置以外に省エネ機器の導入がない等、成果目標の達成が本事業によるものである旨の説明資料を成果報告時に提出してください。

問3 電力使用量又は燃料使用量はどのように証明したらよいですか。

- 1 省エネ優先枠の成果目標については、前年同月比による削減率としており、使用量が記載された電力会社等の伝票により確認することとなります。
- 2 なお、燃料使用量については、化石燃料（重油、灯油）の購入頻度が不定期となる場合もあることから、前年同時期の2ヶ月ないし6ヶ月の購入数量の月平均値をもって確認することとします。

問4 省エネ優先枠での具体的な支援対象は何ですか。（機械導入事業）

- 1 対象となる機械装置の区分は、
  - ①畜舎温度制御機械装置（自動制御装置付き畜舎カーテンを除く）
  - ②省エネ・電力安定供給のための機械装置（自家発電機を除く）としますが、ヒートポンプの導入を推進する観点から、ヒートポンプと一体的に導入する場合に限り、バルククーラーの導入も可能としています。ただし、バルククーラー単独で成果目標を達成できる場合についてはこの限りではないこととします。

いずれの場合もバルククーラーについては、現有機と同容量の導入も可能とし、現有機の容量を下回らないことに留意が必要となります。
- 2 また、ヒートポンプと一体的にバルククーラーを導入する場合は、ヒートポンプの一部として「プレートクーラー」及び「冷水・温水タンク」も補助対象とします。

ただし、「プレートクーラー」及び「冷水・温水タンク」の性能は、一体的に導入するヒートポンプ、バルククーラーに沿ったものとします。
- 3 なお、バルククーラーについては、これまで同様、バルククーラーの一部として、生乳の冷却に必要な「プレートクーラー」及び「冷却機」等も補助対象としています。

問5 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。

- 1 キュービクル（高圧受変電装置）及びパワーコントローラー付き蓄電池を補助の対象としております。
- 2 パワーコントローラー付き蓄電池については、太陽光発電やバイオマス発電等の発電装

置は補助対象となりませんが、すでに太陽光発電やバイオマス発電装置が農場用として設置されているか、又は蓄電池の導入に合わせて当該発電施設の整備を自ら行い、発電された電力を有効活用する場合に補助の対象となります（他者の所有する太陽光発電、バイオマス発電装置からの給電用途は補助の対象となりません）。

## XV 新規就農優先枠

問1 新規就農優先枠と一般枠の違いを教えてください。

- 1 新規就農希望者の初期投資や就農後の経営費の負担軽減を図るため、令和6年度補正予算から、施設整備事業の要件を一部緩和する新規就農優先枠を措置したところです。
- 2 一般枠との違いは、以下のとおりです。
  - (1) 取組主体（施設や家畜の借受者）
    - ・畜産経営を新たに開始する個人又は法人で、大規模経営を除く。
  - (2) 施設等の貸付主体
    - ・地方公共団体、事業協、社団・財団法人、公社、農協
  - (3) 補助対象等
    - ・施設整備事業費の上限：2億円  
（複数年事業の場合も同額。ただし、家畜導入及び第三者継承に伴う権利調整等に係る経費は別）
    - ・国への協議不要で特認事業費の適用が可能
    - ・施設の補改修に伴う既存設備の撤去費用を補助対象に追加  
※ただし、撤去した設備の処分費用は補助対象外
    - ・放牧に取組む場合に必要となる放牧関連施設（牧柵）の整備を補助対象に追加  
（飼料増産枠と同様）
    - ・貸付方式によらない畜舎整備を行う場合又は後継者不在の経営体から施設とともに家畜も継承する場合に、家畜の購入に係る経費を補助対象に追加
    - ・後継者不在経営体の経営資源を継承する場合に、当該経営資源の円滑な継承のために必要な権利調整等を司法書士等に委託するための経費を補助対象に追加  
（定額、上限100万円）
- 3 なお、一般枠でも、新規就農に係る施設整備や施設と一体的に貸付ける家畜の導入は可能であり、中山間地域優先枠では、離農や経営規模を縮小する畜産経営で飼養されていた家畜を継承する場合に、その家畜の購入に係る経費の一部を補助対象にできます。

問2 持続性向上タイプで新規就農優先枠を活用することはできますか。

- 1 新規就農優先枠は収益性向上タイプの優先枠になりますので、持続性向上タイプで要望することはできません。
- 2 一方、持続性向上タイプにおいても、新規就農・経営継承を推進すべき取組と位置付けており、関連した成果目標を設定できるようにしています。

問3 本優先枠の新規就農者の定義を教えてください。一般枠の家畜の借受者の要件である「家畜の飼養を開始してから5年以下の者」は対象にならないのですか。

- 1 本優先枠では、新たに畜産経営を開始するに当たり、初期投資の負担を軽減することを目的としているため、対象者は、要領別紙1の第3の(1)～(4)の者のうち、
  - ・畜産経営を新たに開始する個人又は法人
  - ・中小規模経営（正規雇用者数が6人以上等、要領別紙1の第6の2(1)の大規模経営に該当しない経営体）に限定することとしています。
- 2 このため、既に家畜の飼養を開始している経営や、畜産経営における新たな畜産部門の立ち上げのための施設整備は、初期投資ではなく規模拡大等のための追加的な投資であることから、本優先枠ではなく一般枠等を活用ください。
- 3 なお、後継者不在の個人経営からの継承の場合は、経営継承を前提に、事前に当該経営での就農や研修を行い技術の継承等を行う場合もありますので、当該経営の従業員による第三者継承も「新規就農」として認めることとします。

問4 第三者継承の「第三者」の定義について教えてください。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で定義されている「家族」以外の者とし、具体的には、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者は家族となることから、それに該当しない孫、甥、姪、叔父、叔母等については第三者の扱いとなります。

問5 親元就農や法人経営を継承する場合は対象になりますか。

- 1 親元就農については、新たに就農し親の経営権を継承する場合は対象にできます。この場合、親元就農する継承者は、原則として経営者の子としますが、子が高齢である等継承者になれない事情がある場合は、甥や姪、孫等の親族による継承も認めることとします。  
ただし、既に従業員として就農している場合は「新規就農」には該当しません。  
また、家族（又は親族）内で継承する家畜の購入費用や土地や施設の登記手続き等に係る経費についても、補助の対象外とします。
- 2 法人の場合、継承元の法人が解散せず単に法人の代表者が代わるだけの場合は、本優先枠における「新規就農」には該当しません。  
ただし、法人化した家族経営体の場合は、1の親元就農の考え方を適用することができます。
- 3 また、既に親元や法人の従業員として就農している者が、独立して子会社を立ち上げる場合については、出資や役員構成等の状況によっては、実態上そのグループとしての規模拡大ともみなせる場合もあることから、原則として本優先枠の対象にはなりません。

問6 施設等の貸付けができる取組主体が一般枠と異なるのはなぜですか。

- 1 本優先枠では、新規就農者の早期の経営安定を地域ぐるみで支援する観点から、施設等の貸付けと併せて技術面や経営面での組織的なサポートが期待できる農協や地方公共団体等に貸付主体を限定することとしています。
- 2 法人等の従業員が独立して新規に畜産経営を開始するに当たり、法人が施設を整備して当該従業員に貸付ける場合は、当該法人グループとしての規模拡大ともみられることから、本優先枠の対象とはなりませんので、一般枠での事業実施を検討してください。

問7 なぜ本優先枠に限り家畜の購入が可能なのですか（一般枠でも購入方式を認めてほしい）。

- 1 従来より、本事業における家畜導入の取扱いは、地域の取組として新規就農や規模拡大を進めるため、自治体や農協等がリスクを負ってでも畜舎を整備し、新規就農や規模拡大を行う者に貸し出す場合に限り、その施設と一体的に貸し付ける家畜について補助対象としてきたところです。

- 2 また、購入方式での家畜導入は、肉用牛・酪農重点化枠における地域システムの構築を早期に図るための取組と、中山間優先枠における離農や経営規模を縮小する畜産経営で飼養されていた家畜を継承する場合に限り認めてきたところです。
- 3 本優先枠では、初期投資負担の大きい新規就農者の早期の経営確立を後押しするため、自らが取組主体として施設整備を行う場合や、第三者継承に当たり施設等とともに家畜も継承する場合など、貸付方式以外の施設整備においても家畜導入への支援を行えるようにしたものです。
- 4 なお、本事業は施設整備事業として実施するものであるため、本優先枠においても家畜導入単独での事業実施はできませんが、2か年に渡る事業計画を策定し、1年目は施設整備、2年目は家畜導入という形での取組も可能です。

問8 親元就農や第三者継承により継承する経営基盤について、譲渡ではなく貸借による継承はできますか。

- 1 新規就農者の事情により、就農時に経営基盤（畜舎、機械、家畜等）を一括購入することが困難な場合は、貸借等による段階的な移譲も可能としますが、経営権の委譲（新規就農者による独立・自営就農）は必須とします。
- 2 なお、離農を予定している後継者不在経営体が取組主体として施設を整備し、新規就農者に貸し付けることはできませんので、この場合は、農協等が後継者不在経営体から施設等を借り受けまたは購入し、補改修をした上で新規就農者に貸し付けるか、新規就農する者が自ら整備する計画を作成して事業の申請をしてください。

問9 後継者不在経営体の経営資源を継承する場合に、当該経営資源の円滑な継承のために必要な権利調整等の経費とは、具体的にどのような経費が対象ですか。

- 1 本優先枠により支援する経費は、後継者不在経営体が所有する用地や施設について、用地の境界を確定させるための測量や所有権等の調整、登記手続き等に係る業務を土地家屋調査士や司法書士等へ委託する経費とします。
- 2 本経費は、新規就農者が取組主体として自ら取り組む場合に支援することを想定していますが、新規就農者の負担軽減のため、施設等の貸付主体による取組も補助の対象になり得ます。

ただし、貸付主体に補助することで結果的に新規就農者の負担軽減になることが条件であり、また、農地中間管理機構事業等の類似の事業を実施している場合は、本優先枠による補助と重複しないようにしてください。

3 なお、本経費は、家畜導入と同じ予算項目で支出します。

本取組を実施する場合は、施設整備の事業計画書に合わせて記載いただく形で構いませんが、当該計画書の（２）の「経営継承に係る取組概要」に具体的な取組計画等を記載し、要する経費は（５）の「施設等の整備の内容」に記載してください。

問10 新規就農優先枠での２億円の上限事業費は、どのメニューに適用されますか。

1 新規就農優先枠では、①施設整備、②家畜導入、③後継者不在経営体の経営資源を継承するための権利調整等の取組が実施可能としていますが、このうち①に係る事業費の上限を２億円とします。

2 なお、複数年度にわたる事業を実施する場合においても、施設整備に係る事業費は総額で２億円を上限とします。